

資料編

■ 稚内市防災会議条例

〔昭和 37 年 12 月 19 日〕
〔 条 例 第 1 9 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第16条第 6 項の規定に基づき、稚内市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 稚内市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者
 - (2) 陸上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が北海道知事の同意を得て任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が当該所属長の同意を得て任命する者
 - (5) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 稚内地区消防事務組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 稚内地区消防事務組合の消防団長のうちから市長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、その再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年6月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月16日条例第4号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(平成7年6月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月24日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年2月9日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月2日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

■ 稚内市防災会議運営規程

〔昭和 38 年 12 月 5 日〕
訓 令 第 13 号

(趣旨)

第 1 条 稚内市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)、同法施行令(昭和 37 年政令第 286 号)及び稚内市防災会議条例(昭和 37 年稚内市条例第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長(以下「会長」という。)に事故あるときは、防災会議委員(以下「委員」という。)である副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対し、防災会議の招集を求めることができる。

(議事)

第 4 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

(委員の異動報告)

第 5 条 委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日訓令第 23 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

■ 稚内市災害対策本部運営規程

〔昭和 38 年 12 月 5 日〕
訓 令 第 15 号

(趣旨)

第 1 条 稚内市災害対策本部の運営について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び稚内市災害対策本部条例(昭和 37 年稚内市条例第 20 号)に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第 3 条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、教育長、稚内市部設置条例(昭和 49 年稚内市条例第 3 号)に規定する部の長、市立稚内病院長、市立稚内病院事務局長、稚内市教育委員会事務局組織規則(昭和 49 年教委規則第 1 号)に規定する部の長、議会事務局長、監査事務局長及び政策経営室長をもって充てる。

(部及び班)

第 4 条 災害対策本部(以下「本部」という。)には、次の部及び班を置く。ただし、災害の状況により一部の部又は班を設置しないことができる。

- (1) 総務対策部 総務班、職員班、調査班、企画班、秘書班、広報班
- (2) 財政対策部 財政班、管財班、会計班
- (3) 市民生活対策部 環境衛生班、市民生活班
- (4) 保健福祉対策部 救護班、保健予防班、給食班
- (5) 建設対策部 土木班、港湾班、住宅班、都市計画班
- (6) 経済対策部 農政班、水産商工班、観光班
- (7) 教育対策部 学校教育班、社会教育班、体育施設班
- (8) 水道対策部 庶務班、給水班、下水道班
- (9) 支援部 支援班
- (10) 医務対策部 庶務班、医療班

2 前項各号に掲げる部及び班の長は、部にあつては部長職(相当職含む。)、班にあつては課長職(相当職含む。)をもって充てる。

3 班に属すべき職員は、班長の属する課等の職員をもって充てる。

(本部員会議)

第 5 条 本部員会議は、災害応急対策又は災害予防の重要事項を協議し、その推進にあたる。

(現地災害対策本部の任務)

第6条 現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部の指示及び地域防災計画に定めるところにより災害応急対策の実施を推進すること。
- (2) 被災地の各種情報を収集し、報告すること。
- (3) その他災害対策に関すること。

(現地災害対策本部員会議)

第7条 現地災害対策本部員会議は、現地本部の職務遂行上の重要事項を協議し、その推進に当たるものとする。

(本部及び現地本部庶務)

第8条 本部及び現地本部の庶務は、総務対策部総務班において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年10月22日訓令第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月24日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年10月23日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第24号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月29日訓令第9号)

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

■ 稚内市災害対策本部条例

〔昭和 37 年 12 月 19 日〕
〔 条 例 第 2 0 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、稚内市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 9 月 24 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 2 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

■災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道(以下「道」という。)及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態(以下「災害時等」という。)において、被災市町村(災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置(以下「応急措置等」という。)を十分に実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条で準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援(以下「応援」という。)を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等(避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。)の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前 2 項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第 8 条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前第 2 項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第 9 条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第 7 条第 1 項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

別表

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町
桧山支庁	桧山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市町
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市町
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

■災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣 応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資 当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資 当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) 協定第2条第6号に規定する事項 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

る。

(その他)

第 6 条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

平成 9 年 11 月 5 日に締結された実施細目は、これを廃止する

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

別表第 1 連絡担当部局(北海道)

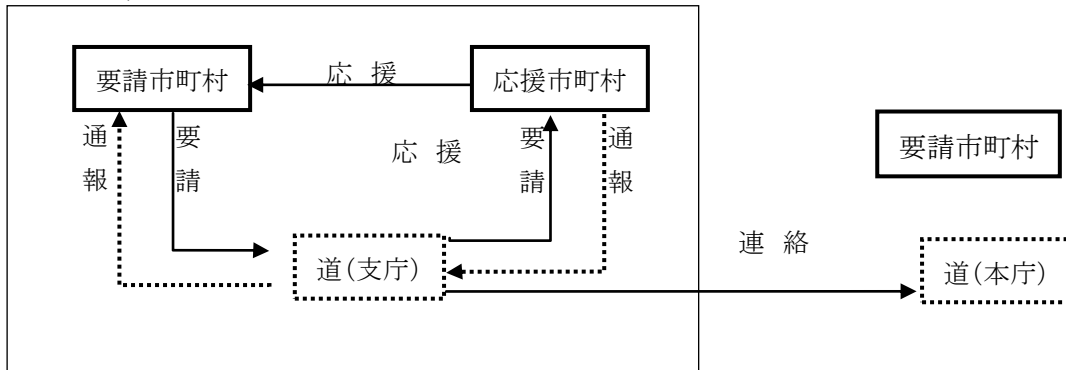
担当部課名	担当部(局)名		担当課名	NTT 電話番号			北海道 総合行政情報 ネットワーク 電話番号	FAX 番号	備 考
				番号	内線	種別			
本 庁	自然災害等 国民保護	総務部危機対策局	防災消防課	011-231-4111	22-563	代表	6-210-22-563	011-231-4314	
			参 事	011-231-4111	22-583			011-232-1273	
石 狩 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	011-231-4111	34-326	代表	6-210-34-326	011-232-1070	
渡 島 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0138-51-9111	2191	代表	6-250-2191	0138-47-9203	
檜 山 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0139-52-1010	2191	代表	6-310-2191	0139-52-5781	
後 志 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0136-22-1111	2191	代表	6-350-2191	0136-22-0948	
空 知 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0126-23-2231	2191	代表	6-450-2191	0126-25-8144	
上 川 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0166-26-1211	2191	代表	6-550-2191	0166-46-5204	
留 萌 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0164-42-1511	2191	代表	6-410-2191	0164-42-2596	
宗 谷 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0162-33-2510	2191	代表	6-510-2191	0162-33-2644	
網 走 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0152-44-7171	2191	代表	6-650-2191	0152-44-7261	
胆 振 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0143-22-9131	2191	代表	6-750-2191	0143-22-4761	
日 高 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0146-22-2211	2191	代表	6-610-2191	0146-22-6542	
十 勝 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0155-24-3111	2191	代表	6-850-2191	0155-26-3103	
釧 路 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0154-41-1131	2191	代表	6-710-2191	0154-42-2116	
根 室 支 庁	自然災害等 国民保護	地域振興部	地域政策課	0153-23-6131	2191	代表	6-810-2191	0153-23-6182	

連絡担当部局(市町村)※省略

連絡系統図

第1 要請(同一支庁の市町村への要請)

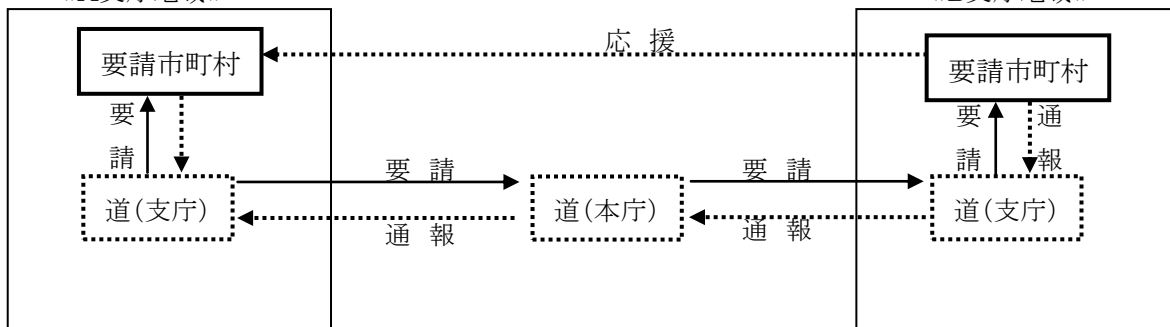
《A支庁地域》



(注) 支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、支庁にその旨連絡するものとする

第2 要請(他支庁の市町村への要請)

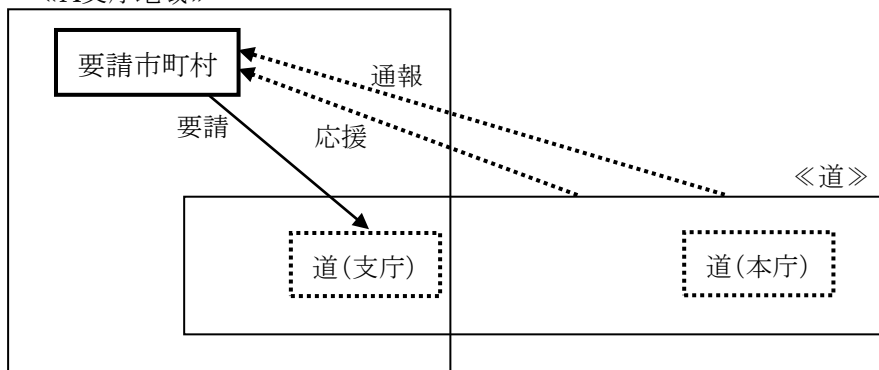
《A支庁地域》



(注) 支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、支庁にその旨連絡するものとする

第3 要請(道への要請)

《A支庁地域》



■災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

道北市長会構成市である旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、深川市及び富良野市(以下「構成市」という。)は、災害時の相互応援に関して次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、災害時において構成市が相互に協力することにより、迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被害者の救護を図り、もって構成市住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(災害時の相互応援)

第2条 構成市において災害が発生し、災害を受けた都市(以下「被災都市」という。)が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、構成市が締結している災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定、北海道広域消防相互応援協定その他の災害応援協定に定めるもののほか、この覚書の定めるところにより、他の構成市に応援を求めることができる。

2 応援を要請された都市(第7条の規定により自主的に出動する場合を含む。以下、「応援都市」という。)は、事故の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救護に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 避難、救援及び救出活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供又はあっせん
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請手続)

第4条 被災都市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容

- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、学校及び人数
- (5) 前条第 6 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項

(派遣職員の指揮)

第 5 条 応援のため派遣された職員は、原則として被災都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

(応援要請手続)

第 6 条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 7 号までに掲げる応援の経費については、原則として被災都市の負担とする。
- (2) 第 3 条第 4 号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。

(応援の自主出動)

第 7 条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない等の混乱した状況において、応援都市は被災都市の情報収集に努め、関係職員による情報収集班の派遣等、可能な処置をとるものとし、被災都市の要請がなくとも明らかに応援都市において被災都市に対し緊急の応援が必要と判断される場合には、応援活動に必要な要員、物資、資機材等を想定し自主的に出動するものとする。

2 前項の自主出動に直接要した経費については、原則として応援都市の負担とし、他の経費については前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第 8 条 構成市は、この規定に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期限)

第 9 条 この覚書の有効期限は、覚書締結の日から平成 26 年 4 月 8 日までとする。ただし期間満了の日の 1 か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に 5 年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする。

(その他)

第 10 条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に婀娜めない事項については、構成市が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本覚書 9 通を作成し、各都市の市長が署名の上、各 1 通を保有する。

平成 25 年 4 月 8 日

旭川市 旭川市長
留萌市 留萌市長
稚内市 稚内市長
芦別市 芦別市長
紋別市 紋別市長
士別市 士別市長
名寄市 名寄市長
深川市 深川市長
富良野市 富良野市長

■災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、災害時等における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書(以下「覚書」という。)第 10 条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の公務災害等)

第 2 条 覚書第 3 条各号の規定により派遣した職員(以下「応援職員」という。)が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。

(損害賠償責任)

第 3 条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応急業務の従事中に生じたものについては、被災都市がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの及び被災都市への往復の途中において生じたものについては、応援都市が賠償責任を負う。

(経費の負担方法)

第 4 条 覚書第 6 条第 1 号の規定により、被災都市が負担すべき経費については、応援都市が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっせんした物資、資機材、車両等の経費についてはこの限りではない。

2 応援都市は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災都市に請求する。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費(備蓄しているものを提供したときは、再調達価格)及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械器具又は資機材については、借上料、燃料費(現地調達したものを除く。)輸送費又は破損又故障が生じた場合の修理費(現地修理したものを除く。)

3 前項に定める被災都市への請求は、応援都市の市長名による請求書に關係書類を添付して、被災都市の市長に對して行う。

4 前 2 項の規定よりがたいときは、応援都市及び被災都市が協議して定める。

(応援職員の身分表示)

第 5 条 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡担当部局の報告)

第 6 条 覚書第 8 条第 1 項に規定する連絡部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話・電話番号(勤務時間外の場所を含む。)を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(有効期限)

第7条 この実施細目の有効期限は、実施細目締結の日から平成26年4月8日までとする。ただし期間満了の日の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に5年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする。

(その他)

第8条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に婀娜めない事項については、構成市が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本覚書9通を作成し、各都市の市長が署名の上、各1通を保有する。

平成25年4月8日

旭川市 旭川市長

留萌市 留萌市長

稚内市 稚内市長

芦別市 芦別市長

紋別市 紋別市長

士別市 士別市長

名寄市 名寄市長

深川市 深川市長

富良野市 富良野市長

■北海道広域消防相互応援協定

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 該当地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊(情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。)による応援

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊(以下「航空隊」という。)による応援

(応援隊等の登録)

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊(以下「応援隊」という。)並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等(以下「要請側」という。)の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援側の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係わる旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

別 表

地 域	構 成 市 町 村 等
道 西 地 域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北 部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

■北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター(以下「消防防災ヘリコプター」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事(以下「知事」という。)に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定(以下「消防相互応援協定」という。)第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

■ 緊急消防援助隊運用要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 部隊の任務及び装備等の基準
- 第3章 応援等要請
- 第4章 応援等出動
- 第5章 迅速出動
- 第6章 応援等指揮活動
- 第7章 部隊移動
- 第8章 活動終了及び報告
- 第9章 応援等実施計画
- 第10章 受援計画
- 第11章 関係機関との連携
- 第12章 緊急消防援助隊に関する訓練
- 第13章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」(平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。)に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 緊急この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (4) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (5) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (6) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (7) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (8) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (9) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (10) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (11) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター(以下「消防庁ヘリ」という。)をいう。
- (13) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (14) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官(以下「長官」という。)と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (15) 震央管轄都道府県とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。

- (16) 震央管轄消防本部とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (17) 最大震度都道府県とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (18) 陸上先遣隊とは、迅速出動が適用となる地震発生後、直ちに出動する中隊をいう。
- (19) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
- (20) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。

第2章 緊急消防援助隊の編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第45条に規定する緊急消防援助隊都道府県大隊応援等実施計画(以下「応援等実施計画」という。)に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関(代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇)中隊」、「(〇〇消防本部)中隊」、「(消火)中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両、航空機若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇)小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 航空中隊及び水上中隊は、機体特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(統合機動部隊の編成)

第4条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な機動力のある車両の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)統合機動部隊」と呼称する。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第5条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、基本計画に基づき指定されたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、消火小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊をもって編成するものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第6条 基本計画第2章第4節9に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。
 - (ア) 一般の毒劇物災害対応小隊
呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)
 - (イ) C災害及びB災害対応小隊
陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク
 - (ウ) N災害対応小隊
簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服
- (2) 大規模危険物火災等対応小隊
 - ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車又は耐熱装甲型救助活動車を備えること。
 - ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。
- (3) 密閉空間火災等対応小隊
 - ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
 - ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第7条 基本計画第2章第4節 10 に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 水難救助小隊
 - ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。
 - イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。
 - ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。
- (2) 遠距離大量送水小隊
 - ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。
 - イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。
- (3) 消防活動二輪小隊
 - ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。
 - イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。
- (4) 震災対応特殊車両小隊
 - 震災対応特殊車両小隊は、地震災害における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。
- (5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊
 - その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。
 - ア はしご車
 - イ 照明車
 - ウ 空気ボンベ充填車
 - エ 無人消火ロボット
 - オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 応援等要請

(応援等要請)

第8条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内

の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、長官に対して、速やかに緊急消防援助隊の応援等要請を行うものとする。

- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、都道府県知事に対して、速やかに緊急消防援助隊の応援等要請を行うものとする(別記様式1)。
なお、当該都道府県知事と連絡を取ることができない場合は、長官に対して直接要請するものとする。
- 3 被災地の属する都道府県の知事又は被災地の市町村長は、第1項若しくは第2項又は第5章に規定する迅速出動適用の場合において、被災地又はその隣接する市町村に原子力施設、石油コンビナート等を有するときは、消防庁に対して、速やかに当該施設における被害状況等、緊急消防援助隊の活動上必要な情報について報告するよう努めるものとし、当該報告を受けた消防庁は、当該都道府県に出動している、又は出動する緊急消防援助隊に対して情報提供するものとする。

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

- 第9条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況を考慮して必要と判断した場合は、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県を経由して当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼を行うものとする(別記様式2-1)。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする(別記様式2-2)。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする。
 - 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、基本計画第4章1(3)に定める災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする。
 - 4 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする。

(出動の求め、指示等)

- 第10条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式3-1)。この場合において、原則として、応援先市町村を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なときは、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行い、第12条に規定する消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 2 緊急消防援助隊の配備は、原則として、都道府県大隊を単位として行うものとし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、原則として、当該指揮支援隊の担当する区域に配備するものとする。ただし、航空小隊及び水上小隊については、第12条に規定する調整本部と調整の上、配備するものとする。
 - 3 長官は、次に掲げる災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊(第一次出動航空小隊を含む。以下同じ。)及び出動準備都道府県大隊(出動準備航空小隊を含む。以下同じ。)を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
 - (1) 複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震が発生した場合
 - (2) 複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合
 - (3) その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合

(応援等決定通知)

- 第11条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事に対してその旨を通知するものとする(別記様式3-2)。

(消防応援活動調整本部の設置)

- 第12条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設

- 置するものとする。なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。
- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、当該都道府県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。
 - 3 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第 47 条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画(以下「受援計画」という。)に定めておくものとする。
 - (1)法第 44 条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - (2)法第 44 条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
 - (3)法第 44 条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
 - (4)法第 44 条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
 - 4 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2)被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3)緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - (4)自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5)都道府県災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。
 - (6)その他必要な事項に関すること。
 - 5 調整本部長は、法第 44 条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
 - 6 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
 - 7 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
 - 8 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(指揮本部の設置)

- 第 13 条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害情報の収集に関すること。
 - (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3)緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4)その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
 - 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 14 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」という。)を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、第 33 条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指揮支援本部」という。)又は市町村災害対策本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 3 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2)都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3)緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4)自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5)報道機関への対応に関すること。

第4章 応援等出動

(緊急消防援助隊の出動)

- 第 15 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。
- 2 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。
- 3 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 5 前項の報告を受けた長官は、受援都道府県の知事に対して通知するものとする(別記様式3-3)。

(航空小隊の基本的な出動計画等)

第 16 条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

(1) 基本計画第4章2(1)イに定める第一次出動航空小隊は、下表のとおりとする。

災害発生 都道府県	第一次出動航空小隊	
	情報収集航空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等
北海道	青森県 宮城県	★岩手県 仙台市 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 新潟県

注) 網掛けについては、指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

★については、情報収集航空小隊の代替出動隊を示す。

(2) 基本計画第4章2(2)イに定める出動準備航空小隊は、下表のとおりとする。

災害発生 都道府県	出動準備航空小隊	
北海道	群馬県	★埼玉県 千葉県 東京 横浜市 川崎市 富山県 石川県 山梨県 長野県 静岡県 静岡市

注) 網掛けについては、指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

★については、情報収集航空小隊の代替出動隊を示す。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。

(2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム(以下「ヘリサット」という。)又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。

(3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材若しくは救急用資機材を活用した救助・救急活動又は指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。

(航空小隊の出動に関する留意事項)

第 17 条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 情報収集航空小隊が耐空検査等により出動できない場合に備えて、その代替出動を行う航空小隊(以下「代替出動隊」という。)をあらかじめ指定しておくものとする。

4 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊(代替出動隊を含む。以下同じ。)の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。

5 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。

6 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。

7 消防庁は、航空小隊が耐空検査等により出動できない場合において、航空機の運用調整等の支援を行うため必要と判断したときは、当該航空小隊に対して、車両等による出動を要請するものとする。

8 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。

9 航空小隊の属する消防本部又は航空消防隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 18 条 統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて被災地に迅速に先遣出動するとともに、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うものとし、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。

- (2)被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (3)被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (4)被災地における通信の確保に関すること。
 - (5)初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (6)航空消防活動の支援に関すること。
 - (7)宿営場所の設営に関すること。
- 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(後方支援本部の設置)

第19条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
 - (2)後方支援体制の確立に関すること。
 - (3)関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4)緊急消防援助隊の交替に関すること。
 - (5)物資等の搬送計画に関すること。
 - (6)緊急消防援助隊を派遣している登録市町村の消防本部に対する、情報提供に関すること。
 - (7)消防庁に対する映像及び画像の提供に関すること。
 - (8)その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第20条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

- (1)緊急消防援助隊の集結場所
代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。
なお、災害の状況等により応援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該応援都道府県の調整本部と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする(以下、第2号及び第3号について同じ。)
- (2)緊急消防援助隊の進出拠点
消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部(又は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。
- (3)緊急消防援助隊の宿営場所
消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(又は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。
- (4)緊急消防援助隊の出動ルート
都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第21条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、都道府県大隊長、統合機動部隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊、統合機動部隊又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第 22 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第 33 条に規定する指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本部長」という。)に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1)被害状況
- (2)活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4)使用無線系統
- (5)地理及び水利の状況
- (6)その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第5章 迅速出動

(対象災害及び適用基準)

第 23 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して、次に掲げる出動区分に定めるとおり適用するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

なお、震央管轄都道府県以外の市町村の応援等に関しては、第3章及び第4章の規定による。

- (1)出動区分Ⅰ
最大震度7(東京都特別区は6強以上)の地震が発生した場合
- (2)出動区分Ⅱ
最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合
- (3)出動区分Ⅲ
ア 最大震度6弱(政令市等は5強)の地震が発生した場合
イ 大津波警報が発表された場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第 24 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、次に掲げる出動区分に定めるとおりとする。

なお、長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合は、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

- (1)出動区分Ⅰ
地震発生後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、緊急消防援助隊の出動準備を求めるとともに、下表に基づき、出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式3-4)。
- (2)出動区分Ⅱ
地震発生後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、緊急消防援助隊の出動準備を求めるとともに、下表に基づき、出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式3-4)。
- (3)出動区分Ⅲ
地震発生後又は大津波警報発表後直ちに、震央管轄都道府県又は大津波警報が発表された都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、緊急消防援助隊の出動準備を求めるとし、その後、状況に応じて出動の求め又は指示等を行うものとする。

(表 迅速出動に係る措置要求等の内容)

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊		
		陸上	航空	水上
【Ⅰ】 最大震度 7	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊及び必要な出動準備航空小隊・指揮支援隊輸送航空小隊 全隊・情報収集航空小隊 2 隊・救助・救急・輸送航空小隊 5 隊以上	消防庁長官の求め又は指示による

【Ⅱ】 最大震度6強	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の陸上先遣隊 ①都道府県大隊指揮隊 ②消火小隊 ③救助小隊 ④救急小隊 ⑤後方支援小隊の各1隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊（情報収集航空小隊の代替出動隊を含む）	消防庁長官の求め又は指示による
【Ⅲ】 ア 最大震度6弱 イ 大津波警報	消防庁長官の求め又は指示による			

(迅速出動の適用除外)

第25条 次に掲げる場合は、迅速出動の適用除外とする。

- (1) 第一次出動都道府県大隊が被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合
当該都道府県は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとし、当該報告を受けた長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合は、出動準備都道府県大隊に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- (2) 震央が海域の場合
最大震度都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して出動準備を求めるものとし、その後、状況に応じて出動の求め又は指示等を行うものとする。

(航空小隊の迅速出動に関する留意事項)

第26条 航空小隊の迅速出動に関する留意事項は、第16条及び第17条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 出動区分Ⅰ及びⅡにおいて、情報収集航空小隊を2隊確保するものとし、うち1隊はヘリサットを装備した情報収集航空小隊とする。ただし、震央管轄都道府県において、ヘリサット等を装備した航空小隊により十分な情報収集体制が確保されている場合はこの限りではない。
- (2) 出動区分Ⅰ及びⅡにおいて、ヘリサットを装備した情報収集航空小隊が確保できない場合又は到着に時間を要する場合は、指揮支援隊輸送航空小隊等の中からヘリサットを装備した航空小隊を1隊確保するものとする。

(陸上先遣隊の編成及び任務)

第27条 陸上先遣隊は、原則として、代表消防機関等の同一の消防本部に属する都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊の各1隊をもって編成するものとする。

2 陸上先遣隊は、迅速出動が適用となる地震発生後に直ちに出動するとともに、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うものとし、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (4) 被災地における通信の確保に関すること。
- (5) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (6) 航空消防活動の支援に関すること。
- (7) 宿営場所の設営に関すること。

(出動準備の解除又は迅速出動の中止)

第28条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、出動準備の解除又は迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第29条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。)は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊
 - ア 指揮支援部隊長
震央管轄都道府県の都道府県庁舎
 - イ 指揮支援隊長

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎(消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。)

- (2)陸上先遣隊
震央管轄消防本部の庁舎
- (3)航空小隊
消防庁が連絡する航空隊基地等
- (4)水上小隊
消防庁が連絡する場所

(迅速出動時の出動先の変更等)

第30条 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動時の出動可能隊数等の報告)

第31条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動(出動準備を含む。)する場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。なお、既に出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。

第6章 応援等指揮活動

(指揮体制)

第32条 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 統合機動部隊長は、都道府県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 中隊長は、都道府県大隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第33条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに指揮支援本部を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。
 - (1)第1順位 指揮支援隊長
 - (2)第2順位 都道府県大隊長
 - (3)第3順位 統合機動部隊長
 - (4)第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2)被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び配備された緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3)自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
 - (4)市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (5)調整本部に対する報告に関すること。
 - (6)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (7)その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。

- 5 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 6 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(都道府県大隊本部の設置)

第 34 条 都道府県大隊長は、必要に応じて、都道府県大隊本部を設置するものとする。

この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - (2) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - (3) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同指揮所への参画)

第 35 条 指揮支援本部長は、次に掲げる順位により隊長を指名し、現地合同指揮所の会議に参画させ、自衛隊、警察、DMAT等の関係機関との活動調整にあたらせるものとする。

- (1) 第1順位 都道府県大隊長
 - (2) 第2順位 統合機動部隊長
 - (3) 第3順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同指揮所の設置について指揮者に進言するものとする。

(情報共有等)

第 36 条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式4)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

(活動報告等)

第 37 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び配備された緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び配備された緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報(別記様式5)を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、活動日報(別記様式5)を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 6 航空小隊長は、活動日報(別記様式5)を作成し、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 指揮支援部隊長は、活動日報(別記様式5)を作成するとともに、第5項及び第6項の活動日報を取りまとめ、消防庁長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第 38 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線(以下「防災相互波」という。)、新型防災無線その他の無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、全国共通波1を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、全国共通波2又は全国共通波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の全国共通波を指定することができる。
- (5) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、都道府県内共通

波を使用する。

(6) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信は、都道府県内共通波を使用する。

2 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

(1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

(2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。

ア 応援要請を行う場合

イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合

ウ 新たな災害が発生した場合

エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第7章 部隊移動

(部隊移動の基本)

第 39 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合

(2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

(3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第 40 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続きは、次のとおりとする。

(1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。

(2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。

(3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。

(4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。

(5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第 41 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続きは、次のとおりとする。

(1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

(2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

(3) 受援都道府県知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-5)。

(4) 受援都道府県知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-6)。

(5) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。

- (6)調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (7)調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第8章 活動終了及び報告

(活動終了等)

- 第42条 被災地の市町村長は、緊急消防援助隊の引揚げを決定した場合は、都道府県知事に対して速やかにその旨を通知するとともに(別記様式7-1)、指揮支援本部長に対して緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡するものとする。
- 2 前項の報告を受けた都道府県知事は、消防庁に対して速やかにその旨を通知するものとし(別記様式7-1)、当該報告を受けた消防庁は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式7-2)。
- 3 第1項の連絡を受けた指揮支援本部長は、指揮支援部隊長及び都道府県大隊長に対して、速やかにその旨を連絡するとともに、被災地における活動を終了するものとする。
- 4 前項の連絡を受けた都道府県大隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
- (1)都道府県大隊の活動概要(場所、時間、隊数等)
 - (2)活動中の異常の有無
 - (3)隊員の負傷の有無
 - (4)車両、資機材等の損傷の有無
 - (5)その他必要な事項
- 5 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。
- 6 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告し、調整本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(帰署(所)報告)

- 第43条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。
- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

- 第44条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊活動報告を行うものとする(別記様式8-1、8-2及び8-3)。
- 2 前項の報告を受けた応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊活動報告を取りまとめ、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、長官及び受援都道府県に対して、速やかに報告するものとする(別記様式8-1、8-2及び8-3)。

第9章 応援等実施計画

(応援等実施計画)

- 第45条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。
- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1)都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (2)統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (3)エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (4)情報連絡体制に関すること。
 - (5)その他必要な事項に関すること。

- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

(指揮支援実施計画)

- 第46条 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 指揮支援に関する基本的事項に関すること。
 - (3) 関係機関との活動調整に関すること。
 - (4) 現地合同指揮所への参画に関すること。
 - (5) 情報連絡体制に関すること。
 - (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
 - (7) その他必要な事項に関すること。
 - 3 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び都道府県知事に対して報告するとともに、当該指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

第10章 受援計画

(都道府県の受援計画)

- 第47条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所、救助活動拠点(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠点をいう。)その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点への資機材等の整備に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
 - 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
 - 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

- 第48条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

(消防本部の受援計画)

- 第49条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。

- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点に整備された資機材等の管理に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

第 11 章 関係機関との連携

(関係行政機関等との連絡調整等)

第 50 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第 51 条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC—FORCE(国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。)等と連携するものとする。なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波、新型防災無線等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第 52 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリコプター(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成 19 年法律第 103 号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。

2 都道府県知事は、都道府県大隊が被災地で活動を行うに当たり、隊員の健康管理等のために必要と判断した場合は、被災地に医師等を輸送することができるよう、体制の構築に努めるものとする。

(その他関係機関との連携)

第 53 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第 54 条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第 12 章 緊急消防援助隊に関する訓練

(都道府県の訓練)

第 55 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(消防本部等の訓練)

第 56 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

第13章 その他

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第57条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(都道府県の即応体制等の強化)

第58条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第59条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

緊急消防援助隊の応援等要請

第 報
平成 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(都道府県知事又は市町村長)

消防組織法第44条第1項又は緊急消防援助隊運用要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の応援等を要請します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分		
災害発生場所	都道府県 市区町村		
災害種別・状況			
被害の状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明		
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明		
応援等要請日時	平成 年 月 日 時 分		
必要とする応援隊 (必要隊数を記入。隊数が不明の場合は、○を付ける。)	出動可能な全隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊	特殊災害小隊	N災害対応小隊
	指揮隊	災害小隊	B災害対応小隊
	消火小隊	災害小隊	C災害対応小隊
	救助小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊	密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	特殊災害小隊	遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊	特殊災害小隊	消防活動二輪小隊
	航空小隊	装備小隊	震災対応特殊車両小隊
	水上小隊	小隊	水難救助小隊
		その他()	
連絡事項 (必要資機材等)			

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼

平成 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分		
災害発生場所	都道府県 市区町村		
災害名			
被害の状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明		
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明		
出動準備を依頼する隊 (○の付いた隊)	出動可能な全隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊	特殊災害小隊	N災害対応小隊
	指揮隊	災害小隊	B災害対応小隊
	消火小隊	災害小隊	C災害対応小隊
	救助小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊	密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	特殊災害小隊	遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊	特殊災害小隊	消防活動二輪小隊
	航空小隊	装備小隊	震災対応特殊車両小隊
	水上小隊	小隊	水難救助小隊
		その他()	
連絡事項 (必要資機材等)			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	平成	年	月	日	時	分
出動隊数報告	平成	年	月	日	時	分

〔消防庁広域応援隊長又は 都道府県消防防災主管部長〕 殿
 代表 消防機関 消防長

（都道府県消防防災主管部長又は消防長）

次のとおり隊数を報告します。

都道府県名	災害名	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考	登録隊数
	指揮支援隊						
	指揮隊						
	消火小隊						
	救助小隊						
	救急小隊						
	後方支援小隊						
	通信支援小隊						
	航空小隊						
	水上小隊						
	毒劇物等対応小隊						
	特殊災害小隊						
	N災害対応小隊						
	B災害対応小隊						
	C災害対応小隊						
	大規模危険物火災等対応小隊						
	密閉空間火災等対応小隊						
	遠距離大量送水小隊						
	消防活動二輪小隊						
	震災対応特殊車両小隊						
	水難救助小隊						
	その他()						
	合計						

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 市町村長 殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分
災害発生場所	都道府県					市区町村
災害名						
被害状況	原千力施設等	有・無	被害	有・無	不明	
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無	不明	

出動区分 **求め・指示（消防組織法第44条第__項）**
 アクションプラン 適用（ ） ・ 非適用
 求め又は指示日時 平成 年 月 日 時 分
 求め又は指示する隊

出動可能な全隊	特殊災害小隊	毒劇物等対応隊
指揮支援隊	N災害対応小隊	N災害対応小隊
指揮隊	B災害対応小隊	B災害対応小隊
消火小隊	C災害対応小隊	C災害対応小隊
救助小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
救急小隊	密閉空間火災等対応小隊	
後方支援小隊	遠距離大量送水小隊	
通信支援小隊	消防活動二輪小隊	
航空小隊	震災対応特殊車両小隊	
水上小隊	水難救助小隊	
	その他()	

応援先 都道府県 市区町村
 進出拠点
 連絡事項

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527
NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013
地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 殿
市町村長

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、受振体制を整えてください。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示 (消防組織法第44条第__項)
迅 速 出 動	適用 (区分Ⅰ・区分Ⅱ) ・ 非適用
アクションプラン	適用 () ・ 非適用
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 殿
市町村長

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊運用要綱第23条に規定する適用基準に該当したので、消防組織法第44条規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

歴 央 官 轄 都 道 府 県	
出 動 区 分	求め ・ 指示 区分Ⅰ ・ 区分Ⅱ
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出 動 先	運用要綱第29条に定めたとおり

出動区分	消防支援部隊	都道府県大隊		
		陸 上	航 空	水 上
Ⅰ 見大震度7 (東京都特別区 は6区)	都道府県消防団員 に対応する全ての 指揮支援隊 (ヘリコプターによる 出動は原則とする)	都道府県消防団員に 対応し、かつ出動可能な 大隊の出動可能な全隊	都道府県消防団員に 対応する以下の出動可能な 全隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な 全隊 ②必要の出動航空小隊 ・指揮支援隊航空小隊 全隊 ・代替出動隊(情報収集航空小隊) ③消防団員出動可能な全隊 ・(救助)・救急・輸送航空小隊	消防団員等の 求め又は指示 に基づき出動
		都道府県消防団員に 対応する以下の出動可能な 大隊の出動可能な全隊 ① 都道府県消防団員 ② 消防小隊 ③ 救助小隊 ④ 救急小隊 ⑤ 消防支援小隊 の各1隊	都道府県消防団員に 対応する以下の出動可能な 全隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な 全隊 ②代替出動隊(情報収集航空小隊)	消防団員等の 求め又は指示 に基づき出動
Ⅱ 見大震度6は (東京都特別区 は6区)	都道府県消防団員 に対応する指揮支援 隊の属する (ヘリコプターによる 出動は原則とする)	都道府県消防団員に 対応する以下の出動可能な 大隊の出動可能な全隊 ① 都道府県消防団員 ② 消防小隊 ③ 救助小隊 ④ 救急小隊 ⑤ 消防支援小隊 の各1隊	都道府県消防団員に 対応する以下の出動可能な 全隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な 全隊 ②代替出動隊(情報収集航空小隊)	消防団員等の 求め又は指示 に基づき出動

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
本部長	職・氏名	TEL	職・氏名
航空運用調整班	所属	FAX	

調整本部

設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
本部長	職・氏名	TEL	氏名
指揮支援部隊長	所属		

ヘリベース(HB)

設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
HB指揮者	所属	職・氏名	

フォワードベース(FB)

設置場所:			
FB指揮者	所属	職・氏名	
地上支援隊	所属	職・氏名	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
本部長	職・氏名	TEL

指揮支援本部

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
本部長	所属	氏名
(指揮支援隊長)	TEL	

緊急消防援助隊

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	氏名
	TEL	
後方支援本部	所属	FAX
	TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	氏名
	TEL	
後方支援本部	所属	FAX
	TEL	

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(消防支援部隊長、消防支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在		
災害名			
活動日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
活動場所	都道府県 市区町村		
活動中の異常	有・無	隊員の負傷	有・無
活動内容	車両・資機材の搬送 有・無		
活動中の異常、隊員の負傷、又は車両・資機材の搬送等がある場合は、その内容も記載			
使用資機材			
連携活動機関			
連携活動内容			
出動隊の状況	隊種別	隊員数	隊数
	消防支援隊	人	隊
活動中の異常	消防支援隊	人	隊
	消防支援隊	人	隊
	消防支援隊	人	隊
	消防支援隊	人	隊
	消防支援隊	人	隊
	消防支援隊	人	隊
	消防支援隊	人	隊
	消防支援隊	人	隊
	消防支援隊	人	隊
	消防支援隊	人	隊
救助人員	生存	死亡	合計
傷病者の状況	救助人員	人	人
	合計	人	人
緊急搬送人員	軽症	重症	死亡
	中等症	合計	合計
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分	分
	活動場所		
活動内容			
報告者	消防本部	氏名	
TEL			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(〇〇航空小隊)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在		
災害名			
機体名	機種		
活動場所			
活動人員	パイロット	名・整備士	名・その他
活動時間経過	時間	活動概要	時間
活動実績	火災	救助	救急
	件 名	件 名	件 名
救助・搬送人員	消防	消防	消防
	消防	消防	消防
詳細事項	消防	消防	消防
	消防	消防	消防
救助・搬送人員	消防	消防	消防
	消防	消防	消防
詳細事項	消防	消防	消防
	消防	消防	消防
活動中の異常	有・無	隊員の負傷	有・無
	有・無	車両・資機材の搬送	有・無
翌日の活動予定			
備考			
報告者	所属	氏名	
TEL			

部隊移動に関する意見(照会)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事
市町村長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現在の出動先	都道府県	市区町村
部隊移動先	都道府県	市区町村

求め又は指示する隊の規模	全隊	毒動物等対応隊
	指揮支援隊	N災害対応小隊
求め又は指示する隊の規模	指揮隊	B災害対応小隊
	消火小隊	C災害対応小隊
	救助小隊	大規模危険物火災等対応小隊
	救助小隊	密閉空間火災等対応小隊
	後方支援小隊	遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊	消防活動二輪小隊
	航空小隊	震災対応特殊車両小隊
	水上小隊	水難救助小隊
		その他()

連絡事項

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事又は市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
- その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 殿
市町村長

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め・指示 (消防組織法第44条第__項)		
求め又は指示日時	平成	年	月 日 時 分
現在の出勤先	都道府県	市区町村	市区町村
部隊移動先	都道府県	市区町村	市区町村

求め又は指示する隊の規模	全隊	毒劇物等対応隊
	指揮支援隊	N災害対応小隊
連絡事項	指揮隊	B災害対応小隊
	消火小隊	C災害対応小隊
	救助小隊	水難救助隊等対応小隊
	救急小隊	密閉空間火災等対応小隊
	後方支援小隊	遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊	消防活動二輪小隊
	航空小隊	震災対応特殊車両小隊
	水上小隊	水難救助小隊
		その他()

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村長 殿
(緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由)

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しますので通知します。

部隊移動区分	求め・指示 (消防組織法第44条第__項)		
求め又は指示日時	平成	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 殿
市町村長

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり変遷都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (消防組織法第44条の3第1項)		
指示日時	平成	年	月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-5)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(都道府県知事又は市町村長)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成	年	月	日	時	分
引揚決定した隊						
連絡事項						

<連絡責任者>

担当課室	氏名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事
市町村長 殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚が決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成	年	月	日	時	分
引揚決定した隊	別添(別記様式7-1)のとおり					
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

■大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

改正 平成 21 年 3 月 23 日消防応第 97 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 24 条の 3 の規定に基づき、大規模特殊災害発生地¹の市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地¹の市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助は困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付随する救急搬送活動を含む。)

(4) 救急活動

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って、要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

(1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

(2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

(1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道

府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第 3 号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第 5 号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第 6 項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第 6 項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前 2 号により広域航空消防応援を中断したときは、第 7 項又は第 8 項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第 2 号及び第 3 号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届けておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届けている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表 1 及び別表 2 のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届けておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届けている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第 13 項第 2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村(都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項において同じ。)の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
- (4) 前号の定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村(都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。)は、広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

(別表及び実施細目省略)

■非常配備体制

区 分	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容
第 1 非常配備	1 「津波注意報」が発表されたとき。 2 震度 4 の地震が発生したとき。 3 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表されたとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため、又は災害が発生した場合に速やかに対処するため、総務班員及び必要に応じ各部班の者をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第 2 非常配備	1 「津波警報」が発表されたとき。 2 震度 5 弱及び震度 5 強の地震が発生したとき。 3 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第 3 非常配備	1 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 2 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 3 重大な災害が発生したとき。 4 特別警報が発表されたとき 5 その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。

■ 稚内市における警報・注意報発表基準

稚内市	府県予報区		宗谷地方		
	一次細分区域		宗谷地方		
	市町村等をまとめた地域		宗谷北部		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地:3 時間雨量 70mm 平坦地以外:1 時間雨量 45mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	87	
	洪水		雨量基準	-	
			流域雨量指数基準	声間川流域=14、勇知川流域=10 増幌川流域=13、サラキトマナイ川流域=9 タツニウシナイ川流域=7	
			複合基準	-	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s *1
				宗谷海峡	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s *1 雪による視程障害を伴う
				宗谷海峡	25m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間の降雪の深さ 50cm	
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	日本海側	1.2m
		オホーツク海側		1.3m	
注意報	大雨		雨量基準	平坦地:3 時間雨量 40mm 平坦地以外:1 時間雨量 25mm	
			土壌雨量指数基準	65	
	洪水		雨量基準	-	
			流域雨量指数基準	声間川流域=11、勇知川流域=6 増幌川流域=10、サラキトマナイ川流域=7 タツニウシナイ川流域=6	
			複合基準	-	
	強風		平均風速	陸上	13m/s *2
				宗谷海峡	15m/s
	風雪		平均風速	陸上	11m/s *2 雪による視程障害を伴う
				宗谷海峡	15m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間の降雪の深さ 30cm	
	波浪		有義波高	3.0m	
	高潮		潮位	日本海側	0.8m
				オホーツク海側	0.9m
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		50mm 以上:24 時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧		視程	陸上	200m
				宗谷海峡	500m
	乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%		
なだれ		①24 時間の降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上			
低温		5 月～10 月:(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月:(最低気温) 平年より 8℃以上低い			
霜		最低気温 3℃以下			
着氷		船体着氷:水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 10m/s 以上			
着雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	70mm		
火災気象通報基準		実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下、若しくは、平均風速が 13m/s**3 以上と予想される場合。			

*1 宗谷岬(アメダス)の観測値は 25m/s、声間(アメダス)の観測値は東及び南西の風においては 25m/s を目安とする。

*2 宗谷岬(アメダス)の観測値は 15m/s、声間(アメダス)の観測値は東及び南西の風においては 15m/s を目安とする。

*3 宗谷岬(アメダス)の観測値は 15m/s、声間(アメダス)の観測値は東及び南西の風においては 15m/s、本泊(アメダス)の観測値は東北東～東及び南南西～南西の風においては 15m/s を目安とする。

(注)1 この基準の数値は、宗谷地方における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

2 暴風、暴風雪、強風、風雪の「宗谷海峡」とは、海岸線から 20 海里(約 37km)までの海域

3 有義波高とは、ある地点を連続して通過する波のうち高い方から順に 1/3 の個数までの波について平均した波高。これは、目視観測による波高に近いといわれている。このうちで、最大のものを最大波高というが、統計的には有義波高の 2 倍近い波が出現する。

■ 気象庁震度階級関連解説表(人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況)

階 度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	・屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 ・眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	・屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 ・歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 ・眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	・ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 ・眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	・電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 ・座りの悪い置物が、倒れることがある。	・電線が大きく揺れる ・自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	・電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 ・座りの悪い置物の大半が倒れる ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	・まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	・棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。 ・テレビが台から落ちることがある ・固定していない家具が倒れることがある。	・窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・補強されていないブロック塀が崩れることがある。 ・据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 ・自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ・ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	・立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 ・補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	・揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 ・補強されているブロック塀も破損するものがある。

■ 気象庁震度階級関連解説表(木造建物「住宅」)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注)1 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区別した。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■ 気象庁震度階級関連解説表(鉄筋コンクリート造建物の状況)

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注)1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は耐震診断により把握することができる。

2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■ 気象庁震度階級関連解説表(地盤・斜面等の状況)

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地滑りが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地滑りや山体崩壊が発生することがある。 ^{※3}
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地滑りや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ 気象庁震度階級関連解説表(ライフライン・インフラ等への影響)

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1)当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2)A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3)氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1)死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1)負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2)死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1)負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であることを軽傷者とする。</p> <p>(2)死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1)物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2)商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3)住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1)同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2)埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜 産 被 害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土 木 被 害	地滑り防止施設	地滑り等防止法第2条第3項に規定する地滑り防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
公 園	都市公園法施行令第5条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は緑地及び都市公園以外の公園並びに広場等に設けられたもの。	
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	そ の 他 施 設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。	
⑧ 衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。

被害区分		判断基準
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被 害 船 舶 (漁 船 除 く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水 道 (戸 数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (戸 数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸 数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸 数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

■ 除雪作業基準

1 国道路線(稚内開発建設部)

種 類	除 雪 目 標
第 1 種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第 2 種	2 車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第 3 種	1 車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

2 道道路線(宗谷総合振興局稚内建設管理部)

種 類	標 準 交 通 量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台/日以上	(1) 2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。 (2) 異常降雪時において、降雪後約 5 日以内に 2 車線確保を図る。
第 2 種	500~1,000 台/日	(1) 2 車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1 車線幅員で待避所を設ける。 (2) 異常降雪時には、約 10 日以内に 2 車線又は 1 車線の確保を図る。
第 3 種	500 台/日以下	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

3 市道(稚内市建設産業部)

1 車線確保を原則とし、夜間は除雪を行わない。

4 除雪作業路線等

国道、道道及び市道の除雪作業は、各機関の除雪基準により除雪作業面による。

■ 稚内市災害対策本部

部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する部課
総務対策部	総務部長	災害対策班 庶務班 職員班 調査班 管財班	防災安全課長 総務課長 総務課長 課税課長 契約管財課長	防災安全課・IT 推進課 総務課 総務課 課税課・収納課 契約管財課
政策調整対策部	政策調整部長	庶務班 企画財政班 秘書広報班 地域調整班	環境エネルギー課長 財政経営課長 秘書広報課長 市民協働課長	環境エネルギー課 財政経営課 秘書広報課 市民協働課
会 計 部	会計管理者	会計班		会計室
市民生活対策部	生活福祉部長	庶務班 市民生活班 救護班 保健予防班 給食班	総合窓口課長 生活衛生課長 社会福祉課長 健康推進課長 学校給食課長	総合窓口課 生活衛生課 社会福祉課・介護高齢課 地域包括支援センター・ 生活衛生課 健康推進課 学校給食課
建設対策部	建設産業部長	庶務班 土木班 港湾班 都市整備班	サハリン課長 土木課長 港湾課長 都市整備課長	サハリン課 土木課 港湾課 都市整備課
経済対策部	建設産業部長	農政班 水産商工班 観光班	農政課長 水産商工課長 観光交流課長	農政課 水産商工課 観光交流課
教育対策部	教育部長	庶務班 学校教育班 施設対策班	教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長	教育総務課 学校教育課・こども課 社会教育課
水道対策部	水道部長	庶務班 給水班 下水道班	庶務課長 給水課長 下水道課長	庶務課 給水課 下水道課
支援部	議会事務局長 監査事務局長	支援班		議会事務局・監査事務局
医務対策部	市立稚内病院 事務局長	庶務班 医療班	庶務課長 外科医長	庶務課・医事課 医局・薬局・看護部
消防対策部	消 防 長	庶務班 災害対応班	消防本部総務課長 消防署長	本部総務課・予防課 警防第 1 課・警防第 2 課

■ 稚内市広報車両一覧

番号	所 管		種 別	登 録 番 号	備 考
	部	課			
1	総 務 部	契 約 管 財 課	ラ イ ト バ ン	旭 川 400 す 3198	No. 9 貸 出 車
2		〃	〃	旭 川 300 な 4077	No. 11 消 費 生 活 セ ン タ ー 車
3		〃	〃	旭 川 45 ち 3437	No. 14 ポ ー ト サ ー ビ ス セ ン タ ー 車
4		〃	〃	旭 川 45 た 8387	No. 17 貸 出 車
5		〃	〃	旭 川 400 セ 9711	No. 18 赤 十 字 車
6		〃	SUV	旭 川 800 さ 3463	No. 19 道 路 パ ト ロ ー ル 車
7		〃	ラ イ ト バ ン	旭 川 500 て 7414	No. 23 貸 出 車
8		〃	〃	旭 川 88 ち 982	No. 28 清 掃 パ ト ロ ー ル 車
9		〃	〃	旭 川 800 さ 792	No. 33 道 路 パ ト ロ ー ル 車
10		〃	〃	旭 川 400 セ 7950	No. 41 交 通 安 全 指 導 車
11		〃	ワ ン ボ ッ ク ス	旭 川 100 さ 6279	No. 51 野 犬 捕 獲 車
12		〃	SUV	旭 川 45 ち 791	No. 68 貸 出 車
13		〃	ラ イ ト バ ン	旭 川 45 た 9179	No. 71 貸 出 車
14		〃	〃	旭 川 400 さ 4955	No. 78 保 健 セ ン タ ー 車
15	水 道 部	管 理 課	〃	旭 川 800 さ 4623	
16		〃	SUV	旭 川 800 さ 4103	
17		庶 務 課	軽 自 動 車	旭 川 50 け 7499	

■ 稚内市防災行政無線一覧

呼 出 名 称		周波数(MHz)	出力(W)	設置場所	備 考
基 地 局	ぼうさいわっかない	466.225	10	百年記念塔	
移 動 局	ぼうさいわっかない 1	〃	10	土 木 課	
	〃 2	〃	〃	〃	
	〃 3	〃	〃	〃	
	〃 4	〃	〃	〃	
	〃 5	〃	〃	〃	
	〃 6	〃	5	〃	
	〃 7	〃	〃	〃	
	〃 8	〃	〃	〃	
	〃 9	〃	〃	〃	
	〃 10	〃	〃	〃	
	〃 12	〃	〃	〃	
	〃 13	〃	〃	〃	
	〃 14	〃	〃	〃	
	〃 15	〃	〃	〃	
	〃 16	〃	10	農 政 課	
	〃 17	〃	5	土 木 課	
	〃 18	〃	10	港 湾 課	
	〃 20	〃	〃	〃	
	〃 51	〃	5	土 木 課	
	〃 53	〃	1	〃	
	〃 54	〃	〃	〃	
	〃 101	〃	5	教育委員会	
	〃 102	〃	〃	〃	
	〃 103	〃	〃	土 木 課	
	〃 104	〃	〃	防災安全課	
	〃 105	〃	〃	土 木 課	
	〃 106	〃	〃	防災安全課	
	〃 107	〃	〃	教育委員会	
〃 108	〃	〃	防災安全課		
〃 109	〃	〃	教育委員会		
〃 110	〃	〃	〃		
〃 111	〃	〃	土 木 課		
〃 112	〃	〃	〃		
〃 113	〃	〃	〃		
〃 114	〃	〃	〃		
〃 115	〃	〃	〃		
〃 117	〃	〃	〃		
〃 119	〃	〃	〃		
〃 120	〃	〃	防災安全課		
〃 121	〃	〃	土 木 課		
〃 122	〃	〃	教育委員会		
〃 123	〃	〃	土 木 課		
〃 124	〃	10	〃		
〃 125	〃	5	〃		
〃 126	〃	〃	〃		
〃 127	〃	〃	〃		
〃 128	〃	〃	港 湾 課		
基 地 局	すいどうわっかない	149.34	10	水 道 部	
移 動 局	すいどうわっかない 1	〃	10	〃	水道部所管無線
	〃 2	〃	〃	〃	
	〃 3	〃	〃	〃	
	〃 4	〃	〃	〃	
	〃 8	〃	〃	〃	
	〃 9	〃	〃	〃	
	〃 10	〃	〃	〃	
	〃 11	〃	5	〃	
	〃 12	〃	〃	〃	
	〃 13	〃	〃	〃	
	〃 14	〃	〃	〃	
	〃 15	〃	〃	〃	
	〃 16	〃	〃	〃	
	〃 17	〃	〃	〃	
	〃 18	〃	10	〃	

■消防機構

組 織	稚 内 地 区 消 防 事 務 組 合	
機 関	機 構	所 轄 区 域
消 防 本 部	総 務 課 —— 総務グループ 予 防 課 —— 予防保安グループ	稚内市 豊富町 猿払村 } 行政区域一円
消 防 署	警防第1課 — 警防グループ — 消防施設グループ — 救急救助グループ 警防第2課 — 警防グループ — 消防施設グループ — 救急救助グループ 豊富支署 ————— 猿払支署 —————	稚内市、豊富町及び猿払村の全域 豊富町の全域 猿払村の全域
消 防 団	団本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団 第8分団 第9分団 第10分団 第11分団 第12分団 第13分団 第14分団 豊富消防団 猿払消防団	稚内市一円 駅前通りから港5丁目まで一円 駅前通りからノシャップ5丁目まで一円 緑、大黒1丁目からはまなす5丁目まで一円 声間 沼川 抜海 勇知 富士見 曲渕 宗谷 富磯 宗谷岬 恵北 東浦 豊富町 猿払村

■消防職員の配置状況(稚内市関係分)

平成 26 年 4 月 1 日現在

() 女性職員

階級 名称	消防監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	その他	計
消防本部	1	0	2	2	3				8
消防署		1	2	12	25 (1)	6	7		53 (1)
計	1	2	3	14	28 (1)	6	7		61 (1)

■消防団員の配置状況(稚内市関係分)

() 女性団員

階級 名称	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	4	1			1 (1)	2 (1)	3 (3)	11 (11)	23 (16)
第1分団					1	1	3	4	11	20
第2分団					1	1	2	3	6	13
第3分団					1	1	3	5	15	25
第4分団					1	1	2	4	9	17
第5分団					1	1	3	6	18 (5)	29 (5)
第6分団					1	1	1	2	4 (0)	9 (0)
第7分団					1	1	3	4	14	23
第8分団					1	1	1	1	5	9
第9分団					1	1	1	2	7	12
第10分団					1	1	2	4	12	20
第11分団					1	1	2	4	12	20
第12分団					1	1	3	5	15	25
第13分団					1	1	1	2	7	12
第14分団					1	1	1	2	10	15
計	1	4	1		14	15 (1)	30 (1)	51 (3)	156 (16)	272 (21)

■消防施設の現況

平成 26 年 4 月 1 日現在

(1) 車両等の整備状況(稚内市関係分)

車両等 所属	消 防 自 動 車	小型動力ポンプ	そ の 他 の 車 両	消防無線
消防本部			指 揮 車 1 広 報 車 1	移動 2
消 防 署	ポ ン プ 車 2 タ ン ク 車 2 化 学 車 1 水 槽 車 1 救 助 工 作 車 1 (電源照明付) 救 急 車 3 屈 折 は し ご 車 1 (25m級三節式) 梯 子 車 1 (40m級)	3	資機材搬送車 1 指 令 車 1 シ ョ ベ ル 1 ボートトレーラー 1	基地 2 移動 17 携帯 34
小 計	12	3	6	55
消防団本部		0	連 絡 車 1	
第 1 分 団	積 載 車 (市内) 1	2		
第 2 分 団	〃 (市内) 1	2		
第 3 分 団	〃 (市内) 1	2		
第 4 分 団	〃 (声間) 1	1		
第 5 分 団	〃 (沼川) 1	2		
第 6 分 団	〃 (抜海) 1	1		
第 7 分 団	〃 (勇知) 1	2		
第 8 分 団	〃 (富士見) 1	1		
第 9 分 団	〃 (曲渕) 1	2		
第 10 分 団	〃 (宗谷) 1	2		
	〃 (第 2 清 浜) 0	0		
第 11 分 団	〃 (富磯) 1	1		
第 12 分 団	〃 (宗谷岬) 1	2		
第 13 分 団	〃 (恵北) 1	1		
第 14 分 団	〃 (東浦) 1	2		
小 計	14	23	1	
合 計	消 防 自 動 車 12 積 載 車 14	26	7	基地 2 移動 17 携帯 34


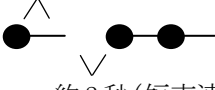

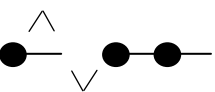




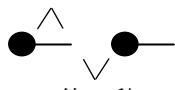
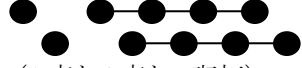
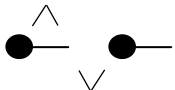
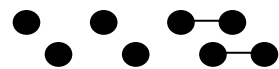
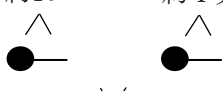
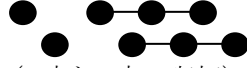

(2) 消防水利(稚内市関係分) m³

区 分	消 火 栓		貯 水 槽			(私設)貯水槽		その他 海・河川
	公 設	私 設	100 m ³ 以上	40 m ³ ~ 100 m ³	20 m ³ ~ 40 m ³	100 m ³ 以上	20 m ³ ~ 60 m ³	
稚内市内	420	1	2	66	4		4	39
声問	19			3				1
沼川	34			5	2			
抜海	4			2	2			
上勇知	22			1	1	0		
富士見	14			2				
曲渕	4			5	1			
宗谷	3							
清浜	4				1			
富磯	10			1				
大岬	15			1				
恵北	4			1				
東浦	7							
合計	560	1	2	87	11	0	4	40

市内分内訳


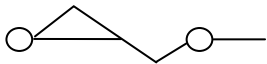

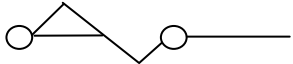

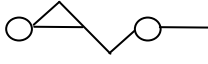

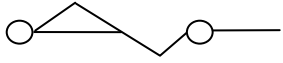
ノシャップ	8							
恵比須	18			4				
宝来	23		1	8				
中央	53		1	19	2			
開運町	5							
港	31			8	1			
緑	53			7				
こまどり	19			2				
大黒	28			4	1			
新港町	3							
末広	19							
潮見	24			3				
栄	26			3				
菽見	30			1				
朝日	23	1		1				
富岡	37			4				
はまなす	15			1				
若葉台	2							
新光町	1						4	
その他	2							
合計	420	1	2	65	4		4	39

■消防信号

信号別	方法	種 別	打 鐘 信 号	余韻防止付き サイレン信号
火 災 信 号		近火信号 消防屯所から約 800 メートル 以内のとき	 (連点)	約 3 秒  約 2 秒(短声連点)
		出場信号 署所団出場区域内	 (3 点)	約 5 秒  約 6 秒
		応援信号 署所団特命応援出場の時	 (2 点)	約 6 秒
		報知信号 出場区域外の火災を認識したとき	 (1 点)	
山 林 火 災 信 号		鎮火信号	 (1 点と 2 点との斑打)	
		出場信号 署所団出場区域内	 (3 点と 2 点の斑打)	約 10  約 2 秒
		応援信号 署所団特命応援出場の時	同 上	同 上
火 災 警 報 信 号		火災警報発令信号	 (1 点と 4 点との斑打)	約 30  約 6 秒
		火災警報解除信号	 (1 点 2 個と 2 点との斑打)	約 10  約 3 秒
信号 演 習 招 集		演習招集信号	 (1 点と 3 点の斑打)	約 15  約 6 秒

■津波予報標識

(気象業務法第24条、同施行規則第13条の定めるところによる)

標 識 の 種 類	標 識	
	打 鐘 信 号	サイレン 信 号
津波注意報標識	(3点と2点の班打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との班打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注)鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

■水防信号

水防法第 20 条の規定により知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘	サイレン	摘 要
警戒信号	● 休 止 ● 休 止 ● 休 止	5 秒15秒 5 秒15秒 5 秒15秒 ●—休 ●—休 ●—休	はん濫注意水位に達した時及び気象台から気象の通報を受けたとき
出動 第 1 信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ●—休 ●—休 ●—休	市及び消防機関に属する者全員が出動するとき。
出動 第 2 信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ●—休 ●—休 ●—休	市の区域内に居住する者が出動するとき。
危険信号 避 難 立ち退き	乱 打	1 分 5 秒 1 分 5 秒 ●—休 ●—休	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせるとき。

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

■ 指定避難所

No.	名称	所在地	収容 可能人員	管理者	電話	指定緊急 避難場所		
						土砂	地震	津波
1	稚内西小中学校	西浜 2 丁目	500	学校長	28-1800	○		
2	稚内市総合体育館	富士見 4 丁目	3,000	教育委員会	28-1111	○		○
3	稚内市青少年会館	恵比須 2 丁目	200	教育委員会	23-7049	○		
4	稚内中学校	宝来 5 丁目	2,000	学校長	23-2354	○		○
5	稚内中央小学校	宝来 4 丁目	2,000	学校長	23-3042		○	○
6	稚内市体育館	宝来 4 丁目	500	教育委員会	23-3600	○		○
7	稚内総合文化センター	中央 3 丁目	2,000	教育委員会	22-2727			○
8	稚内港小学校	港 4 丁目	2,000	学校長	23-6707	○		○
9	稚内南小学校	緑 1 丁目	2,000	学校長	23-3329	○		○
10	稚内南中学校	緑 1 丁目	2,000	学校長	23-4128	○		○
11	稚内市社会教育センター	緑 2 丁目	1,000	教育委員会	23-6369	○		○
12	稚内市総合勤労者会館	大黒 3 丁目	200	市長	23-3643	○	○	○
13	稚内市勤労青少年体育センター	大黒 3 丁目	500	市長	23-7001	○		○
14	稚内東小学校	潮見 5 丁目	1,500	学校長	33-4341	○	○	○
15	稚内東中学校	潮見 5 丁目	1,500	学校長	33-7832	○	○	○
16	潮見が丘小学校	富岡 4 丁目	1,000	学校長	32-9147	○		○
17	潮見が丘中学校	若葉台 1 丁目	1,000	学校長	34-3315	○	○	○
18	旧抜海小中学校	抜海	200	教育委員会	23-6519	○		
19	旧更喜苦内小学校	更喜苦内	100	教育委員会	23-6519	○		○
20	上勇知小中学校	上勇知	100	学校長	73-2117	○	○	○
21	旧下勇知小中学校	勇知	300	教育委員会	23-6519	○	○	○
22	声問小学校	声問 5 丁目	1,000	学校長	26-2919	○	○	○
23	声問コミュニティセンター	声問 3 丁目	200	市長	26-2541	○		
24	増幌小中学校	恵北	300	学校長	26-2850	○	○	○
25	増幌コミュニティセンター	増幌	50	市長	26-2947	○		○
26	旧樺岡小中学校	樺岡	200	教育委員会	23-6519	○	○	○
27	稚内市自然体験施設	上声問	100	教育委員会	74-2474	○	○	○
28	天北小中学校	沼川	1,000	学校長	74-2414	○	○	○
29	沼川コミュニティセンター	沼川	200	市長	74-2973	○		○
30	旧豊別小中学校	豊別	100	教育委員会	23-6519	○		○
31	旧上修徳小中学校	天興	100	教育委員会	23-6519	○		○
32	旧曙小学校	曙	100	教育委員会	23-6519	○	○	○
33	旧曲渕小中学校	曲渕	500	教育委員会	23-6519	○		○
34	富磯小学校	富磯	300	学校長	77-2012	○	○	○
35	宗谷小学校	宗谷	500	学校長	77-2010		○	○
36	宗谷中学校	清浜	500	学校長	77-2019	○	○	○
37	大岬小学校	宗谷岬	200	学校長	76-2010	○	○	○
38	旧東浦小中学校	東浦	100	教育委員会	23-6519	○		
39	稚内高等学校	栄 1 丁目	540	学校長	33-4154	○	○	○
40	稚内大谷高等学校	富岡 1 丁目	580	学校長	32-2660	○	○	○
41	稚内北星学園大学	若葉台 1 丁目	470	学長	32-7511	○	○	○
42	宗谷経済センター	中央 2 丁目	190	商工会議所会頭	23-4400	○	○	○
43	稚内市保健福祉センター	中央 4 丁目	320	市長	23-4000	○	○	○
44	稚内鈴蘭幼稚園	港 3 丁目	370	園長	23-3237			○

■指定緊急避難場所

No.	名 称	所 在 地
1	富士見1丁目バス停裏山	富士見1丁目
2	稚内市総合体育館裏山	富士見4丁目
3	富士見団地裏山	富士見5丁目
4	ウロンナイ神社裏山	西浜1丁目
5	稚内西小中学校裏山	西浜2丁目
6	泉宅裏山	西浜2丁目
7	マタルナイ地区裏山	西浜3丁目
8	道道稚内天塩線	西浜4丁目
9	抜海配水池	抜海
10	抜海神社裏山	抜海
11	航空自衛隊稚内分屯基地高台	ノシヤップ
12	宗谷岬公園	宗谷岬

■津波避難ビル

No.	名 称	所 在 地
1	氷雪荘	中央1丁目 6-13
2	ホテルおかべ 汐彩亭	中央1丁目 5-16
3	稚内サンホテル	中央3丁目 7-16
4	ANA クラウンプラザホテル稚内	開運1丁目 2-2
5	ホテル滝川	港2丁目 3-24
6	ニューチコウホテル	大黒1丁目 4-26
7	稚内グランドホテル	大黒2丁目 13-11
8	ホテル奥田屋	大黒3丁目 7-13
9	ホテルメグマ	声間2丁目 13-14
10	禅徳寺	宝来2丁目 8-13
11	風の宿 宗谷パレス	富士見4丁目 1837-1
12	中央団地 62-B-1	開運2丁目 1-6
13	宝来団地 15-1	宝来5丁目 3-38
14	宝来団地 22-1	宝来5丁目 3-39
15	富士見団地 13-1	富士見5丁目 1835-1

■給水資器材

所 管	保 管 場 所	資 器 材 名	数 量
稚内市水道部管理課	富岡 5 丁目 5 番 萩ヶ丘浄水場	給水タンク(2 t) ポリ容 器(18ℓ) ポ リ 袋(10ℓ)	5 基 120個 7,000 枚
航空自衛隊 稚内分屯基地第18警戒隊	恵比須 5 丁目 2 番 1 号	給水タンクトレーラー (1t)	1 台
稚内開発建設部	末広 5 丁目 6 番 1 号	給水タンク車(圧力式) (6t)	1 台
稚内消防署	港5丁目1番37号	消防水槽車(10t)	1 台

■水道施設

水道施設名	水 源 所 在 地	日最大供給水量
稚内市上水道	上声間 973 番 3 地先	48,000m ³
東浦簡易水道	東 浦	71.5m ³

■配水池保有水量

施 設 名	所 在 地	保有水量	備 考
富 岡 配水池	稚内市富岡 5 丁目 5 番 1 号	200m ³	
萩ヶ丘 配水池	稚内市富岡 5 丁目 5 番 1 号	19,900m ³	
坂 の 下 配水池	稚内市西浜 4 丁目	2,000m ³	
宗谷丘陵No.1 配水池	稚内市宗谷岬	64m ³	
宗谷・富磯 配水池	稚内市宗谷	221m ³	
宗谷丘陵No.2 配水池	稚内市宗谷岬	147m ³	
抜 海 配水池	稚内市抜海	100m ³	
クトネベツ 配水池	稚内市クトネベツ	122m ³	
勇 知 配水池	稚内市勇知	443m ³	
上 勇 知 配水池	稚内市上勇知	90m ³	
沼川第 1 配水池	稚内市上声間	130m ³	
沼川第 2 配水池	稚内市上声間	202m ³	
沼 川 配水池	稚内市沼川	205m ³	
曲 淵 配水池	稚内市曲淵	236m ³	
豊 別 配水池	稚内市豊別	514m ³	
東 浦 配水池	稚内市東浦	90m ³	

■清掃車両保有台数

種 類	台数	備 考
塵 芥 車	4 台	委託車両
し尿収集車	1 台	委託車両

■廃棄物処理場

名 称	所 在 地	処 理 区 分	処 理 方 法	電 話 番 号
稚内市廃棄物最終処分場	新光町 1789 番地	一般廃棄物	埋 立	33-7008
稚内市産業廃棄物処理場	サラキトマナイ	産業廃棄物	埋 立	34-0004

■汚泥共同処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力	電 話 番 号
稚内市汚泥共同処理施設	末広 3-4-30 (稚内市終末処理場内)	20 kℓ/日	24-3766

■水防区域及び整備計画

番号	危険区域						予想される被害				整備計画	
	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	増幌	増幌川	2級 クソナ川	河口から 0 ～1.1	左岸 1,185	融雪出水 集中豪雨	4			畑 160ha	国土交通省	築堤工事等実施済
2	〃	〃	〃	河口から 0 ～0.4	右岸 400	〃	0			畑 50ha	〃	〃
3	樺岡	声間川	2級 声間川	河口から 4.1 ～5.6	左岸 1,500	〃	0			畑 750ha	〃	築堤工事等実施中
4	声間北	〃	〃	河口から 4.1 ～5.0	左岸 900	〃	0			畑 250ha	〃	〃
5	潮見5 朝日2 若葉台	クソナ川	2級 一の沢川	国道40号 より上流 1	両岸 1,000	〃	100			畑 5ha	北海道	築堤工事等実施済
6	緑1	クサンル川	準用 クサンル川	河口から 0.75 ～1.2	両岸 450	〃	55		市道		〃	整備計画策定済

■地すべり、がけ崩れ等警戒区域及び整備計画

(1) 地すべり危険区域

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域関連		実施機関	概要
												全部	一部		
1	市裏山	宝来	13.1	231	学校 2 病院 1	市道 道道 道海線									
2	上増幌	上増幌	5.0	0		道道 道内 道線									
3	珊内	珊内	11.0	0		国道 238 号									
4	富磯 (1)	富磯 (1)	30.0	11		市道 国道 238 号									
5	富磯 (2)	富磯 (2)	21.0	11		〃									
6	東浦	東浦	19.3	27		国道 238 号									

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況				整備計画			
	地区名	場所	危険地区面積	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域関連		実施 機関	概要
												全部	一部		
1	宝来 4丁目	渡部宅 ～ 後藤宅		5 4		市道 483m		道	急傾斜地法	S54. 2.5	250	○		北海道	概 S62 H14 概成
2	本通り	丸山宅 ～ 斎藤宅		5 7		市道 590m 河川 80m	神社 寺	〃	〃	S47. 8.1	252 2	○		〃	概 H 1 H 7 概成
3	緑 1 丁 目 1	佐藤宅 ～ 前田宅		1 8	小 学 校	道道 30m 市道 205 m	寺	〃	〃	S50. 6.28	221 9	○		〃	S55 概成 H 5 概成
4	緑 2 丁 目 2	村井宅 ～ 福沢宅		2 7		市道 227 m その他道路 10m	宗 谷 教育 会館	〃	〃	S59. 3.19	448	○		〃	S59 概成 S60 概成
5	こまど り 3 丁 目 1	横山宅 ～ 上出宅		2 1		市道 208 m	ユース ホス テル	〃	〃	H3. 3.22	405	○		〃	H 3 概成 H 6 概成
6	栄 1 丁 目 1	渡部宅 ～ 三上宅		2 5	国立公園 管理事務 所	市道 133 m		〃	〃	H1. 8.31	138 1	○		〃	H 5 概成
7	栄 2 丁目	岩本宅 ～ 杉戸宅		6 7	高 校	市道 735 m	教会	〃	〃	S55. 5.13	128 3	○		〃	S58 概成 H 7 概成
8	大岬 5	鈴木宅 ～ 浅利宅		9		国道 150 m		〃	〃	H7. 5.16	764	○		〃	H 7 概成 H12 概成予定
9	大岬 10	加藤宅 ～ 田村宅		4		国道 50m		〃	〃	H6. 3.8	764	○		〃	
10	東浦 2	村井宅 ～ 石井宅		8		国道 235 m		〃	〃	H13. 3.13	333	○		〃	H 5 概成
11	東浦 5	東浦小教住 9～東浦中 教住 9		3	小中学校			〃	〃		513	○		〃	H14 概成予定
12	富士見 5 丁目	堀川宅 ～ 山西宅		4		市道 25m			(総点検)					〃	計画検討中
13	富士見 4 丁目	東宅～ 石内宅		2 9	少年自然の家 漁村センター	市道 175m			〃					〃	〃
14	恵比須 4 丁目 1	鈴木宅 ～ 白江宅		1 5		市道 128m			〃						概(その他)
15	恵比須 4 丁目 2	亀田宅 ～ 曾根宅		3		その他 道路 7m			〃						
16	恵比須 3 丁目	佐々木 宅～ 広瀬宅		8 5		市道 756m その他道路 85m 河川 100m			〃					北海道 防衛省	概(治山)

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	場所	危険地区面積	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域関連		実施機関	概要
												全部	一部		
17	宝来5丁目	佐々木宅～山崎宅		118		市道915m その他道路18m 河川88m			(総点検)					森林管理署	概(その他)
18	中央2丁目	土門宅～渡井宅		31	幼稚園	市道107m	寺		〃					北海道	概(治山)計画検討中
19	中央3丁目	山上宅～小林宅		18	市役所文化センター	市道255m	寺		〃					〃	道概(治山)H11一部実施中
20	中央4丁目	佐藤宅～中島宅		48	保育所市立病院健康管理センタ	市道195m 河川70m			〃					森林管理署	概(その他)H11一部実施中
21	中央5丁目	戸川宅～小林宅		46		道道100m 市道115m 河川45m	寺ホテル		〃					〃	概(その他)H9実施
22	港1丁目	山口宅～戸川宅		100		道道430m 市道140m	寺旅館ホテル		〃						〃
23	港3丁目	坂本宅～遠藤宅		58		市道528m その他道路55m			〃					北海道	概(治山)概(その他)H10完成済
24	港4丁目1	長谷川宅～坂本宅		63		市道600m その他道路55m 河川60m			〃					〃	概(その他)計画検討中
25	港4丁目2	木村宅～水沼宅		21		市道145m 河川155m	寺		〃					森林管理署北海道	概(治山)〃
26	港4丁目3	佐藤宅～両国宅		29	北海道電力	市道78m その他道路15m			〃					〃	〃
27	緑1丁目2	古川宅		1					〃						
28	緑2丁目1	坂本宅～和田宅		15		市道63m			〃						
29	緑3丁目1	本間宅～山岸宅		33		市道298m			〃					北海道	概(その他)
30	緑3丁目2	岡本宅～橋本宅		8	高校	市道55m			〃						
31	緑3丁目3	黒原宅～菅生宅		2		市道45m			〃						
32	緑4丁目1	大門宅～堀宅		9					〃						
33	緑4丁目2	飯田宅～宮川宅		2					〃						

番 号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	場所	危険地区面積	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域関連		実施 機関	概要
												全部	一部		
34	緑5丁目1	法清寺		0			寺		(総点検)						
35	緑5丁目2	田中宅		1					"						
36	緑5丁目3	新保宅 ～ 対馬宅		3		市道 15m			"						
37	緑6丁目1	大川宅 ～ 佐々木宅		5					"						
38	緑6丁目2	富沢宅 ～ 沢田宅		9		市道 120m			"						
39	緑6丁目3	桑原宅 ～ 田中宅		18		市道 45m			"						
40	緑6丁目4	石垣宅 ～ 折笠宅		5		市道 55m			"				稚内市	H13 治山工事完成	
41	緑6丁目5	石垣宅 ～ 竹内宅		8		市道 90m			"						
42	緑6丁目6	大島宅 ～ 西岡宅		7		市道 40m			"						
43	緑6丁目7	宮内宅		1					"						
44	緑6丁目8	宮内宅		1					"						
45	マタル ナイ	広専寺		0					"						
46	こまど り3丁目2	橋本宅 ～ 小田宅		13		市道 38m	寺		"						
47	こまど り3丁目3	佐藤宅 ～ 三浦宅		7		市道 15m			"						
48	栄1丁目2	浅野宅 ～ 富田宅		12		市道 165m			"						
49	萩見3 丁目1	片桐宅 ～ 森脇宅		8					"						概(その他)
50	萩見3 丁目2	小川宅 ～ 熊田宅		9					"						

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	場所	危険地区面積	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域関連		実施機関	概要
												全部	一部		
51	富岡1丁目	飯田宅～青木宅		28		市道15m			(総点検)						
52	富岡3丁目1	鈴木宅～泉宅		6					〃					稚内市	H11法面工事完成
53	富岡3丁目2	田中宅～中山宅		10					〃					〃	H9法面工事完成
54	富岡5丁目	川嶋宅～竹見宅		10		市道70m			〃					北海道稚内市	H10, H11一部実施済-道H13治山工事完成
55	ウエンナイ	北興牧場		1					〃						
56	更喜苦内	廃棄処理～自動車工場		2					〃						
57	声問1	坂田宅～黒田宅		4	保育園	道道130m	寺		〃						概(治山)
58	声問2	緑ヶ丘学園～はまなす学園		0	知的障害者施設2	その他道路20m			〃						概(治山)
59	富磯1	田中宅～鈴木宅		3					〃						
60	富磯2	山本宅～野川宅		3		国道116m			〃						概(治山)
61	宗谷1	岩泉宅～島田宅		6		国道85m その他道路40m 河川25m			〃						概(その他)
62	宗谷2	宗谷護国寺		0			寺		〃						概(その他)
63	宗谷3	間瀬宅～長谷田宅		8		その他道路45m			〃						
64	宗谷4	宗谷小学校		0	小学校				〃						概(治山)
65	宗谷5	東宅		1					〃						
66	宗谷6	虎谷宅		1					〃						
67	宗谷7	中山宅		1		国道55m			〃						概(その他)

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	場所	危険地区面積	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域関連		実施機関	概要
												全部	一部		
68	宗谷8	羽山宅		1		国道60m			(総点検)						概(その他)
69	第一清浜1	宗谷中学校		0	中学校				〃						概(その他)
70	第一清浜2	叶野宅		1					〃						
71	第一清浜3	川野宅		1					〃						
72	第二清浜1	森宅 ～ 吉岡宅		10			町内会館		〃						概(治山)
73	第二清浜2	本波宅 ～ 津山宅		3					〃						
74	第二清浜3	津山宅		1					〃						
75	珊内	浅利宅		1		国道55m			〃						概(その他)
76	大岬1	神野宅 ～ 佐藤宅		5		国道135m			〃						概(その他)
77	大岬2	石垣宅 ～ 最北端食堂		4		国道60m	民宿2		〃				北海道	H8 概成	
78	大岬3	藪下宅 ～ 豊嶋宅		18		国道250m	民宿		〃				〃	概(その他) H10 から 実施中	
79	大岬4	海産問屋 ～ 稲田宅		17	郵便局	国道240m	町内会館		〃				〃	概(その他) H12 から 実施中	
80	大岬6	大岬小学校		0	小学校				〃						
81	大岬7	河原宅 ～ 久米谷宅		3		市道120m			〃						
82	大岬8	久米谷宅 ～ 白幡宅		4					〃						
83	大岬9	三浦宅 ～ 相原宅		4		国道100m			〃						概(治山)
84	大岬11	山本宅		1					〃						

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	場所	危険地区面積	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域関連		実施 機関	概要
												全部	一部		
85	豊岩	台丸谷宅～菅原宅		1		国道 65m			(総点検)						
86	東浦 1	島岡宅～石井宅		5		国道 180m 市道 230m			〃					北海道	計画検討中
87	東浦 3	東浦小教員住8～若狭漁業部		7		国道 250m			〃					〃	〃
88	東浦 4	東浦会館～佐藤宅		1		国道 80m	町内会館		〃					〃	H 5 概成
89	東浦 6	富沢宅～佐藤宅		2		国道 250m			〃						
90	抜海 1	抜海小中学校		0	小中学校				〃						
91	抜海 2	抜海小中学校		0	小中学校				〃						
92	抜海 3	光明寺～河田宅		1		市道 34m	寺 2		〃						
93	抜海 4	伊藤宅		1		道道 25m	寺		〃						
94	上勇知 1	領南寺		0					〃						
95	下勇知 2	鈴木宅～児玉宅		3	郵便局駐在所				〃						概(その他)
96	上勇知 3	小峰宅		1					〃						
97	曲淵 1	山本宅～清水宅		5		市道 38m			〃						
98	曲淵 2	曲淵小中学校		0	小中学校				〃						
99	曲淵 3	北海道電力備曲淵変電所		0	変電所				〃						
100	曲淵 4	中村宅～藤本宅		2		市道 33m			〃						
101	曲淵 5	岩崎宅		1		市道 3m			〃						

番 号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	場所	危険地区面積	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域関連		実施 機関	概要
												全部	一部		
102	珊内	珊内		1										北海道 稚内市	H8、9 治山工事完成

■土石流危険渓流箇所

番号	危険区域の現況							予想される被害				整備計画		
	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成12年度溪流番号	溪流概要		砂防指定地指定番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
						溪流長(km)	面積(ha)							
1	東浦	東浦北沢	東浦北沢	東浦北沢	Ⅱ61-0050(総点検)	0.27	9		1		国道238号市道			治山水路工
2	大岬	宗谷岬沢川	宗谷岬沢川	宗谷岬沢川	I61-0060(総点検)	0.24	4		13		国道238号		北海道	水路工 治山ダム:1基
3	第2清浜	清浜二の沢川	清浜二の沢川	清浜二の沢川	Ⅱ61-0070(総点検)	0.69	13		1		国道238号		〃	水路工 治山ダム:2基
4	第1清浜	清浜沢川	清浜沢川	清浜沢川	Ⅱ61-0080(総点検)	0.2	13		3		国道238号市道	耕地0.07ha		
5	〃	第1清浜の沢川	第2清浜の沢川	第3清浜の沢川	Ⅱ61-0090(総点検)	0.04	3		3		国道238号市道	耕地0.17ha		
6	〃	宗谷中学校の沢川	宗谷中学校の沢川	宗谷中学校の沢川	I61-0100(総点検)	0.07	2		16	中学校1 集合施設1	国道238号市道	耕地0.7ha		
7	〃	清浜学校の沢川	清浜学校の沢川	清浜学校の沢川	I61-0110(総点検)	0.09	2		18	中学校1 集合施設1	国道238号市道	耕地0.72ha	北海道	計画 検討中
8	〃	清浜学校の沢西沢川	清浜学校の沢西沢川	清浜学校の沢西沢川	I61-0120(総点検)	0.07	1		17	中学校1 集合施設1	国道238号市道	耕地0.12ha		
9	宗谷	宗谷川	宗谷川	巖島神社の沢川	Ⅱ61-0130(総点検)	0.77	35		2		市道			
10	宗谷	宗谷一の沢川	宗谷一の沢川	宗谷一の沢川	Ⅱ61-0140(総点検)	0.38	11		1		国道238号			
11	富磯	オイクシヨマナイ川	オイクシヨマナイ川	オイクシヨマナイ川	I61-0150(総点検)	0.19	5		6		国道238号市道		北海道	計画 検討中
12	曲淵	声間川	宇流谷川	曲淵一号沢川	Ⅱ61-0160(総点検)	0.36	14		1					
13	〃	〃	〃	宇流谷沢川	I61-0170(総点検)	0.64	23		5		市道		北海道	計画 検討中
14	更喜内 苦内	〃	サラキトマナイ川	サラキトマナイ沢川	Ⅱ61-0180(総点検)	0.16	2		1			耕地0.33ha		

番号	危険区域の現況					予想される被害				整備計画				
	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概要		砂防指定地 指定番号 年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施 機関	概要
						溪流長	面積(ha)							
15	緑 6丁目	クサン ル沢川	クサン ル沢川	緑 6丁目 西沢川	I61-0190 (総点検)	0.1 6	5		7		道道稚内天塩線 市道			
16	"	クサン ル沢川	クサン ル沢川	緑 6丁目 沢川	I61-0200 (総点検)	0.2 4	5		7		道道稚内天塩線 市道			
17	緑 4丁目	クサン ル沢川	クサン ル沢川	緑 4丁目 沢川	I61-0210 (総点検)	0.1 3	1		19		市道			
18	緑 2丁目	クサン ル沢川	クサン ル沢川	クサン ル緑沢 川	I61-0220 (総点検)	0.1 3	2		34		市道		北海道	計画 検討中
19	港 4丁目	チラウ スナイ 川	チラウ スナイ 川	チラウ スナイ 川	I61-0230 (総点検)	0.3 7	6		36	官公 署1	JR宗谷本線 道道稚内天塩線 市道	宿泊 施設 専門 学校	"	水路工 治山床固工 :1 基
20	"	鉄道の 沢川	鉄道の 沢川	港 4丁目 沢川	I61-0240 (総点検)	0.0 4	1		13	官公 署1	市道			治山床 固工 :1 基
21	港 3丁目	チララ ウスナイ 川	チララ ウスナイ 川	チララ ウスナイ 川	I61-0250 (総点検)	1.6 3	62	第1348 S47.8.3	152	幼稚 園1 集 合 施設1	JR宗谷本線 道道稚内天塩線 市道		森林管理署	流路工 ダム工 :1 基
22	"	左真言 寺沢川	左真言 寺沢川	左真言 寺沢川	I61-0260 (総点検)	0.3 5	8		98	医療 提供 施設 1	道道稚内天塩線 市道	宿泊 施設	"	流路工 治山ダム :2 基 治山床固工 :3 基
23	港 2丁目	港町 沢川	港町 沢川	港町 沢川	I61-0270 (総点検)	0.1 7	3		65		JR宗谷本線 道道稚内天塩線 市道	宿泊 施設	"	流路工 治山ダム :1 基 治山床固工 :3 基
24	中央 5丁目	中央二 の沢川	中央二 の沢川	中央二 の沢川	I61-0280 (総点検)	1.1 6	30		162		JR宗谷本線 国道40号 道道稚内天塩線	宿泊 施設 寺1	北海道	水路工 治山床固工 :9 基
25	中央 4丁目	真言寺 川	真言寺 川	真言寺 川	I61-0290 (総点検)	0.6 9	21		170		国道40号道 道稚内天塩線 市道	宿泊 施設	"	流路工 治山ダム :1 基 治山床固工 :3 基
26	中央 3丁目	公園の 沢川	公園の 沢川	公園の 沢川	I61-0300 (総点検)	0.8 5	32		54	集会 施設 1	道道抜海港線 市道	宿泊 施設	"	水路工 治山床固工 :1 基
27	"	量徳寺 の沢川	量徳寺 の沢川	量徳寺 の沢川	I61-0310 (総点検)	0.2 3	8		143	幼稚 園1 官公 署1	道道稚内天塩線 道道抜海港線 市道	宿泊 施設 寺1	"	水路工 治山床固工 :12 基
28	宝来 1丁目	ホーラ イの 沢川	ホーラ イの 沢川	ホーラ イの 沢川	I61-0320 (総点検)	0.4 4	10		136	官公 署1	道道抜海港線 市道	宿泊 施設 神社 1	"	水路工 治山床固工 :1 基

番号	危険区域の現況								予想される被害				整備計画	
	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概要		砂防指定地 番号・年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施 機関	概要
						溪流長(km)	面積(ha)							
29	宝来 2・3丁目	トベン ナイ川	トベン ナイ川	トベン ナイ川	I61-0330 (総点検)	2.3	156	第1690 H1.10.8	62	幼稚園1 官公署1	道道抜海港 線市道	宿泊 施設 寺	北海道	流路工 ダム工 :1基
30	宝来 4丁目	ホーラ イ四の 沢川	ホーラ イ四の 沢川	ホーラ イ四の 沢川	I61-0340 (総点検)	0.58	11		119	小学校1	道道抜海港 線市道		森林管理署	流路工 治山ダム :1 基
31	宝来 5丁目	梅田の 沢川	梅田の 沢川	梅田の 沢川	I61-0350 (総点検)	0.13	3		21	中学校1	市道		"	流路工 治山ダム :2基 治山床固工 :8基
32	恵比須 1丁目	エビス 一の沢 川	エビス 一の沢 川	エビス 一の沢 川	I61-0360 (総点検)	0.33	6		100		道道抜海港 線市道		"	流路工 治山ダム :2基 治山床固工 :7基
33	"	シュル コマナ イ川	シュル コマナ イ川	シュル コマナ イ川	I61-0370 (総点検)	0.9	33		119	医療 提供 施設 1	道道抜海港 線市道	宿泊 施設 耕地 0.1	"	流路工 治山ダム :1基 治山床固工 :5基
34	恵比須 4丁目	エビス 四の沢 川	エビス 四の沢 川	エビス 四の沢 川	I61-0380 (総点検)	0.7	16		67		道道抜海港 線市道	耕地 0.02	北海道	流路工 治山ダム :1 基
35	富士見 1丁目	富士見 一丁目 沢川	富士見 一丁目 沢川	富士見 一丁目 沢川	I61-0390 (総点検)	0.89	42		0		市道	宿泊 施設 1		流路工 治山ダム :1基 治山床固工 :3基
36	富士見 4丁目	富士見 四丁目 沢川	富士見 四丁目 沢川	富士見 四丁目 沢川	I61-0400 (総点検)	0.94	47		0	集会 施設 1				治山 ダム工 :6基
37	富士見 5丁目	富士見 沢川	富士見 沢川	富士見 沢川	I61-0410 (総点検)	0.05	2		36		市道		北海道	計画 検討中
38	"	富士見 園沢川	富士見 園沢川	富士見 園沢川	I61-0420 (総点検)	1.03	40		0	老人福 祉施設 2 集会施 設1	道道抜海港 線			
39	ウロン ナイ	ウロン ナイ川	ウロン ナイ川	ウロン ナイ川	II61-0430 (総点検)	1.73	76		2		道道抜海港 線			
40	"	ウロン ナイ北 川	ウロン ナイ北 川	ウロン ナイ北 川	II61-0440 (総点検)	0.93	43		1		道道抜海港 線			
41	"	ルエベ ンルモ 北沢川	ルエベ ンルモ 北沢川	ルエベ ンルモ 北沢川	II61-0450 (総点検)	1.46	102		3		道道抜海港 線	耕地 0.1 ha		
42	豊浜	ルエベ ンルモ 沢川	ルエベ ンルモ 沢川	ルエベ ンルモ 沢川	II61-0460 (総点検)	0.16	6		4		道道程内天塩 線			

番号	危険区域の現況							予想される被害				整備計画		
	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概要		砂防指定地 指定番号・年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施 機関	概要
						溪流長(km)	面積(ha)							
43	豊浜	豊浜川	豊浜川	豊浜川	II61-0470 (総点検)	0.48	20		3		道道抜海港線			
44	"	マタルナイ北沢川	マタルナイ北沢川	マタルナイ北沢川	II61-0480 (総点検)	0.44	16		3		道道抜海港線	耕地 0.02 ha		
45	マタルナイ	ルエラン沢川	ルエラン沢川	ルエラン沢川	II61-0490 (総点検)	0.52	14		3		道道抜海港線	耕地 0.19 ha		治山床固工 :1基
46	抜海	抜海の沢川	抜海の沢川	抜海の沢川	I61-0500 (総点検)	0.05	4		3	小学校1	道道稚内天塩線		北海道	計画 検討中
47	勇知	勇知川	勇知川	工場の沢川	II61-0510 (総点検)	0.15	3		1				"	"
48	上勇知	"	"	勇知の沢川	II61-0520 (総点検)	0.4	22	第1135 60.8.10	4		市道	耕地 0.02	"	ダム工 :1基

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況				備考		
	地区名	場所	危険地区面積	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	自然現象 の種類	避難場所	その他 (第2避難場 所)
1	本通り	丸山宅 ～ 斎藤宅		57		市道 590m 河川 80m	神社 寺	北海道	土砂災害 防止法	H18 . 10.27		急傾斜 地の崩壊	稚内市 体育館	
2	中央 2丁目	土門宅 ～ 渡井宅		31	幼稚園	市道 107m	寺	〃	〃	〃		〃	宗谷経済 センター	
3	中央 4丁目	佐藤宅 ～ 中島宅		48	保育所 市立病院 健康管理センター	市道 195m 河川70m		〃	〃	〃		〃	稚内市 保健福祉 センター	
4	港 3丁目	坂本宅 ～ 遠藤宅		58		市道528m その他道路 55m	寺	〃	〃	〃		〃	稚内鈴蘭 幼稚園	
5	中央 5丁目	戸川宅 ～ 小林宅		46		道道100m 市道115m 河川45m	寺 ホテル	〃	〃	H21. 12.18		〃	稚内市 保健福祉 センター	
6	中央 3丁目	山上宅 ～ 小林宅		18	市役所 文化センター	市道 255m	寺	〃	〃	H22 12.21		〃	宗谷経済 センター	H24.6.26 区域変 更により 再指定
7	左真言 寺沢川	港3		98	医療提供 施設	道道 市道	宿泊 施設	〃	〃	H21. 12.18		土石流	稚内鈴蘭 幼稚園	
8	港町沢 川	港2		65		道道 市道 鉄道	宿泊 施設	〃	〃	〃		〃	稚内鈴蘭 幼稚園	
9	中央 二の沢 川	中央5		162		国道 道道 鉄道	宿泊 施設 寺	〃	〃	〃		〃	稚内市 保健福祉 センター	
10	真言寺 川	中央4		170		国道 道道 市道	宿泊 施設	〃	〃	〃		〃	稚内市 保健福祉 センター	
11	公園の 沢川	中央3		54	集会施設	道道 市道	宿泊 施設	〃	〃	H22 12.21		〃	宗谷経済 センター	
12	量徳寺 の沢川	中央3		143	幼稚園 官公署	道道 市道	宿泊 施設 寺	〃	〃	〃		〃	宗谷経済 センター	
13	ホーラ イヤーの 沢川	宝来1		136	官公署	道道 市道	宿泊 施設 神社	〃	〃	〃		〃	宗谷経済 センター	
14	緑4丁 目沢川	緑4		29		道道 市道		〃	〃	H24. 6.26		〃	稚内大谷 高等学校	
15	チララ ウスナイ 川	港3		22	幼稚園 福祉施設	市道		〃	〃	〃		〃	港ふれあ いセンタ ー	
16	トベン ナイ川	宝来3		6	幼稚園	市道		〃	〃	〃		〃	稚内市 体育館	

■高波、高潮、津波等危険区域及び整備計画

番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画			
	海岸名	海岸線危険区域延長 (m)	指定済延長 (m)	海岸保全施のある区域延長 (m)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域関連		実施機関	概要
														全部	一部		
1	オネト マナイ	3,665	3,665		高波 高潮 津波					北海道	海岸法	S. 36. 5. 30	1228	○		北海道	
2	夕来	5,358	5,358		〃					〃	〃	〃	〃	○		〃	
3	勇知	2,359	2,359		〃					〃	〃	〃	〃	○		〃	
4	メメナイ	3,331	3,331		〃					〃	〃	〃	〃	○		〃	
5	抜海	4,137	1,914		〃					〃	〃	H. 4. 2. 14	200		○	〃	
6	クトネ ベツ	3,173	0		〃												
7	ツタウ ケナイ	2,062	0		〃												
8	坂の下	1,768	1,768		〃					北海道	海岸法	S. 36. 5. 30	1228	○		北海道	
9	又留内	950	895		〃					〃	〃	〃	〃		○	〃	事業実施済
10	豊浜	1,130	1,095		〃					〃	〃	〃	〃		○	〃	
11	潤内	938	938		〃					〃	〃	〃	〃	○		〃	一部地区 離岸堤改良 平成13年度完成
12	富士見	2,461	2,461		〃					〃	〃	〃	〃	○		〃	
13	野寒布	2,316	2,296		〃					〃	〃	〃	〃		○	〃	
14	市街地	11,977	12,644	10,578	〃										○	市	一部地区 離岸堤・護岸改良 平成25年度完成予定

番号	危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域関連		実施機関	概要
														全部	一部		
15	声問	6,317			高波高潮津波					北海道	海岸法	H. 4. 1. 14	51	○		北海道 稚内市	平成7年度 離岸堤完成
16	カムエヤツベ	1,298	1,298		〃					〃	〃	S. 36. 5. 30	1228	○		北海道	
17	メグマ	1,400	1,400		〃					〃	〃	〃	〃	○		〃	
18	フフカル	1,680	1,680		〃					〃	〃	〃	〃	○		〃	
19	増幌	3,376	3,376		〃					〃	〃	〃	〃	○		〃	
20	富磯	4,045	2,786		〃					〃	〃	〃	〃	○		〃	一部実施済
21	宗谷	2,484	450		〃												
22	清浜	3,058	1,481		〃					北海道	海岸法	S. 36. 5. 30	1228		○	北海道	検討中
23	珊内	2,423	200		〃												
24	大岬	2,877	2,739	2,540	〃					北海道	海岸法	S. 36. 5. 30	1228		○	北海道 稚内市	平成7年度 離岸堤・護岸 工事完成
25	豊岩	6,823	1,710		〃					〃	〃	〃	〃		○	北海道	
26	峰岡	3,179	0		〃												
27	東浦	6,948	3,216		〃					北海道	海岸法	S. 36. 5. 30	1228		○	北海道	

■事業所別危険物等貯蔵量一覧

番号	所在地	名称	電話番号	屋外タンク		屋内貯蔵所		油 類 第1～第4石油類	計	L P ガ ス 屋外タンク		設 置 地 盤 の 状 況	防油堤 の 構 造
				数	量(kℓ)	数	量(kℓ)			数	量(t)		
1	中央埠頭	JX日鉱日石エネルギー㈱ 稚内第1油槽所	23-2226	1 5	76,864			第1石油類 1,022.4 第2石油類 4,368 第3石油類 2,296 第4石油類 42	7,686. 4			埋立地	鉄筋コン クリート 造
2	中央埠頭	出光興産 ㈱ 稚内油槽 所	23-2234	6	9,300	1	35	第1石油類 1,000 第2石油類 2,000 第3石油類 6,300 第4石油類 35	9,335			埋立地	鉄筋コン クリート 造
3	中央埠頭	㈱エフケ ー ツタイ 稚内油槽所	22-2632	2	1,500	1	40	第2石油類 500 第3石油類 1,000 第4石油類 40	1,540			埋立地	鉄筋コン クリート 造
4	中央埠頭	富士興産 ㈱ 稚内油槽 所	22-7822	2	1,980	1	60	第2石油類 1,980 第4石油類 60	2,040			埋立地	鉄筋コン クリート 造
5	中央埠頭	北海道漁業協同 組合連合会 稚内油槽所	29-0500	4	3,438			第1石油類 第2石油類 第3石油類 3,438	3,438			埋立地	鉄筋コン クリート 造
6	中央埠頭	北海道エ ネルギー (株) 稚内油槽 所	23-3789	2	1,450			第1石油類 第2石油類 500 第3石油類 950	1,450			埋立地	鉄筋コン クリート 造
7	中央埠頭	JX日鉱日石 エネルギー (株) 稚内油槽所	23-6620	8	13,981			第1石油類 1,999 第2石油類 7,990 第3石油類 3,995	13,984			埋立地	鉄筋コン クリート 造
8	北洋埠頭	JX日鉱日石 エネルギー㈱ 稚内第2油槽所	23-6620	8	13,995	1	50	第1石油類 2,000 第2石油類 6,000 第3石油類 5,995 第4石油類 50	14,045			埋立地	鉄筋コン クリート 造
9	中央埠頭	そうべい プロパン ㈱	23-5343							2	20×1 10×1		
10	北洋埠頭	エアウォーター ㈱ 稚内LPG基地	22-7011							2	500× 1 300× 1		
11	緑1	㈱ホクタン	23-4431							2	30×1 20×1		
12	声問	稚内ほくさん㈱	26-2503							2	30×1		
13	朝日 5	住商第一 石油ガス ㈱	32-1010							1	20×1	地 下 タンク	

■道北地区沿岸海域排出油防除協議会排出油防除資機材保有状況(稚内市関係分)

平成 26 年 4 月 1 日現在

機 関 名	オイル フェンス A(m)	オイル フェンス B(m)	OF用 錨 (丁)	油処理 剤 (k1)	高粘度 油処理剤 (k1)	油吸着 材 (kg)	高粘度 油捕獲材 (k1)	油ゲル化 剤 (k1)	船艇 (隻)	グラブ船 等 (隻)	油処理剤 散布装置 (式)	高粘度 油回収 ネット (式)	油回収 装置 (式)	能力 (k1/h)	ドラム缶 (本)	携帯用 無線機 (台)
稚内海上保安部		300	7	0.900	1.09	291	462		3		3	3	1	25		24
稚内開発建設部		100		0.500		75			1							
宗谷総合振興局		40		0.036		1725										
旭川方面稚内警察署									1							
稚内市(港湾管理者)	800			0.414		232		0.20	1						6	
稚内地区消防事務組合消防本部						36										
稚内港運(海上災害防止センター契者)						30			2		1		1	130		
北海道漁業組合連合会稚内支店	460		3	0.903		138									4	2
JX 日鉱日石エネルギー(株)稚内油槽所	600		18	1.854		276									17	
瀬戸漁業(株)(宗谷地方石油業協同組合)	80			0.220		20			2						9	
北海道エネルギー(株)稚内販売支店(〃)				0.200		20			1						10	
稚内漁業協同組合						5 箱(MPW-45)										
稚内機船漁業協同組合									7							
宗谷漁業協同組合									1							
石塚建設興業(株)									0							
(株)中田組									3	4					若干	
丹羽建設(株)									2	4						
藤建設(株)									5	4						
安田建設	160		8						1	2					5	
稚内港湾施設(株)				0.100						1					20	2
ハートランドフェリー(株)稚内支店															10	
稚内海運株式会社				0.090		15									若干	

■ 流出油対策の業務分担

機 関 名	業 務 分 担	
	初動措置	継続的措置
稚内海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 排出油等の事故現場への巡視船艇・航空機の出動及び軌道防除隊、特殊救難隊等の派遣要請 2 事故船舶との連絡設定 3 船舶所有者等原因者との連絡設定 4 協力義務者との連絡設定 5 事故船舶に対する事実確認及び指導 <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員の生命の状況、援助の必要性 ・引火・爆発の危険性の有無 ・船体の状況とその制御 ・搭載する油等の種類、量 ・排出油等の種類、量 ・引き続き油等の排出状況とその局限 6 事故船舶乗組員の救助 7 海上の揮発性ガスの検知及び引火・爆発の防止措置 8 事故船舶の船体制御(曳航、緊急投錨等) 9 航行船舶の安全確保のための現場指導及び無線通報による注意喚起 10 排出油等の防除及びサンプリング 11 原因者に対する指導、通知等 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会への人員派遣及び常駐 ・排出油等の防除措置 ・排出油等の量の正確な算出 ・事故船舶の応急的措置 ・対応計画の策定、提出 12 協力義務者に対する指導、通知等 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会への人員派遣及び常駐 ・海防法第39条4項の措置 13 情報の収集及び関係者への通報 14 事故の分析・評価 15 排出油等に関する継続的対応方針の決定 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 巡視船艇、航空機の出動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 排出油の状況調査 (2) 海上における揮発性ガスの濃度測定 (3) 航行船舶の安全確保 3 総合調整本部の設置及び運営 4 人員、排出油防除資機材の緊急輸送 5 原因者に対する応急対策の指導又は命令 <ol style="list-style-type: none"> (1) 引き続き油等の流出防止 (2) 瀬取船等による油の抜き取り (3) 遭難船舶の安全確保等 (4) 海防法に基づく措置命令の発動 6 排出油の防除及び指導並びに援助 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収装置等による回収 (5) 巡視船艇による人海的回収 7 船舶交通の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出入港及び航行の制限又は禁止 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 船舶の避難指示、勧告又は指導 8 海域の警戒及び拡散状況の調査 9 広報活動(総合調整本部) 10 その他の応急措置
防除措置実施義務者 (事故原因者、協力義務者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関への排出油等事故状況の通報 2 船舶等に対する応急対策の実施 3 排出油等の応急防除 	<ol style="list-style-type: none"> 1 排出油等事故情報の収集及び通報 2 総合調整本部への職員派遣 3 人員、船艇の動員 4 排出油防除資機材の搬出、輸送及び調達 5 引き続き応急対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の排出防止 (2) 瀬取船等による油の抜き取り (3) 事故船舶の安全海域への移動 6 排出油防除作業の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収装置等による回収 7 サルベージ、海上災害防止センター、PI保険等に対する諸手配の実施
稚内開発建設部 稚内港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の巡回等による状況調査 2 排出油等の応急防除 3 所有船舶による浮流油等調査 4 備蓄資機材の提供等 5 関係開発建設部との連絡調整 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び関係先への伝達 2 総合調整本部への職員の派遣及び情報提供 3 排出油の調査及び防除活動 4 所管する海岸等での原因者が実施する排出油防除活動の指導監督 5 所有船舶の出動及び所管する海岸付近の警戒 6 備蓄資材機の提供

機 関 名	業 務 分 担	
	初動措置	継続的措置
稚内地方気象台	1 排出油事故現場付近の気象等の予測 2 漂流が予想される海域の気象等の予測	1 関連情報の収集及び関係先への伝達 2 総合調整本部への職員派遣 3 気象・海象の予測及び分析・評価 4 気象・海象状況の情報提供
北海道運輸局 旭川運輸支局 稚内庁舎	1 資機材等の海上輸送の連絡調整 2 情報収集及び分析評価、北海道運輸局との連絡調整	1 総合調整本部への職員派遣 2 北海道運輸局との連絡調整
宗谷総合振興局	1 支庁区域内における状況調査 2 市町村等に対する指導等 (1) 臨海施設の自衛措置 (2) 沿岸住民に対する事故情報の提供 (3) 沿岸住民の避難誘導等の検討 (4) 保有資機材の集積場所の検討 3 排出油の調査及び防除作業	1 総合調整本部への職員派遣 2 漁業取締船等による排出油等防除及び調査 3 海岸、港湾、漁港、河川等沿岸部の監視及び油防除 4 資機材、人員の集約及び防除に関する連絡調整 5 回収油等の収集運搬・処理の活動調整 6 原因者が実施する漁港等区域又は沿岸漂着油除去作業の指導、助言 7 野生生物の保護、収容 8 陸上自衛隊の派遣要請に関する手続き
稚内市	1 区域内における状況調査 2 沿岸住民に対する排出油、揮発性ガス等に関する情報提供 3 沿岸住民の避難誘導の検討 4 臨界施設の自衛措置検討 5 資機材の集積場所及び運搬手段の確保 6 関係支庁との連絡体制の確立 7 排出油等の調査及び防除作業 8 防除活動にかかり出動要請	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 総合調整本部への職員派遣 3 所有船舶の出動及び防除作業の実施 4 備蓄資機材の搬出、輸送 5 沿岸住民に対する周知及び警戒 ・ 災害状況の周知及び火気使用の禁止 ・ 沿岸及び地先海面の巡回監視 ・ 警戒区域の設定 ・ 住民の避難指示及び誘導 6 漁具の移動、オイルフェンスの展張等自衛装置の指導 7 原因者が実施する港湾区域の浮流油、沿岸漂着油の除去作業の指導、援助 8 回収油等の陸揚げ、仮置き場所の確保 9 防除活動に従事する船舶の着岸岸壁の確保 10 必要に応じて自衛隊への派遣要請手続き 11 必要に応じて他の市町村への応援要請
稚内地区消防事務組合消防本部	1 職員の巡回による、所轄区域内の状況調査 2 沿岸漂着油等の揮発性ガス等検知 3 漂着油、揮発性ガス等に関する情報提供 4 沿岸住民の避難誘導	1 沿岸漂着油等の揮発性ガス等検知 2 沿岸漂着油等の調査及び防除作業 3 総合調整本部への職員派遣
稚内警察署	1 職員の巡回及び警備艇による所管区域内の状況調査 2 警戒区域への立ち入り規制 3 沿岸住民の避難誘導	1 警備艇を使用しての防除作業 (1) 油吸着材を使用しての浮流油の回収 (2) 油処理剤の散布による浮流油の処理 (3) オイルフェンスの展張支援 2 総合調整本部への職員派遣 3 車両による資機材の緊急輸送に必要な交通の確保に関する支援
稚内石油基地防災会	1 人員、排出油防除資機材の緊急輸送 2 油回収可能船舶の出動 3 排出油等の調査及び防除作業	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 総合調整本部への職員派遣 3 排出油の防除 ・ オイルフェンスの展張 ・ 油吸着材の散布及び回収 ・ 油回収装置

機 関 名	業 務 分 担	
	初動措置	継続的措置
漁 業 協 同 組 合	1 組合員に対する情報の伝達 2 自衛措置の実施 ・ 定置漁具等の移動、沈下又は撤収 ・ オイルフェンス展張等の防除作業 3 その他の応急措置	1 漁場、管理する漁業施設等の付近海域の状況調査 2 総合調整本部への職員派遣 3 原因者が実施する漁港等の区域内における浮流油等の除去作業の指導 4 所属漁船による排出油等防除作業 ・ 油吸着材の散布及び回収 ・ 油処理剤の散布 ・ 漂着油等の回収
事 業 所 会 員	1 事故関連情報の収集 2 自己管理施設の自衛措置 3 資機材の準備、会長の出動要請への準備 4 人員、排出油等防除資機材の緊急輸送	1 原因者との契約(2号業務)に基づく防除活動 2 総合調整本部への職員派遣 3 地方公共団体等の要請に基づく防除作業 ・ オイルフェンスの展張 ・ 油吸着材の散布及び回収 ・ 油処理剤の散布 ・ クラブ船等による浮流油等回収

■油火災等対策の業務分担

機 関 名	業 務 分 担
稚内海上保安部	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 巡視船艇、航空機の派遣 3 関係機関に対する出動要請 4 総合調整本部の設置 5 人員、資機材等の緊急輸送 6 遭難者の救助 7 遭難船の救助 (1) 消火 (2) 延焼防止 (3) 安全海域への移動又は曳航命令 8 船舶交通の安全確保 (1) 船舶の退去、進入中止命令、出入の禁止又は制限 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 延焼のおそれのある船舶、海洋危険物管理施設等の使用、移動、処分又は使用制限 9 広報活動(総合調整本部) 10 その他の応急措置
海水油濁処理協力機構	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 荷役作業の中止 3 自衛消火、応急措置の実施 4 船舶の安全海域への移動 5 総合調整本部への職員派遣
稚内市 稚内地区消防事務組合消防本部	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 総合調整本部への職員の派遣 3 沿岸住民に対する周知及び警戒 (1) 延焼のおそれがある沿岸住民及び船舶に対する災害状況の周知 (2) 沿岸及び地先海面の巡回監視 (3) ガス検知の実施 (4) 警戒区域の設定 (5) 住民の避難指示及び誘導 4 応急対策上必要な指示 5 所有船の出動及び警戒の実施 6 消火活動の実施 7 備蓄資機材の搬出、輸送 8 港湾施設の使用の制限 9 その他の応急措置
稚内警察署	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 総合調整本部への職員の派遣 3 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動 4 危険行為の取り締まり 5 応急資器材の緊急輸送協力及び交通規制 6 警備艇による警戒 7 住民の避難指示 8 その他の応急措置
漁業協同組合	1 組合員に対する情報の伝達 2 漁船の避難指示 3 その他の応急措置

機 関 名	業 務 分 担
防除措置実施義務者 (原因者、協力義務者)	1 関係機関への油災害状況の通報 2 総合調整本部への職員の派遣 3 消火もしくは延焼防止、人命救助のための応急措置の実施 4 現場付近の人、又は船舶に対する注意喚起 5 海上保安部の指示、命令に基づく対策の実施 6 その他の応急措置
その他の防除団体等	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 総合調整本部への職員の派遣 3 自衛消火、応急措置の実施 4 資機材等の提供及び緊急輸送

■道北地区沿岸海域排出油防除協議会構成員(稚内市関係分)

区分	機 関 名	連 絡 先	
		(昼 間)	(夜 間)
行政機関	稚内海上保安部	23-2633	23-2633
	北海道運輸局旭川運輸支局	23-5047	23-5047
	稚内地方气象台	23-2679	23-2678
	稚内開発建設部稚内港湾事務所	33-2758	090-3119-6182
	宗谷総合振興局	33-2526	33-2526
	稚内警察署	24-0110	24-0110
	稚内市(港湾課)	23-6483	23-6161
	稚内地区消防事務組合消防本部	23-2176	23-2176
	稚内消防団本部	23-3079	
海水油濁処理協力機構	JX 日鉱日石エネルギー株式会社稚内油槽所	23-6620	090-8906-3094
	宗谷地方石油業協同組合	23-2767	28-1516
	エア・ウォーター株式会社稚内LPG基地	22-7011	22-8057
	そうべいプロパン株式会社	23-5343	23-5343
漁業協同組合	北海道漁業協同組合連合会稚内支店	23-2930	080-1973-8276
	稚内機船漁業協同組合	23-4180	080-5597-0590
	稚内漁業協同組合	23-3034	090-9512-3985
	宗谷漁業協同組合	77-2331	090-9082-9003
その他の防除団体等	稚内港運株式会社	22-3233	22-3233
	藤建設株式会社	23-4814	24-3556
	株式会社中田組	22-5670	090-3898-4061
	丹羽建設株式会社稚内支店	24-1824	22-2840
	石塚建設興業株式会社	33-4956	24-0047
	稚内港湾施設株式会社	23-2365	090-6269-7461
	日本通運株式会社稚内支店	23-2651	
	稚内通運株式会社	23-3251	
	稚内海運株式会社	23-7317	090-9518-9395
	ハートランドフェリー株式会社稚内支店	23-3780	23-3780
渋田海運株式会社	24-6480	090-8277-5779	

■災害の歴史

発 生 年 月 日	種 別	災 害 状 況
明治 44 年 3 月 24 日	火災	異常乾燥中、市街地裏山で火災発生。その飛火で 752 棟焼失
大正 6 年 4 月 29 日	海難	暴風のため漁夫数十人溺死
昭和 3 年 10 月 25 日	火災	中央 3 丁目から出火。681 棟焼失、焼死者 2 人
昭和 5 年 11 月 1 日	火災	中央 2 丁目から出火。216 棟焼失
昭和 12 年 8 月 6 日	大雨	家屋半壊 26 棟、流失 6 棟、浸水 344 棟、畑冠水 1,403ha
昭和 14 年 8 月 12 日	海難	暴風のため宗谷沖で漁船 18 隻遭難。死者多数
昭和 15 年 5 月	山火事	勇知～声問間。5 日間延焼
昭和 21 年 8 月 12 日	火災	中央 4 丁目から出火。6 棟 17 焼失
昭和 23 年 9 月 9 日	台風	漁船遭難多数。死者 7 人
昭和 25 年 8 月 27 日	大雨	家屋浸水 521 棟
昭和 26 年 2 月 22 日	暴風雪	20 箇所で雪崩発生。高校生 2 人凍死
昭和 27 年 10 月 22 日	海難	稚内漁業協同組合所属第 5 日進丸、暴風雨のため西稚内沿岸で遭難。死者 31 人
昭和 29 年 12 月 26 日	海難	暴風雪のため底曳漁船第 11 八東丸、声問沖で遭難。死者 15 人
昭和 33 年 1 月 17 日	海難	暴風雪のため底曳漁船第 27 八東丸、ノシャップ沖で遭難。死者 15 人
昭和 34 年 1 月 31 日	海難	スケソ刺網漁船久栄丸及び第 3 竜城丸、暴風雪のため遭難。死者 10 人
昭和 35 年 1 月 17 日	海難	底曳漁船第 28 八東丸、ノシャップ沖で遭難。死者 15 人
昭和 36 年 3 月 9 日	海難	底曳漁船第 18 やまさん丸遭難。死者 17 人
昭和 38 年 2 月 14 日	海難	底曳漁船第 5 大勢丸遭難。死者 15 人
昭和 38 年 12 月 12 日	海難	底曳漁船第 30 やまさん丸遭難。死者 17 人
昭和 39 年 12 月 6 日	海難	タラはえなわ漁船第 11 幸徳丸、火災により沈没。死者 7 人
昭和 40 年 1 月 10 日	海難	底曳漁船第 18 大安丸遭難。死者 13 人
昭和 40 年 4 月 5 日	海難	スケソ漁船欣照丸遭難。死者 13 人
昭和 40 年 12 月 6 日	海難	底曳漁船天祐丸遭難。死者 19 人
昭和 41 年 9 月 4 日	海難	底曳漁船第 52 八東丸遭難
昭和 44 年 2 月 1～7 日	暴風雪	暴風雪が続き交通途絶、稚内地方は孤立。富士見 5 丁目富士見団地で雪崩発生。死者 2 人、重傷 1 人、公営住宅 1 棟 6 戸のうち 1 戸全壊。1 棟 6 戸のうち 2 戸半壊
昭和 44 年 2 月	海難	底曳漁船第 38 栄保丸、海馬島沖で遭難。死者 13 人
昭和 45 年 2 月 9～10 日	暴風雪	死者 1 人、行方不明 1 人。異常降雪のため 10 日間鉄道不通
昭和 45 年 3 月 16～18 日	暴風雪	帰宅途中の自衛隊員 1 人、富士見 5 丁目の丘陵で凍死
昭和 45 年 10 月 25～26 日	大雨	155.5 mmの降雨による被害 家屋床上浸水 174 棟 230 世帯 844 人 被害額 1,070 万円 家屋床下浸水 287 棟 390 世帯 1,336 人 土木被害 8,430 万円 農業被害 4,400 万円
昭和 46 年 11 月 9 日	海難	ズワイガニ漁船第 18 幸徳丸、稚内港口付近で 30m/s 以上の突風と横波を受け転覆。死者 16 人。損害額 2,460 万円
昭和 47 年 4 月 1 日	海難	ニシン刺網漁船第 28 平和丸遭難。死者 14 人
昭和 47 年 4 月 10 日	海難	底曳漁船第 32 幸福丸火災。死者 7 人

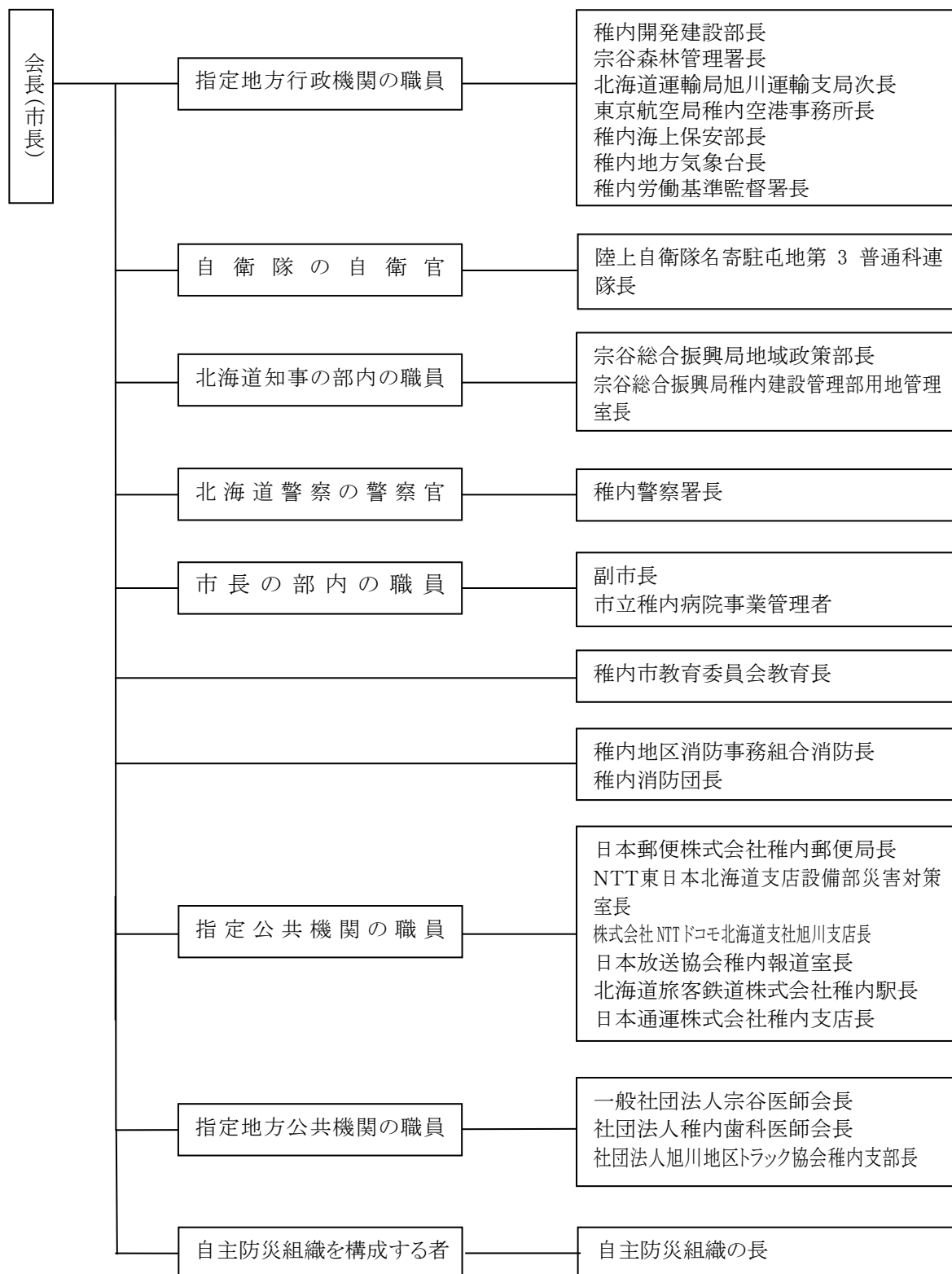
発 生 年 月 日	種 別	災 害 状 況
昭和 47 年 12 月 1～2 日	暴風雪	電力関係及び鉄道通信系に大障害。全市にわたり 5 日間(一部 7 日間)停電、鉄道 3 日間不通。最大風速 26.8m/s、最大瞬間風速 38.4m/s は、稚内地方気象台開設以来の最高記録 家屋一部損壊 57 棟 61 世帯 199 人 被害額 143 万円 家屋床上浸水 2 棟 8 世帯 39 人 被害額 40 万円 土木被害 3,965 万円 水産被害 380 万円 農業被害 1,045 万円 衛生被害 1,080 万円 公共施設被害 580 万円
昭和 48 年 2 月 7 日	海難	底曳漁船第 50 太平丸遭難。死者 15 人
昭和 49 年 4 月 4 日	雪崩	中央 3 丁目で融雪雪崩発生。住宅 1 戸全壊、死者 2 人
昭和 51 年 3 月 15 日	海難	ニシン刺網漁船第 58 富丸、ノシヤップ沖で遭難。死者 4 人
昭和 53 年 12 月 6 日	海難	底曳漁船第 3 大輝丸(124t)宗谷岬東 24.2 海里で揚網中転覆。18 人中死者 2 人、行方不明 8 人
昭和 56 年 3 月 13 日	海難	底曳漁船第 55 大東丸(349t)ベーリング海北緯 59 度西経 187 度付近で操業中、横波を受け転覆 26 人全員行方不明
昭和 58 年 9 月 1 日	航空機事故	大韓航空機 007 便がモネロン島沖 40km 付近で撃墜され、乗員乗客 269 人全員死亡
昭和 60 年 4 月 23 日	海難	底曳漁船第 71 日東丸(124t)樺太東海域で転覆。16 人中 13 人行方不明
昭和 62 年 3 月 31 日	海難	底曳漁船第 85 初枝丸(96t)宗谷岬沖 60 海里で沈没。15 人中死者 1 人、行方不明 5 人
平成 4 年 11 月 23 日	海難	貨物船第 18 昭扇丸ノシヤップ沖で遭難。死者 3 人、行方不明 3 人
平成 6 年 8 月 12 日	大雨洪水	寒冷前線による 1 時間降水量 26.5mm、総雨量 76mm の集中豪雨で、床上床下浸水 10 棟、土砂崩れ 6 箇所、農地及び牧草被害 22 箇所など被害額 7,240 万円
平成 6 年 10 月 13 日	暴風波浪	低気圧の通過により、最大瞬間風速 37.9m を記録。軽傷 1 人、住家被害 3 棟、非住家被害 9 件、農業用施設 46 件、漁船、漁具等の水産被害 24 件など被害額 5,250 万円
平成 7 年 7 月 24～25 日	大雨洪水	温帯低気圧の通過により、総雨量 102 mm を記録。床下浸水 18 棟、土砂崩れ 1 箇所、農地及び牧草被害 7 箇所、側溝埋塞・道路冠水など被害額 7,380 万円
平成 7 年 11 月 8 日	暴風雪 波浪 高潮	低気圧の通過により、最大風速 22.8m/s(歴代 5 位)、最大瞬間風速 44.9m/s(歴代 1 位)を記録。重傷 1 人、軽傷 4 人、住家一部破損 27 棟、営農施設等の農業被害 37 件、漁船等の水産被害 40 件、商工被害 24 件、教育施設・社会福祉施設等 15 件、離岸堤 2 基沈下、海浜地浸食など被害額 2 億 4,900 万円
平成 8 年 8 月 17～18 日	大雨洪水	気圧の谷の影響により、稚内地区で総雨量 97 mm、宗谷岬で 1 時間降水量 45 mm(歴代 1 位)の記録的な集中豪雨で 2 世帯が避難。宗谷・大岬・富磯地区の消防団や町内会も出動して被害を最小限に食い止めた。山腹崩壊や土砂流出など 22 箇所、道路冠水 3 箇所、住家倒壊 1 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 20 棟など被害額 5,650 万円

発 生 年 月 日	種 別	災 害 状 況
平成 8 年 10 月 29 日	崖崩れ	こまどり 5 丁目「さくらヶ丘団地」の東側で幅 80m、長さ 130m、高さ 20m に渡り土砂が崩れ、約 2 万 m ³ の土砂が流出。建築中のものを含め 4 棟の住宅、5 世帯 12 人が避難。自動車 1 台、道路・側溝 150m、上水道給水管 2 箇所、下水道管施設 2 箇所・マンホールポンプ施設 1 箇所、北海道電力(株)の電柱 1 本、トランス 1 基が崩落するなど被害額 2 億円
平成 9 年 8 月 3～4 日	大雨洪水	寒冷前線により総雨量稚内 76mm、宗谷岬 73mm、沼川 99mm、声問川小松橋 112mm の集中豪雨により、樺岡地区(若草大橋下流)で増水のため乾草ロール 250 個が冠水し、うち 34 個が海上に流出、市道樺岡草地幹線の一部道路決壊、東浦地区で土砂が崩れ市道に流失など被害額 625 万円。 港 1 丁目国有林治山工事現場で土砂崩れの危険があるため 12 世帯 18 人が一時避難。
平成 9 年 8 月 7 日	大雨洪水	局地的な大雨により宗谷岬で 1 時間に 37.5mm、総雨量 117mm を記録。大岬・清浜・珊瑚地区で床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟、土砂崩れ 6 箇所、土砂流出 1 箇所、道路冠水 3 箇所など被害額 495 万円
平成 9 年 10 月 11 日	地滑り	市道こまどり 9 号通こまどり 3 丁目地内が地滑りにより、市道幅 6m、長さ 36m にわたり崩落し、約 7,000 m ³ の土砂が 130m 流出。5 世帯 11 人が避難。道路・側溝 36m、上水道給水管 100m、下水道管 70m 損壊、北海道電力(株)の電柱 1 本が崩落するなど被害額 1 億 1,765 万円
平成 10 年 9 月 16～17 日	暴風波浪	台風 5 号の通過により稚内で最大瞬間風速 30.3m を記録。牛舎・店舗など外壁一部破損や鮭定置網など漁具が破損し被害額 292 万円
平成 11 年 3 月 26 日	雪崩	市役所裏山で雪崩が発生し、落石防止柵と乗用車 1 台が一部破損し、被害額 290 万円
平成 11 年 7 月 30 日	大雨洪水	前線の影響により、稚内と沼川で 77mm、宗谷岬で 64mm を記録。25 日～28 日の長雨と大雨により、声問川と増幌川で警戒水位に達し、牧草ロール冠水 520 個、牧草地浸水 1,280ha、市道決壊 1 箇所、勇知川が増水して床下浸水 1 棟など被害額 1,767 万円
平成 11 年 8 月 20 日	大雨浸水	寒冷前線の影響により、稚内で総雨量 83mm、沼川で 53mm、宗谷岬で 63mm を記録。市内河川の増水や排水路の埋塞による市道冠水 2 箇所など被害額 130 万円
平成 11 年 8 月 22 日	大雨洪水	寒冷前線の通過により、稚内で総雨量 53mm、沼川で 61mm、宗谷岬で 45mm を記録。床下浸水 4 棟、牧草ロール冠水 467 個、牧草地冠水 213ha、横断管 1 本被災、林地の土砂崩れ 1 箇所、市道に土砂流出など被害額 705 万円
平成 11 年 8 月 27 日	大雨洪水	沼川で 1 時間に 35mm、総雨量 77mm の局地的な大雨により、床下浸水 1 棟、牧草ロール冠水 616 個、牧草地冠水 529ha、市道 3 箇所路肩決壊、市道 1 箇所土砂流出など被害額 1,053 万円
平成 11 年 8 月 31～9 月 1 日	大雨浸水	30 日から降り続いた雨で沼川 73mm、稚内 35mm を記録。牧草ロール冠水 422 個、牧草地冠水 140ha など被害額 321 万円 JR兜沼～勇知間で築堤決壊(2 箇所)のため、一時不通
平成 11 年 9 月 25 日	暴風	台風 18 号の通過により、稚内で最大瞬間風速 27.9m を記録。宗谷岬の市道防雪柵一部倒壊など被害額 943 万円 富磯～大岬地区で 1 時間の停電

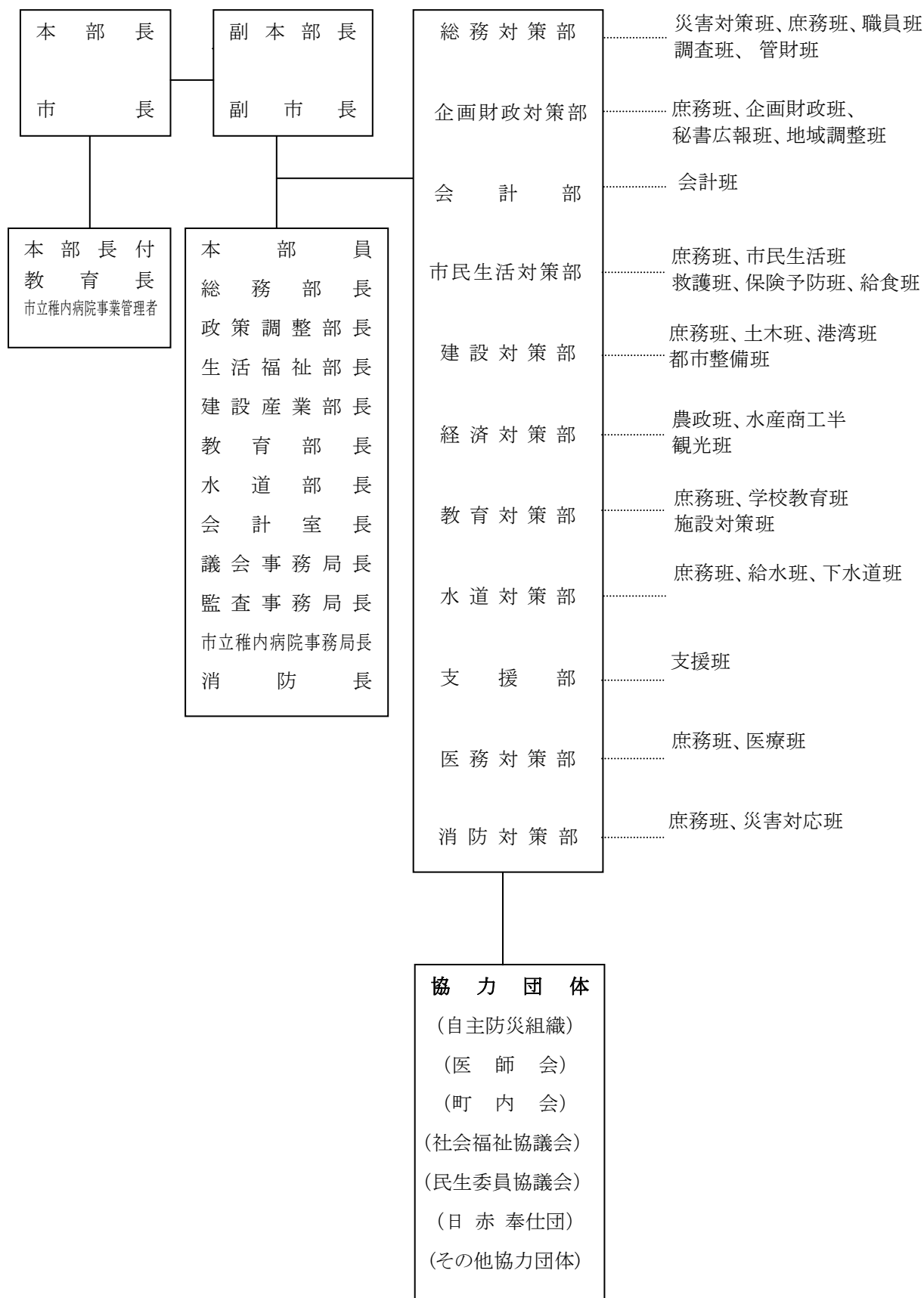
発生年月日	種別	災害状況
平成12年10月1日	大雨浸水	気圧の谷の通過により、稚内で正午から午後1時までの1時間で45.5mm、降り始めから総雨量88mmの豪雨となり、10月としては1位、年間としても2位を記録した。クサンル川の氾濫やチララウスナイ川の増水、排水路の埋塞などにより緑・大黒・萩見・中央地区などで床上浸水3棟、床下浸水20棟、斜面崩壊4箇所、土砂流出1箇所、道路冠水による通行止め3箇所など被害額2,900万円
平成12年11月21日	冬季風浪	低気圧の通過により、稚内で最大瞬間風速北の風25.2mを記録し、風浪により潮見地区の護岸施設40mが決壊し、被害額2,000万円
平成13年2月2日	雪崩	大岬地区で雪崩が発生し、漁業倉庫の一部が損壊して被害額70万円
平成13年9月21日	小規模地滑り	珊瑚内58番地先裏山で幅10m、長さ20mにわたり崩落し、約100㎡土砂が流出した。漁業倉庫1階の一部が損壊し、被害額150万円
平成14年6月29日	火災	午後6時過ぎ、中央2丁目の中央レンバイから出火し、南西の風8~9mの強風にあおられ、瞬く間に延焼した。全焼25棟、半焼2棟、部分焼4棟、延べ床面積8,845㎡が焼失した。罹災世帯20世帯、罹災者41人のほか非居住者29人、被害総額16億4千万円
平成14年10月2日	暴風	台風21号が温帯低気圧に変わり、稚内で最大瞬間風速西の風29.9mを記録。住家や営農施設などが一部損壊し、被害総額361万円
平成14年11月18日	暴風	低気圧の通過により冬型の気圧配置となり、稚内で最大瞬間風速南西の風33.2mを記録。営農施設の一部損壊など被害総額583万円
平成14年3月3日	冬季風浪	低気圧の通過により、稚内で最大瞬間風速北北東の風25.1mを記録。風浪により潮見地区の護岸施設40mが決壊し、被害総額2,000万円
平成15年4月17日	暴風	低気圧に伴う寒冷前線の影響で、稚内で最大瞬間風速南南西の風27.5mを記録。住家の屋根や外壁、社会教育施設の窓ガラスなどが一部損壊し、被害総額204万円
平成15年5月1日	暴風	気圧の傾きが急激となり、稚内で最大瞬間風速南西の風34.1mを記録。住家の屋根や外壁、市体育館の屋根、一般廃棄物処理施設などが一部損壊し、被害総額1,214万円
平成15年8月8日	大雨	発達した低気圧と前線の通過により、稚内で総雨量119mm、1時間最大雨量30mmを記録。局地的な大雨により、農業用排水路4箇所で法面崩壊し、被害総額8,500万円
平成16年3月11日	融雪	暖気及び降雨により、準用河川クサンル川の融雪が一気に進み、河川内を埋め尽くしていた雪が河床部に落ち込み、川水が流れ、付近住宅、工場等に浸水した。床下浸水11件、床上浸水3件、工場設備等2件、被害総額1,267万円
平成17年11月22日	暴風	低気圧の通過により、稚内で最大瞬間風速西南西の風37.6mを記録。住家の屋根や窓ガラス、稚内市地方卸売市場のシャッター、萩が丘浄水場の資材保管庫などが一部損壊し、被害総額1,312万円
平成18年10月8日	暴風	低気圧の通過により、稚内で最大瞬間風速北の風29.4mを記録。大黒船場防波堤25mが決壊するなど港湾施設3件、宗谷のサケ定置網大破など水産設備8件、声間橋水銀灯折損の被害があり被害総額1億1,161万円
平成18年10月19日	大雨	低気圧に伴う寒冷前線の通過により、稚内市沼川で総雨量81mmを記録。局地的な大雨により、床上浸水2件、床下浸水2件、酪農施設16件、被害総額650万円

発 生 年 月 日	種 別	災 害 状 況
平成 19 年 10 月 8 日	暴風	低気圧の通過により、稚内で最大瞬間風速西南西の風 25.5m を記録。強風の影響で学校施設の屋根が破損し、被害総額 62 万円
平成 20 年 2 月 14 日	暴風雪	発達した低気圧により、稚内で最大瞬間風速北の風 22.2m を記録。暴風雪の影響で水産加工場の建物の一部損壊及び機械の破損があり、被害総額 1,000 万円
平成 20 年 2 月 23 日	暴風雪	発達した低気圧により、稚内で最大瞬間風速北東の風 25.9m を記録。暴風雪の影響で社会教育施設の一部損壊があり、被害総額 40 万円
平成 20 年 11 月 8 日	暴風	発達した低気圧と寒冷前線の通過により、稚内で最大瞬間風速北北西 25.9m を記録。教育施設で 3 件、民間施設で 2 件の被害があり、被害総額 160 万円
平成 22 年 2 月 26 日	融雪	暖気に伴う融雪により、チララウスナイ川の水が溢れ、付近住宅・事業所等に浸水した。その他市内各地において浸水被害が発生した。また、社会教育施設の一部が損壊した。床上浸水 6 件、床下浸水 7 件、社会教育施設損壊 2 件、道路冠水 7 件、被害総額 140 万円
平成 22 年 3 月 13 日	暴風	発達した低気圧の影響により、稚内で最大瞬間風速南西の風 29.7m を記録。公共施設、水産施設、学校施設において一部損壊及び機器の破損が発生した。被害総額 290 万円
平成 22 年 9 月 20 日	大雨	寒冷前線の通過に伴い、稚内で 1 時間降水量 53.5mm を記録。床上浸水 2 件発生。
平成 23 年 9 月 9 日	大雨	気圧の谷の通過により局地的な大雨となり、稚内市潮見で 1 日降水量 80.0mm を記録。床上浸水 1 件、床下浸水 8 件発生したほか、冠水に伴う市道の通行止めが発生した。
平成 24 年 4 月 4 日	暴風雪	発達した低気圧と寒冷前線の通過により、稚内市開運で最大瞬間風速 28.3m を記録。公共施設 3 件と市有物件 1 件で被害が発生した。被害総額 739 万円
平成 24 年 12 月 6 日	暴風雪	発達した低気圧の影響により、稚内市開運で最大瞬間風速 36m を記録。住宅 11 件、公共施設等 17 件、営農施設 28 件、農業用機械 4 件の被害があった。被害総額 594 万円
平成 25 年 1 月 26 日	暴風雪	発達した低気圧の影響により、稚内市開運で最大瞬間風速 29.8m を記録。住宅等 16 件、公共施設等 4 件の被害があった。被害総額 100 万円
平成 25 年 3 月 1 日	暴風雪	発達した低気圧の影響により、稚内市開運で最大瞬間風速 34.1m を記録。公共施設 2 件の被害があった。被害総額 99 万円

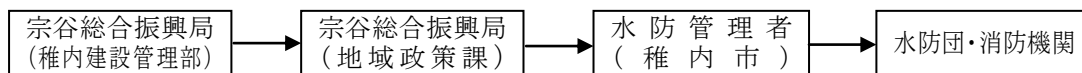
■ 防災会議 組織図



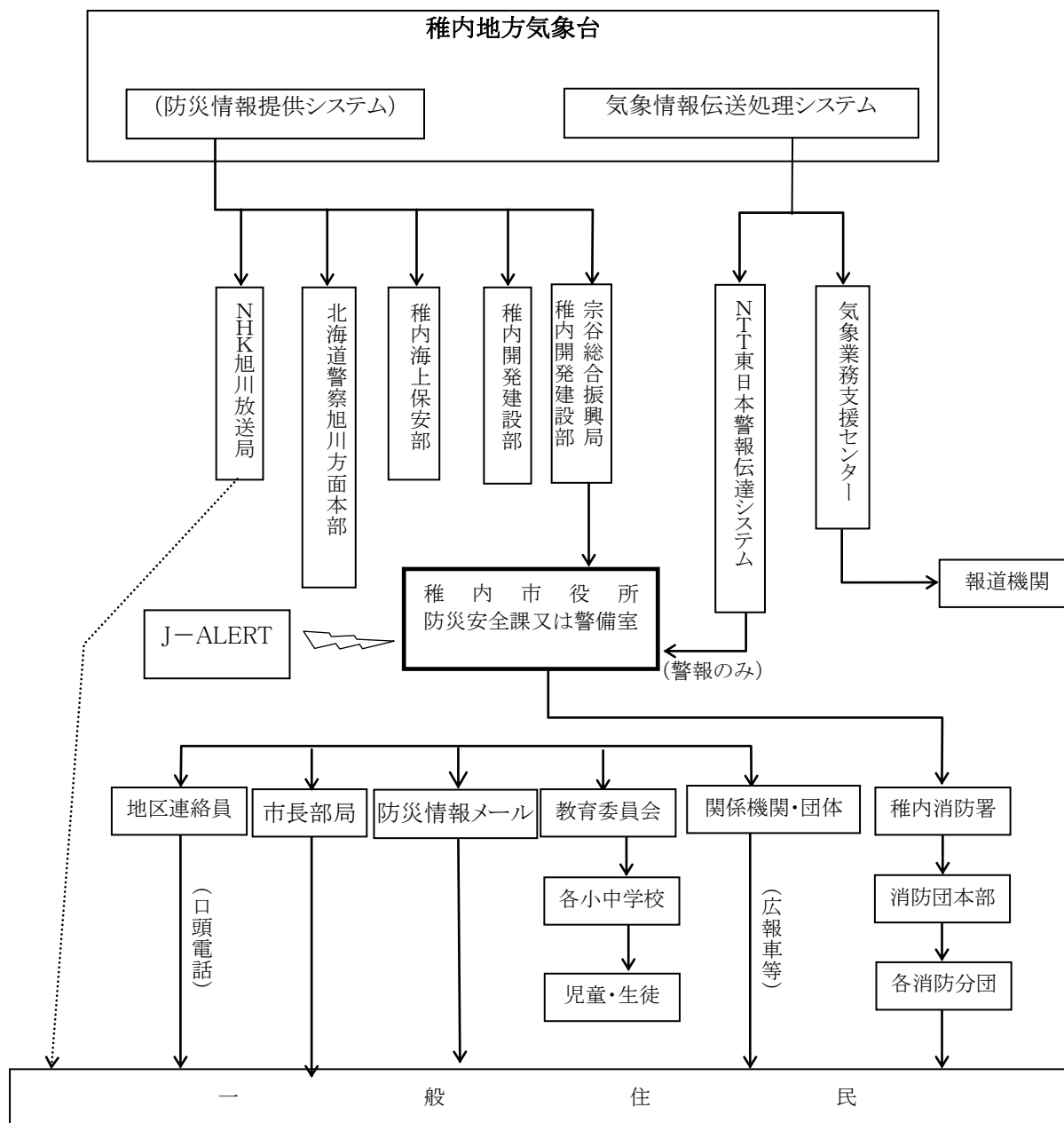
■ 稚内市災害対策本部組織図



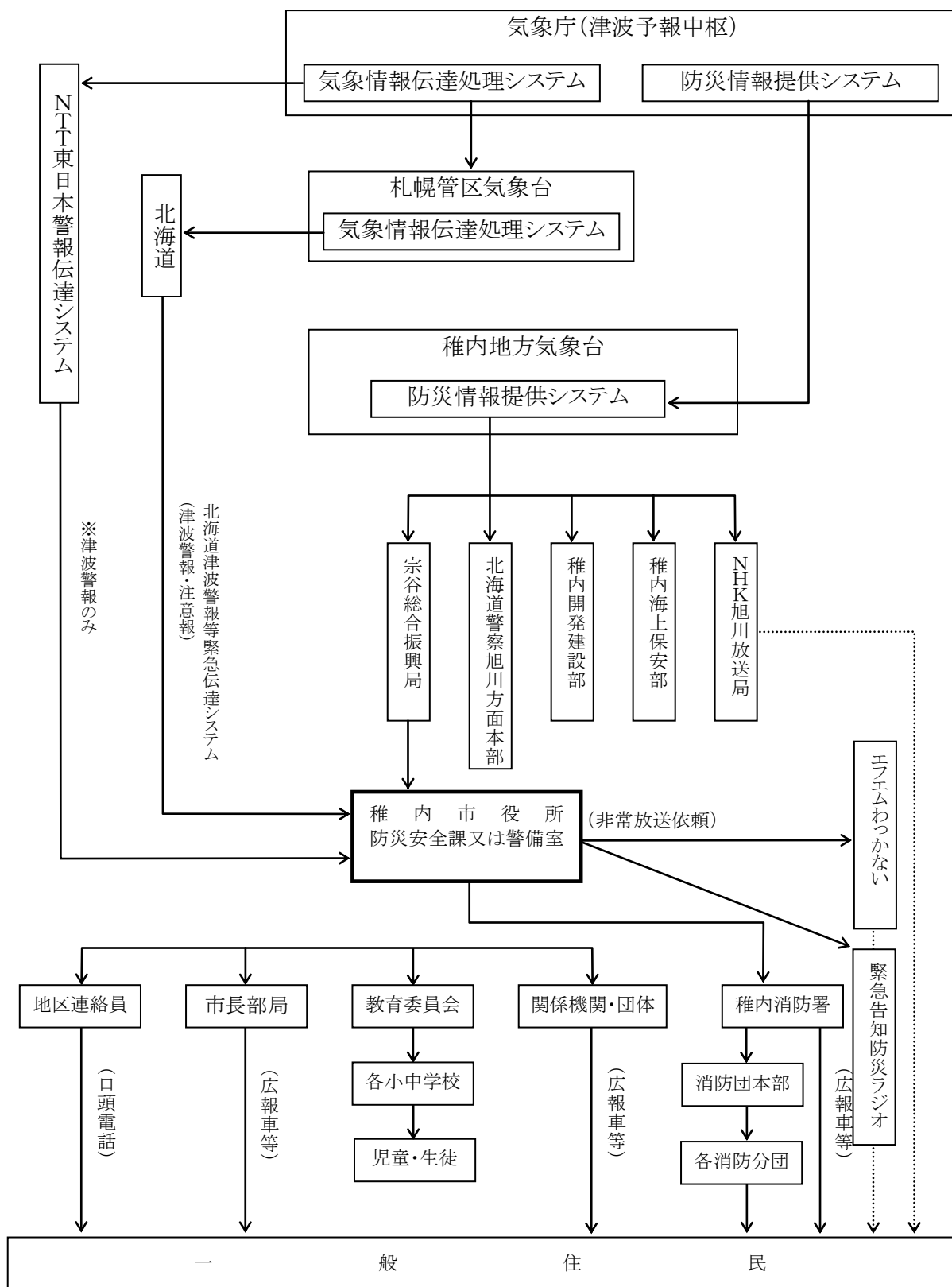
■ 気象予警報等の伝達計画 伝達系統図



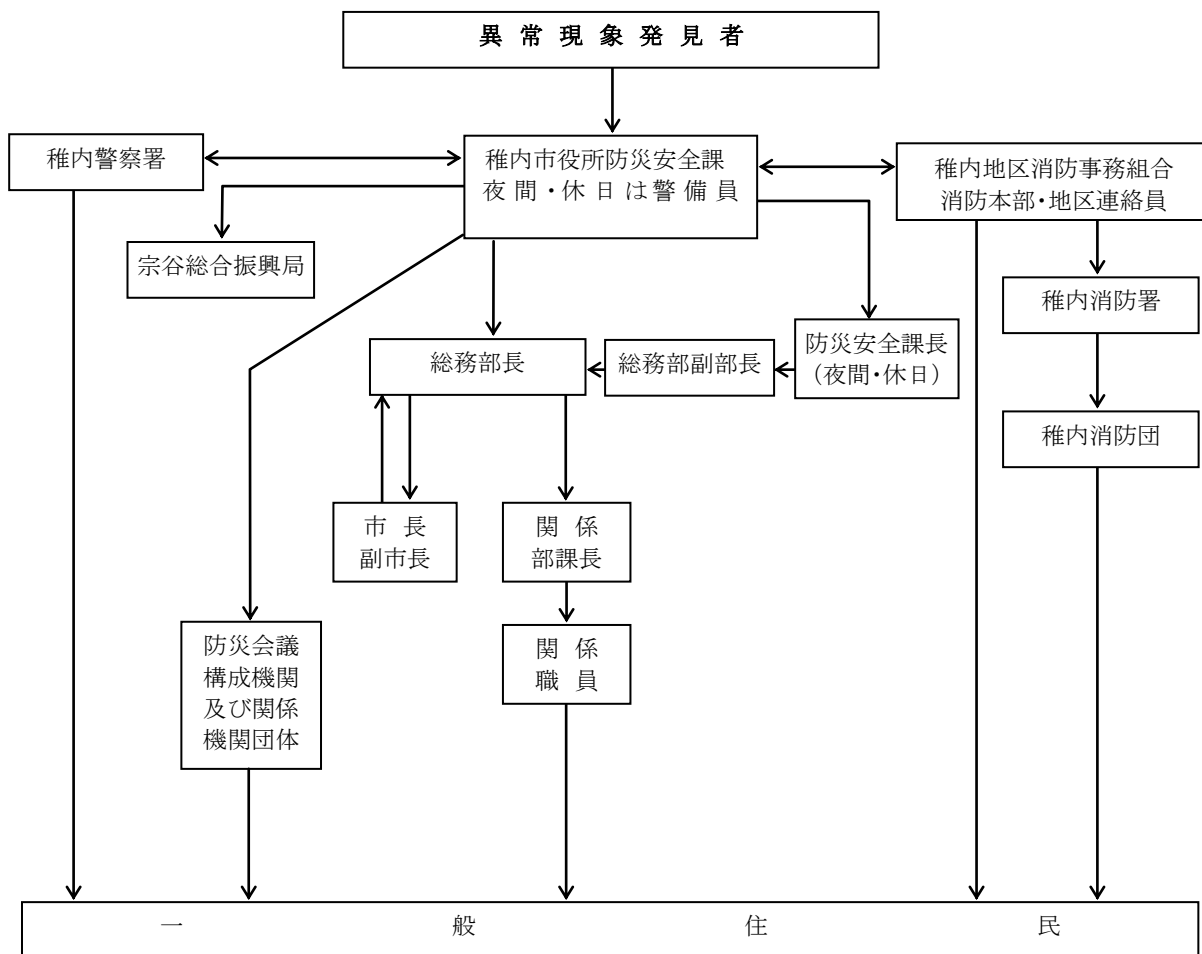
■ 気象注意報、警報、情報伝達系統図



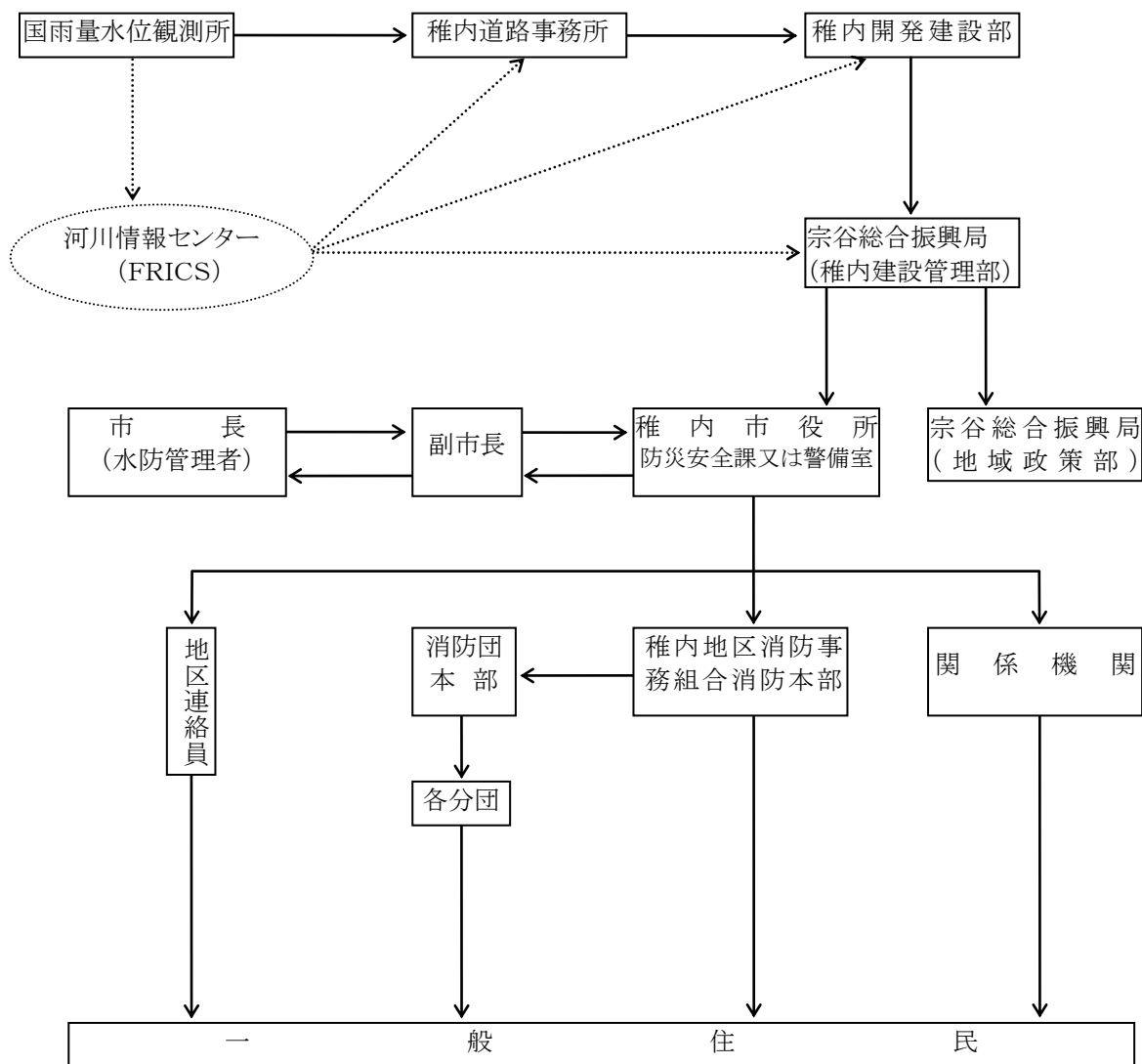
■津波警報、地震及び津波に関する情報伝達系統図



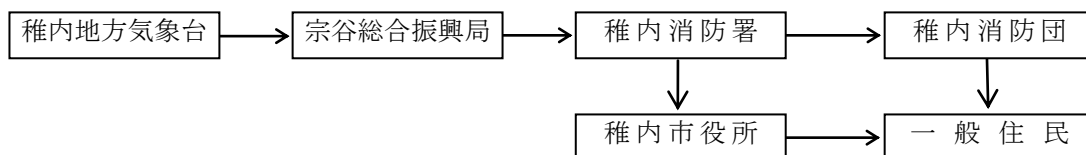
■ 災害情報等の収集及び報告 災害情報連絡系統図



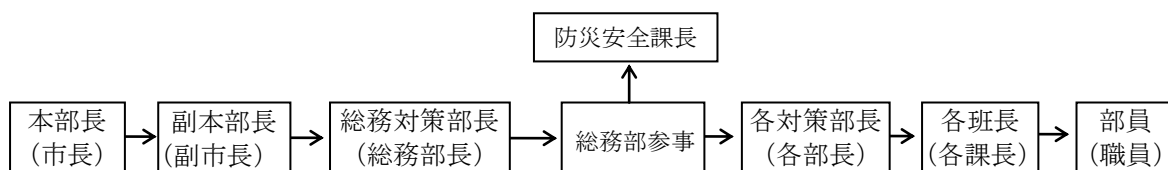
■水防計画 雨量・水位観測通報系統図



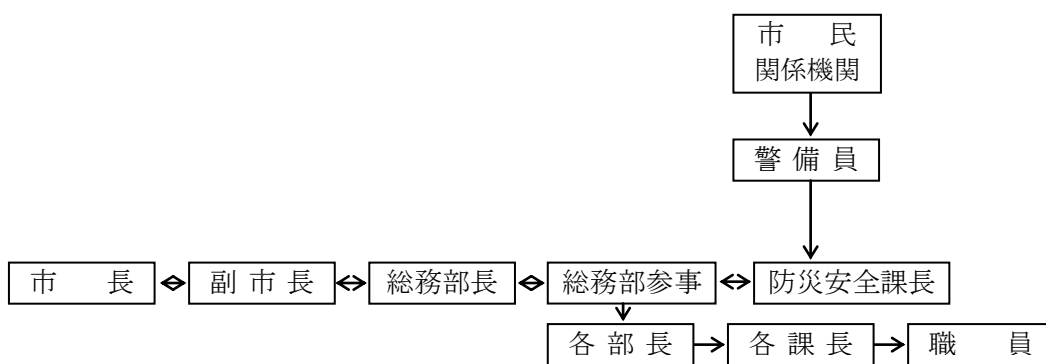
■消防計画 通報系統図



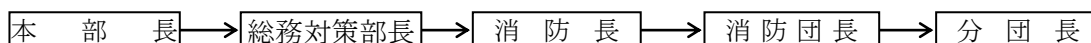
■職員動員 勤務時間内の伝達系統図



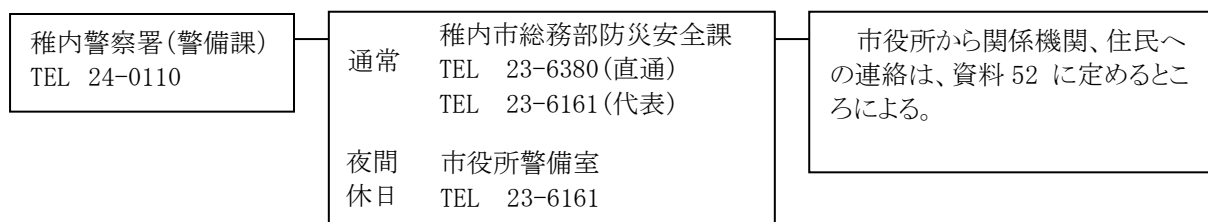
■職員動員 勤務時間外の伝達系統図



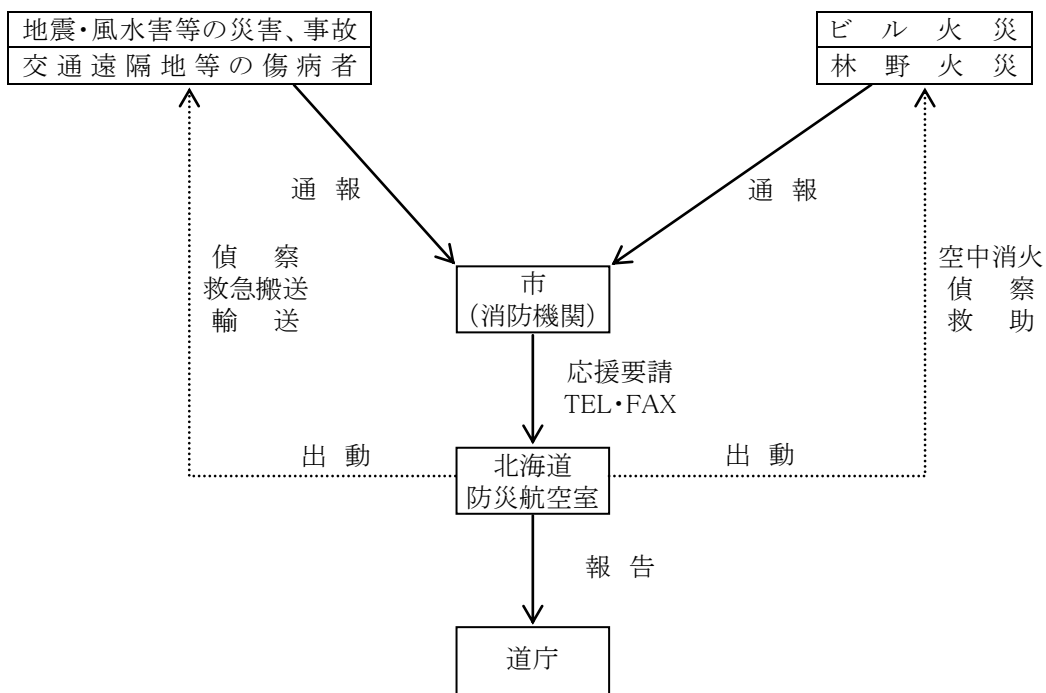
■職員動員 消防機関への伝達系統図



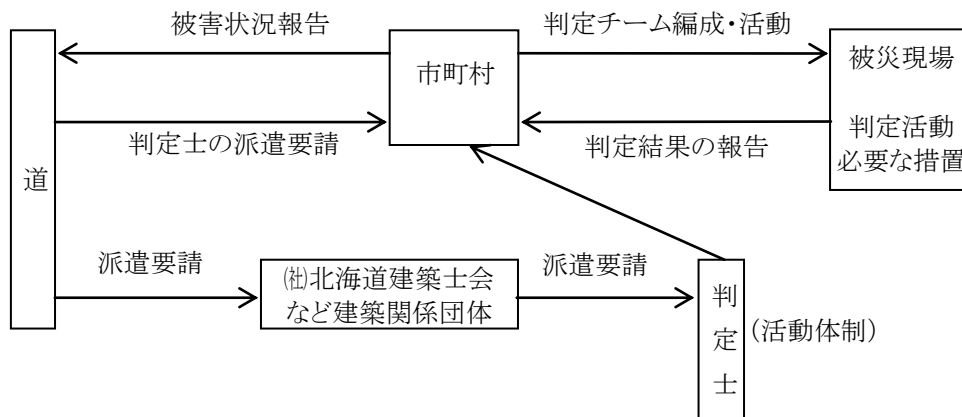
■災害警備 災害情報の伝達系統図



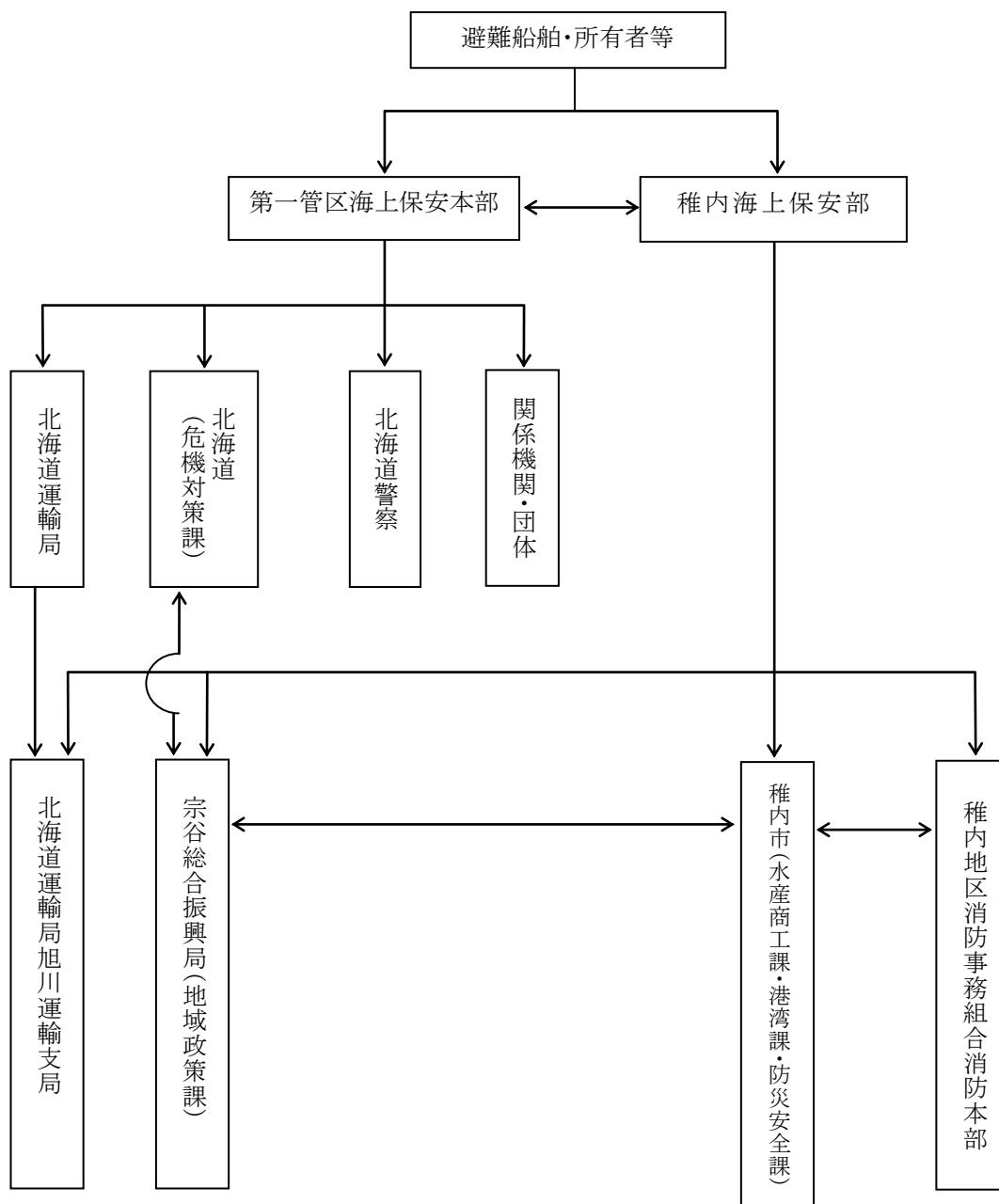
■消防防災ヘリコプター活用計画 消防防災ヘリコプター運行系統図



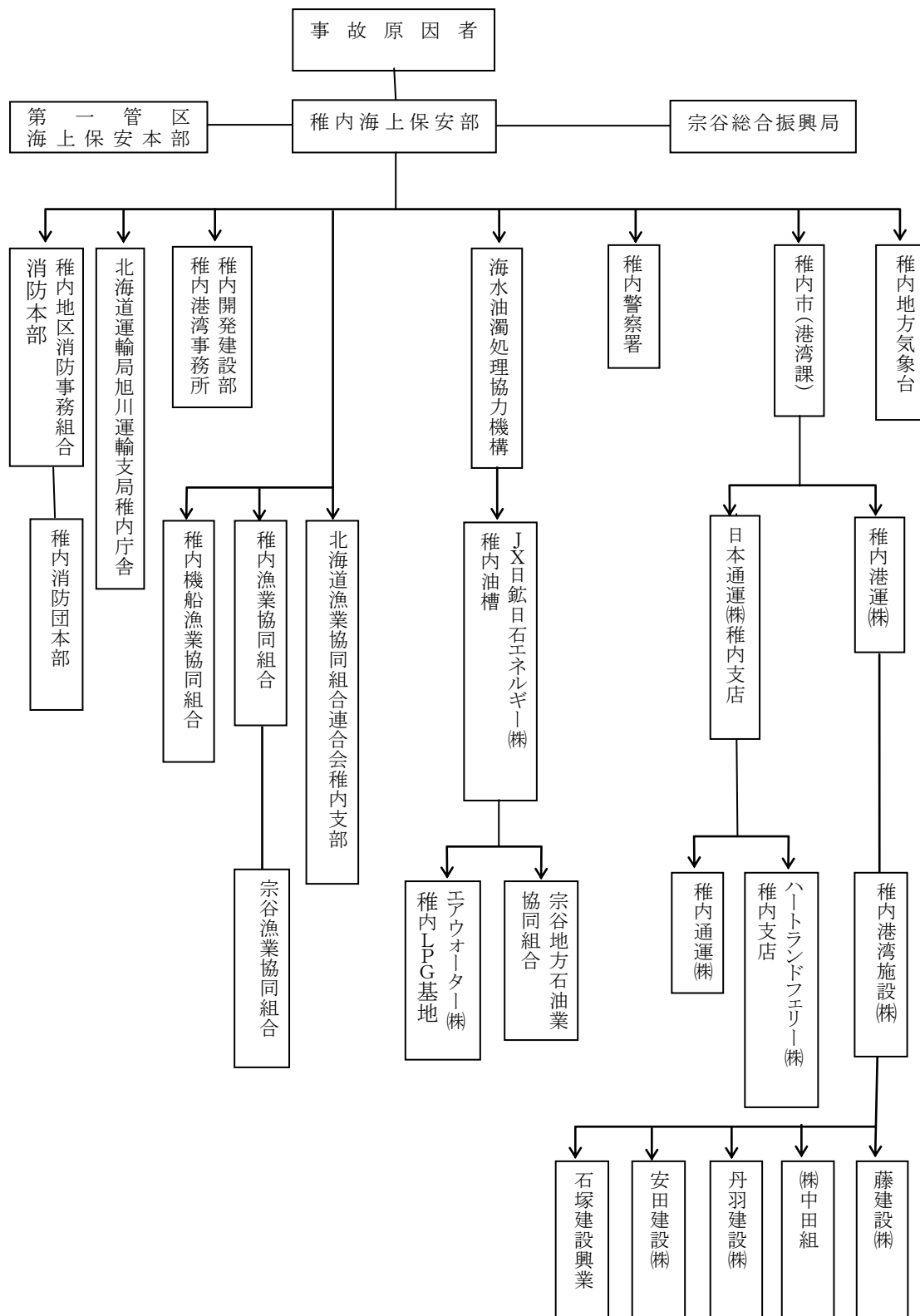
■応急危険度判定の活動体制図



■海上災害に係る情報通信連絡系統図

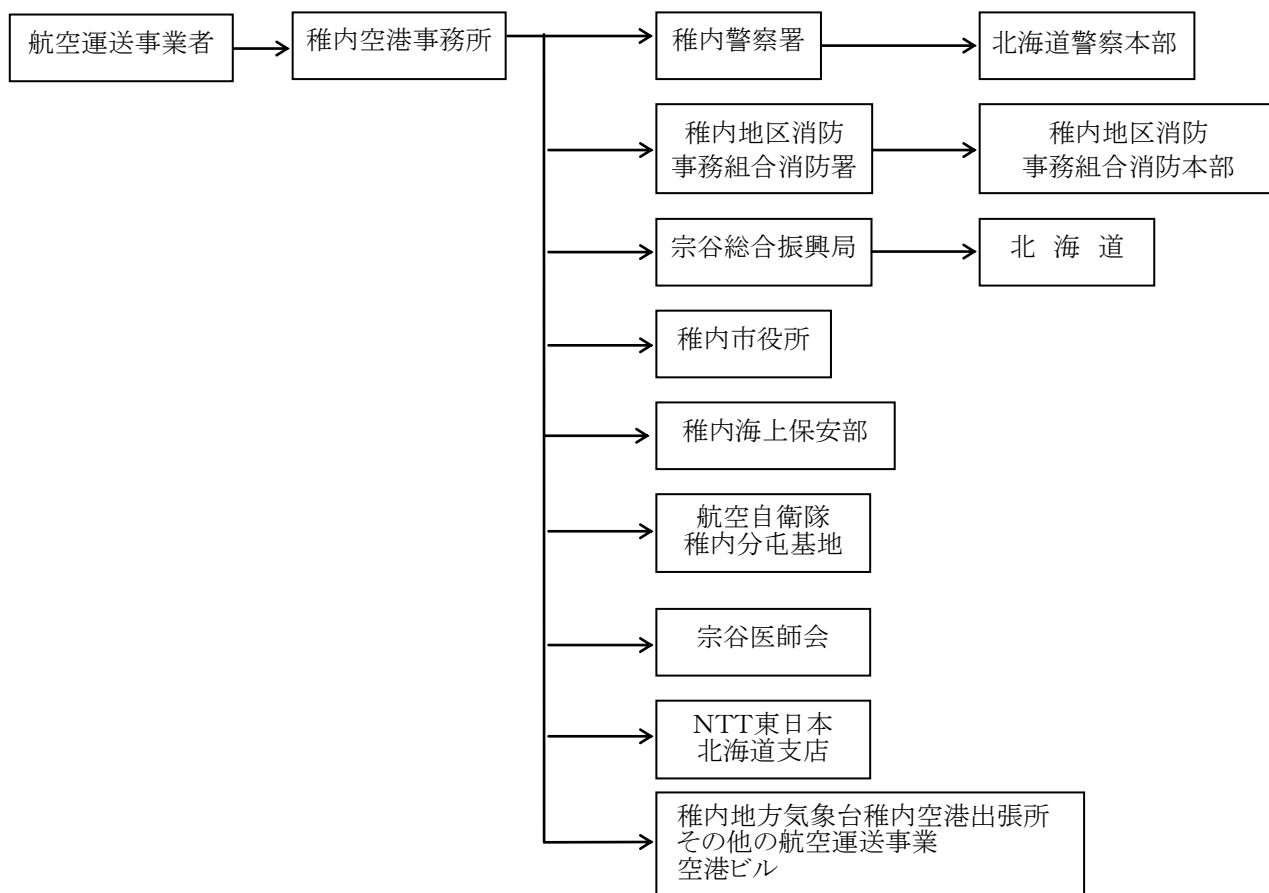


■海上災害対策 事故通報伝達連絡系統

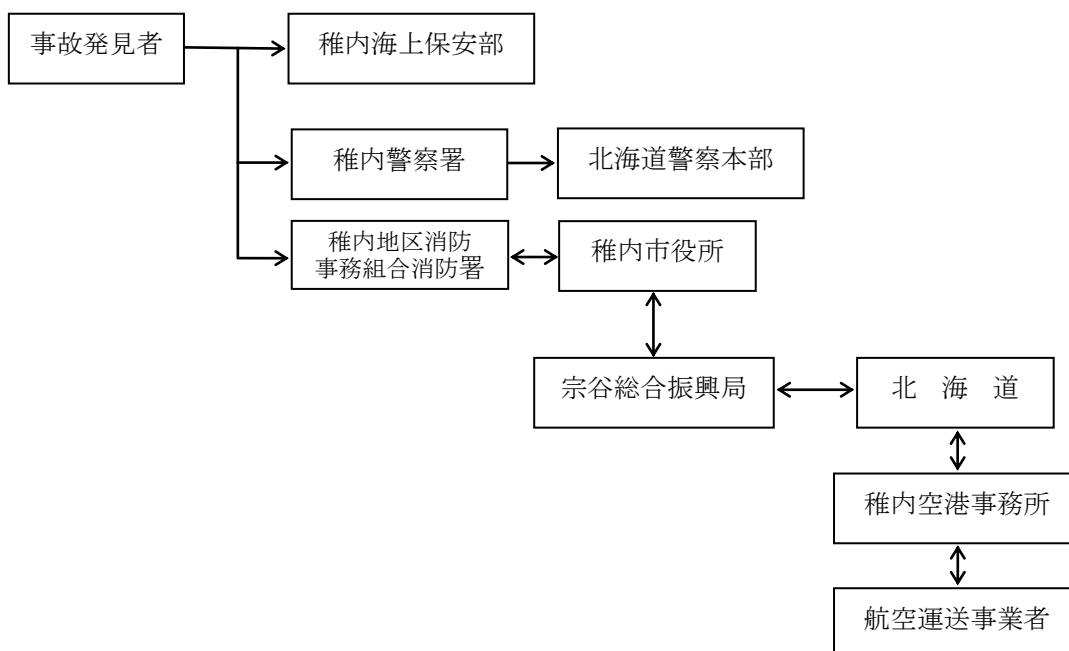


■航空災害対策計画 航空災害発生連絡系統図

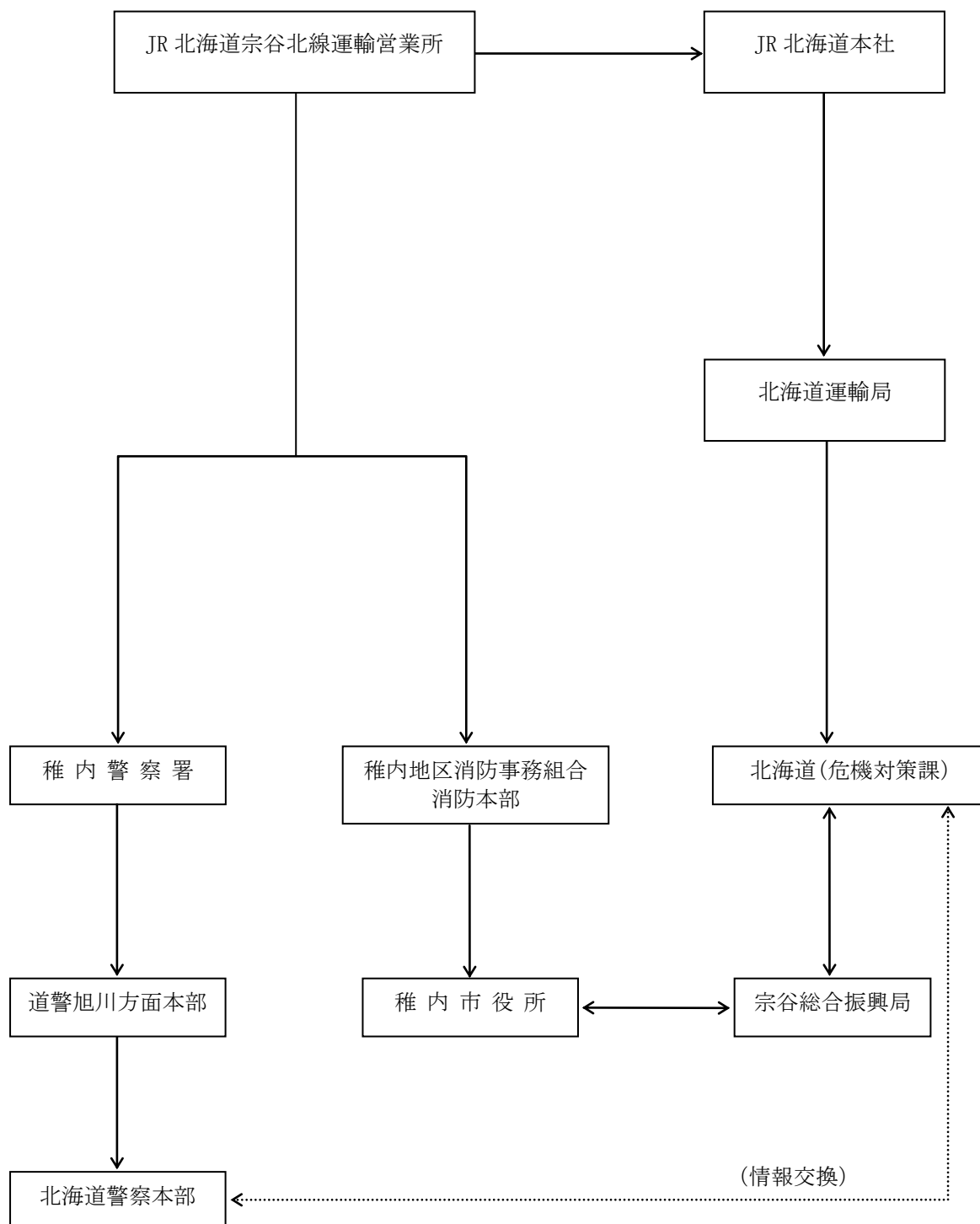
(1) 空港区域内又は空港区域周辺の場合



(2) その他の地域の場合

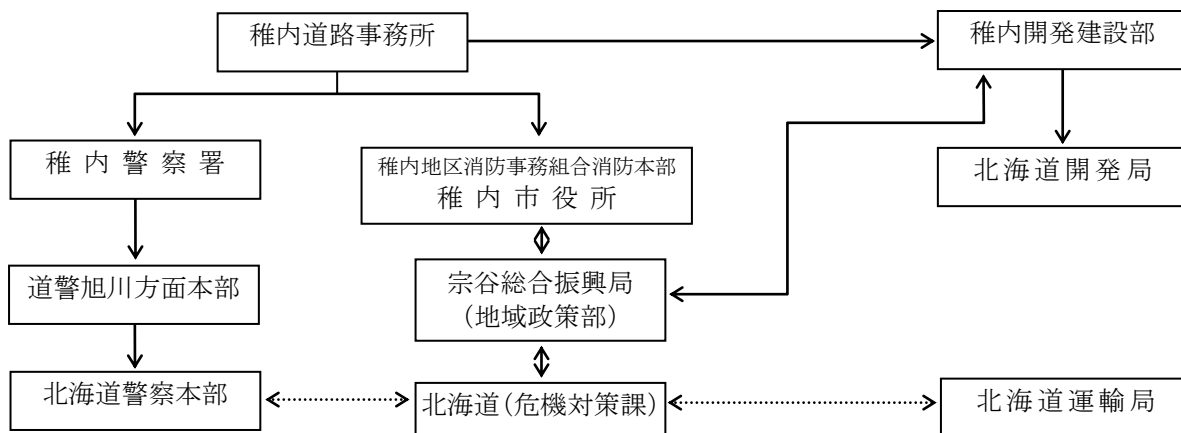


■ 鉄道災害対策計画 情報通信連絡系統図

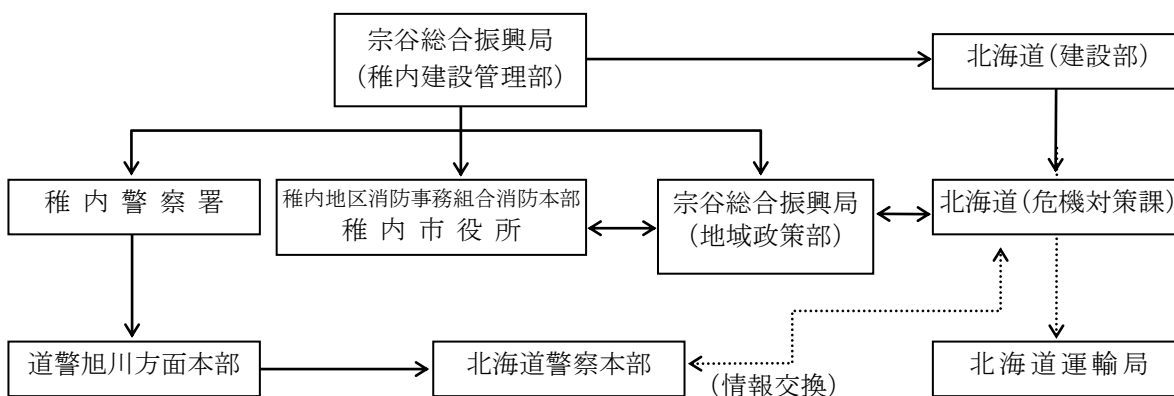


■道路災害対策計画 情報通信連絡系統図

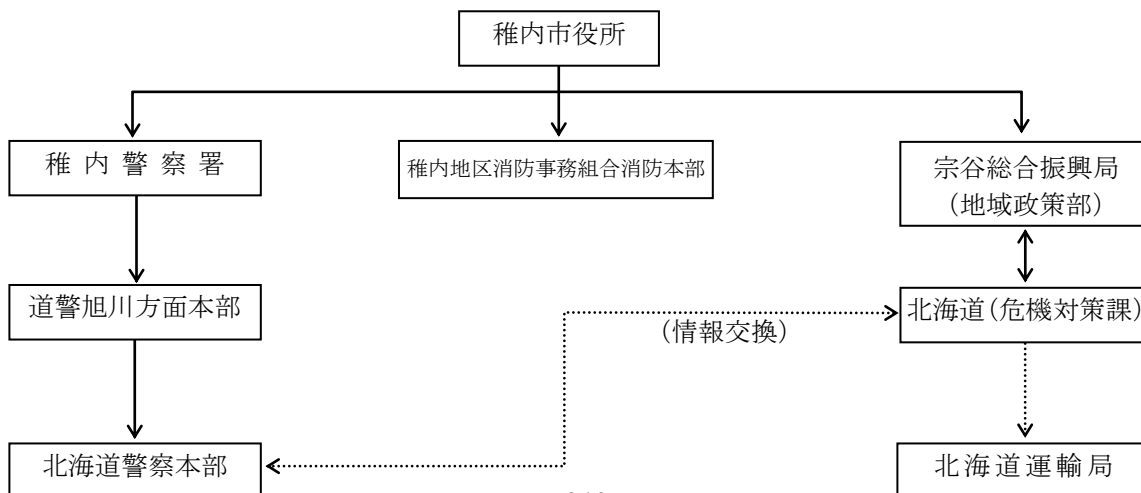
(1) 国が管理する道路の場合



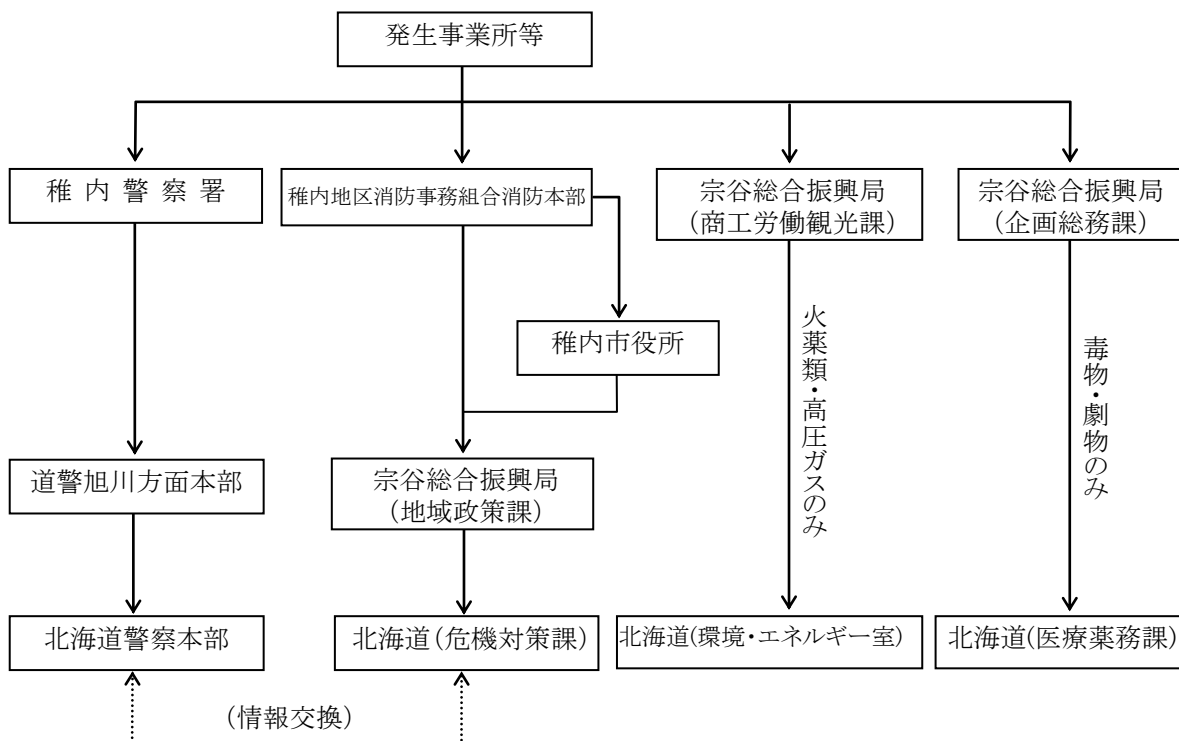
(2) 道が管理する道路の場合



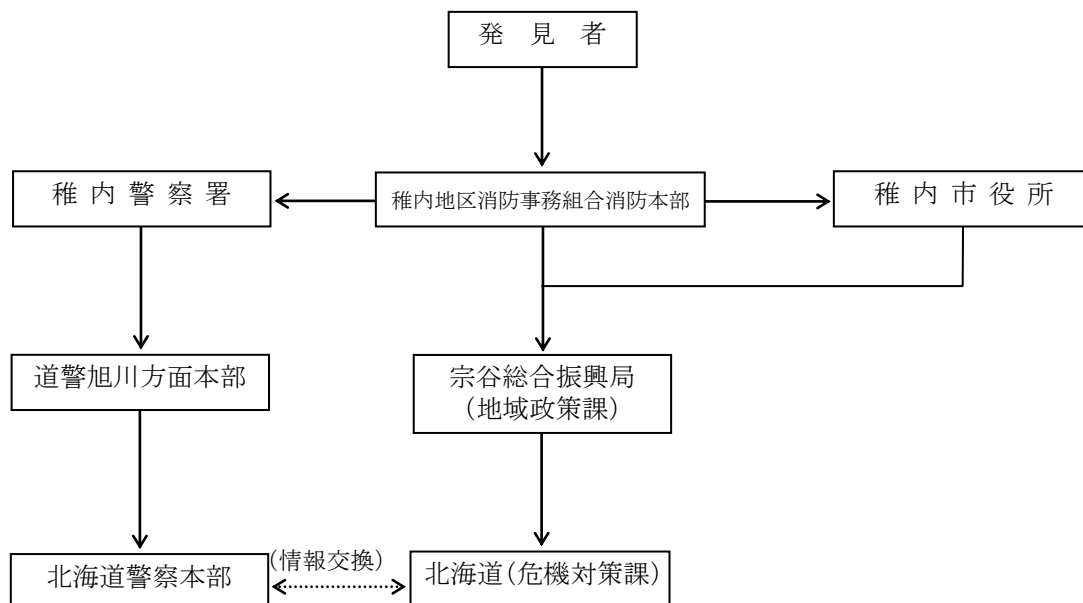
(3) 市が管理する道路の場合



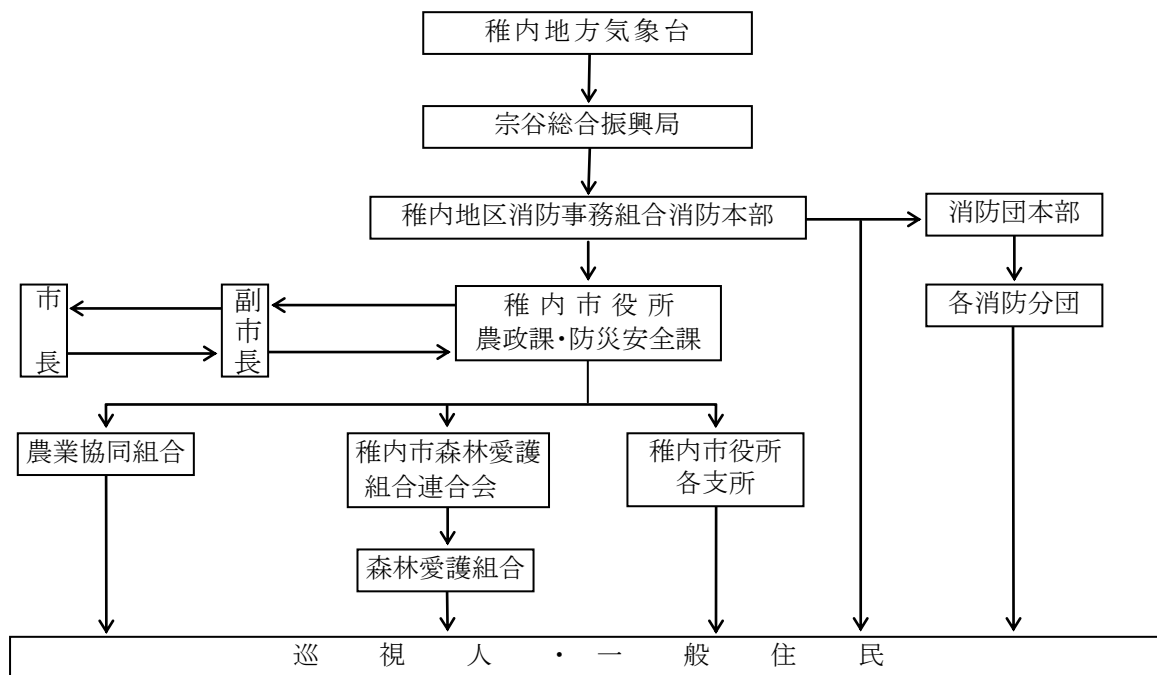
■危険物等災害対策計画 情報通信連絡系統図



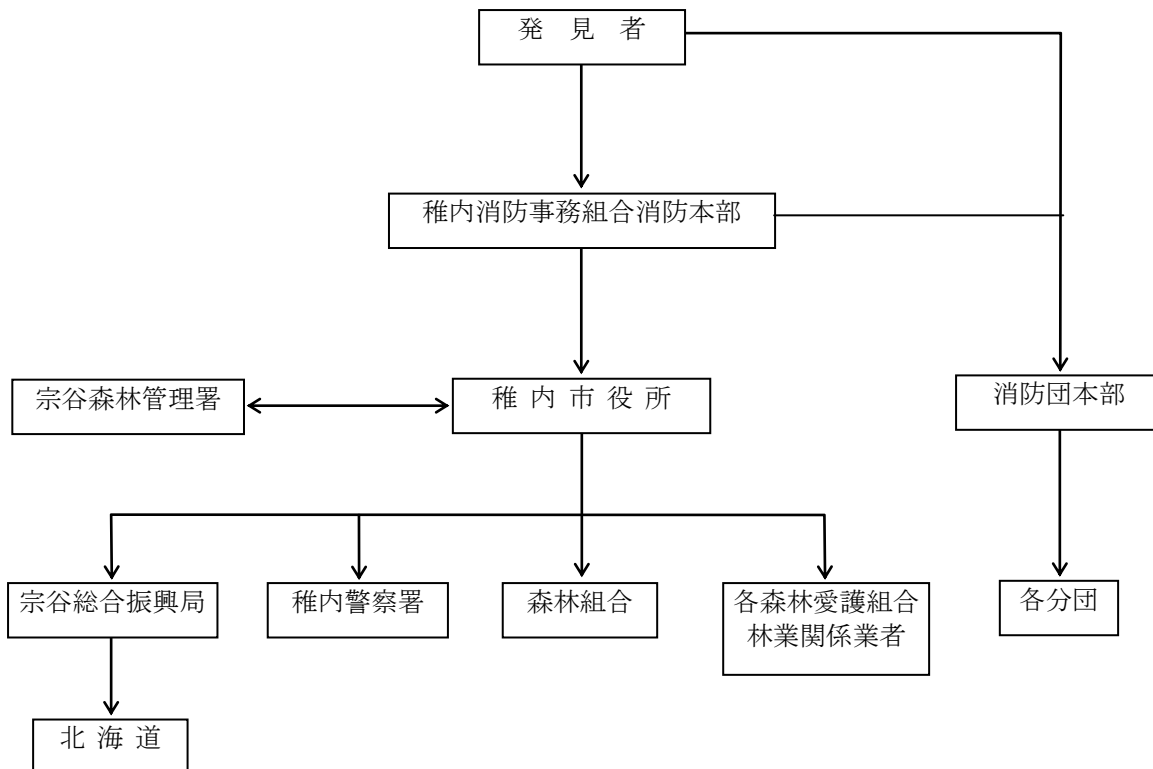
■大規模な火事災害対策計画 情報通信連絡系統図



■ 林野火災対策計画 火災気象通報伝達系統図



■ 林野火災対策計画 山火事発生通報系統図



■様式集

様式1

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在		発 受 信 日 時	月 日 時現在
発 信 機 関			受 信 機 関	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時			災 害 の 原 因	
気象等の状況	雨 河 川 水 量 位 高 速 他 潮 位 波 の 他 風 そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路 道 話 道 鉄 電 水 (飲料水) 気 他 電 そ の 他			
災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
災害救助法の適用状況	地 区 名	被 害 棟 数	罹 災 世 帯	罹 災 人 数
	(救助実施内容)			

被害状況報告 (速報 中間 最終)											
							月 日 時現在				
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因				
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時					受信日時					
項目			件数等	被害金額(千円)		項目			件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道	河川	箇所		
	行方不明	人						海岸	箇所		
	重傷	人						砂防設備	箇所		
	軽傷	人						地すべり	箇所		
	計	人						急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟			事		道路	箇所			
		世帯					橋梁	箇所			
		人					小計	箇所			
	半壊	棟			市町村工事		河川	箇所			
		世帯					道路	箇所			
		人					橋梁	箇所			
	一部破損	棟			計		港湾	箇所			
		世帯					漁港	箇所			
		人					下水道	箇所			
	床上浸水	棟			⑥ 水産被害		漁船	沈没流出	隻		
世帯			破損			隻					
人			小計			隻					
床下浸水	棟			計	漁港施設	箇所					
	世帯				共同利用施設	箇所					
	人				その他施設	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		計	漁具(網)	件				
		その他	棟			水産製品	件				
	半壊	公共建物	棟			その他	件				
		その他	棟			計					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所			
			浸冠水	ha			治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha			林道	箇所			
			浸冠水	ha			林産物	箇所			
	農作物	田	ha	その他			箇所				
		畑	ha	小計		箇所					
	農業用施設	箇所		一般民有林		林地	箇所				
	共同利用施設	箇所				治山施設	箇所				
	営農施設	箇所				林道	箇所				
	畜産被害	箇所				林産物	箇所				
その他	箇所		その他		箇所						
計			小計	箇所							
計				計							

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害				
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計		箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		—
	火 葬 場	箇所				鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸		—	
	そ の 他	件		電 話		回線		—	
	計		件		電 気	戸		—	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸		—		
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		—		
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計			—		
	計		箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
罹 災 世 帯 数			世帯			危 険 物	件		
罹 災 災 者 数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況									
	市 町 村 名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									

様式 3

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 月

至 年 月

(振興局)

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材 25 万円以上使用団体分			備 考
	団体数	活動延 人 員	主要資材	その他資材	計	団体数	使 用 資 材 費		
							主要資材	その他資材	
振 興 局 分 前 回 迄		人	円	円	円				
小 月分 月分 月分 計	-	-							
	-	-							
	-	-							
	-	-							
累 計	-	-							
水防管理団体分 前 回 迄									
小 月分 月分 月分 計	()								
	()								
	()								
累 計						円	円	円	

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の（ ）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には、水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 25 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

救 助 費 概 算 払 申 請 書		文 書 番 号
		年 月 日
宗谷総合振興局長	様	
		稚内市長 印
災害救助法施行細則第 39 条の 2 第 2 項の規定により、救助費の概算払を受けたいので 関係書類を添え申請します。		
記		
1 災害名		
2 災害発生年月日		
3 災害救助法適用年月日		
4 概算払申請額		
5 救助費算出内訳(別紙のとおり)		

救 助 算 出 内 訳

種 目 別 区 分	員 数	基 準 単 価	基 準 単 価	備 考
避 難 所 設 置 費	延 人	円	円	
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
炊 出 し そ の 他 に よ る 食 料 品 給 与 費	延 人			
飲 料 水 供 給 費	延 人			
被 服 寝 具 そ の 他 生 活 必 需 品 給 (貸) 与 費	延 人			
医 療 及 び 助 産 費	延 人			
災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
住 宅 の 応 急 修 理 費	世 帯			
学 用 品 の 給 与 費				
小 学 校 児 童	人			
中 学 校 生 徒	人			
埋 葬 費				
大 人	体			
小 人	体			
死 体 の 捜 索 費	体			
死 体 の 処 理 費	体			
障 害 物 の 除 去 費	世 帯			
輸 送 費				
賃 金 職 員 等 雇 上 費	延 人			
合 計				

救助実施記録日計表

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	遺捜	遺埋
	障	仮住	品目	医療

稚内市

責任者 _____ (印)

地区代表者 _____ (印)

No. _____ 年 月 日 () 時 分

員 数 (世帯)	
品目(数量金額)	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

【記入要領】

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録表欄外の「No.欄」には、記録表作成ごとに一連の番号を付するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えば、No.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11(No.5 訂正)と記載し、前回分 No.5 の記録票には朱で×印を付し、(No.11 に訂正済み)とし、破棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を付し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録表欄外の「救助の種類」欄の該当の救助名を○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入すること。
- 4 機械器具等を無償で借り上げた場合についても記録票を作成すること。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とすること。
- 6 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録表を作成すること。

【報告要領】

	救助の種類	報告事項
避	避難所の設置	箇所数、避難人員
炊	炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
水	飲料水の供給	対象人員
救出	災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
修理	災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学	学用品の給与	小中学校別対象者及び給与点数
遺捜	遺体の捜索	遺体処理数
遺埋	遺体の埋葬	埋葬数
障	障害物の除去	対処世帯数
仮住	応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数
品目	被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯
医療	医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数

様式 7

救助の種目別物資受払状況

稚内市

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	適用	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品供与用								
給水用機械器具燃料浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								
計								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 物資等において、道よりの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の券及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。
 5 本様式は、災害救助法の適用時にはその事務のため用いる。

様式 8

避難所設置及び収容状況

稚内市

避難所の名称	種別	開設期間 月日 ～ 月日	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		既存建物 野外仮設 天幕						
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
 4 本表は、災害救助法の適用時にはその事務のために用いる。

様式 9

被災者救出状況記録簿

稚内市

年月日	救出人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名称	借上費		修繕費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修繕月日	修繕費			
月日	人			円	月日	円		円	円	
計										

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 本表は、災害救助法の適用時にはその事務のために用いる。

様式 10

炊 出 し 給 与 状 況

稚内市

炊出し場の名称	月 日			月 日			合計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
合 計									

- (注) 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 2 この様式は、災害救助法が適用された場合、その事務のために用いる。

様式 11

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

平成 年 月 日 時現在

稚内市

世帯構成 員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯	計	小 学 校	中 学 校
	全 壊 (焼)												
流 失													
半 壊 (焼)													
床 上 (下) 浸 水													
合 計													

物資購入(配分)計画表

全壊(焼)、流身世帯分

稚内市

品名	単価	1人世帯 (基準額) 円				2人世帯 (基準額) 円				3人世帯 (基準額) 円				計				備考
		数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																		

- (注)1 本表は、全壊(焼)、流身世帯分と半壊(焼)及び床上浸水世帯分に分けて作成すること。
- 2 「品目」欄は、寝具、被服、その他生活必需品の順に記入すること。
- 3 各品目毎の「備考」欄に、道及び市調達分を明らかにしておくこと。

物資の給与状況

稚内市

住家被害程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	物資給与の品名				実支出額 円	備考
				布団	毛布	〇〇			
		人	月日						
計	全壊 半壊	世帯 世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。
 4 本表は、災害救助法が適用された場合には、その事務に用いる。

様式 14

物 資 受 払 簿

品 目						稚内市
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考	
計	道 調 達 分					
	市 調 達 分					

- (注) 1 「摘要」欄は、購入先、受入先及び払出先を記入すること。
 2 「最終行」欄は、道からの受入分及び市調達分別に受・払・残の計及び金額を記入すること。

様式 15

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

住 宅 被 害	1 全壊(焼)	2 流失	世 帯 構 成 員 数	
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水		

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住 所
世帯主 氏 名

印

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

- (注) 被災者が記入する受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

様式 16

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

稚内市

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家 族 数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実 支 出 費	備 考
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な
 図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設地の住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 本表は、災害救助法にかかる事務のために用いる。

様式 17

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

稚内市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘 要
		月日	円	
計	世帯			

- (注) 1 本表は、災害救助法適用時には、その事務のために用いる。

飲 料 水 の 供 給 簿

稚内市

供 給 月 日	対 象 人 員	給 水 用 機 械 器 具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	概 修 繕 要 の			
計											

- (注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 3 本様式は、災害救助法が適用された場合には、その事務のため用いる。

様式 19

救 護 班 活 動 状 況

〇〇救護班

班長: 医師 氏名

印

月 日	市町村名	患 者 数	措置の概要	死体検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式 20

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

稚内市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診 療 区 分		診療報酬数		備 考
				入院	通院	入院	通院	
						人		
計 機関								

(注)「診療区分」欄は該当欄に〇印を記入すること。

様式 21

助 産 台 帳

稚内市

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	
			月 日～ 月 日	円	
計					

遺体の搜索状況記録簿

稚内市

年 月 日	搜索人員	搜索用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借上費		修繕費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修理月日	修繕費			
計										

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、借上費「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。
- 4 本様式は、災害救助法適用の場合には、その事務のため用いる。

遺体処理台帳

稚内市

処 理 年 月 日	遺体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		戦場等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏 名	死亡者との関係	品 名	数 量	金 額				
計		人									

- (注) 本様式は、災害救助法適用時には、その事務のため用いる。

埋 葬 台 帳

稚内市

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費			備 考
		氏 名	年 齢	死亡者との 関 係	氏 名	棺 (付属品 を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	
計		人							

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、災害救助法適用時には、その事務のために用いる。

障 害 物 除 去 の 状 況

稚内市

住家被害 程度区分		氏 名	除去に要した期間 月 日～月 日	実支出額	除去に要すべき 状 態 の 概 要	備 考
計	半 壊 (焼)	世帯				
	床 上 浸 水	世帯				

輸 送 記 録 簿

稚内市

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕			燃料費	実支出額	備考
			使用車両等			故障車両等					
			種類	台数	金額	名称番号	所有者氏名	修繕月日			
					円			円		円	
計											

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的(又は救助の種類)を記入すること。
 2 市の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 本様式は、災害救助法の適用時には、その事務のため用いる。

賃金作業員雇用台帳

稚内市

(救助種別名)			月 分					基本賃金		割増賃金		給 与 額
住 所	氏 名	日 額	日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額	
計												

- (注) 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。
 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間時間外に就労したものは「1.5」と表示すること。

学 用 品 の 給 与 状 況

稚内市

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
計	小学校	人									円	
	中学校	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

平成 年 月 日

給与責任者(学校長)

氏名

印

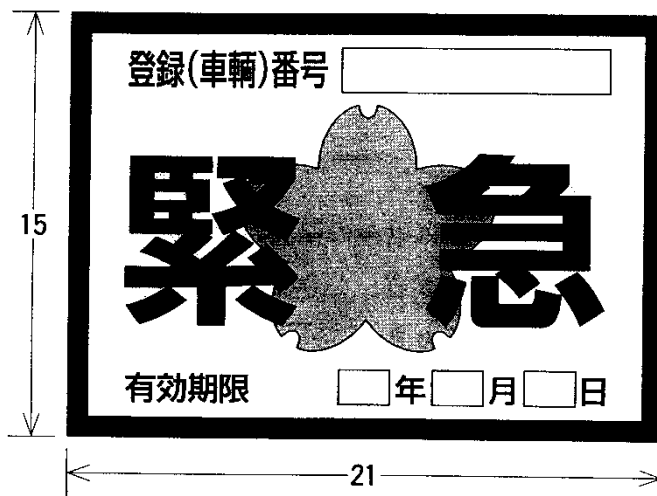
(注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式 29

参考

災害対策基本法施行規則 別記様式第 3(第 6 条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

災害対策基本法施行規則 別記様式第 4(第 6 条関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に指示されている番号			
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 日	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

宗谷総合振興局長 様

稚内市長

自衛隊災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請いたします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(注)連絡責任者(所属課・グループ、職名、氏名)及び連絡先を必ず明記のこと。

(総務部総務課)

宗谷総合振興局長 様

稚 内 市 長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付(要請文書番号)をもって要請した自衛隊の災害派遣については、派遣の目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

(総務部総務課)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時:平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関 名								
		担 当 者 職 氏 名								
		連 絡 先		TEL			FAX			
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知	平成 年 月 日 時 分								
	災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分								
	災 害 発 生 場 所									
	災 害 名									
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況									
派 遣 を 必 要 と す る 区 域					希 望 す る 活 動 内 容					
気 象 の 状 況										
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名									
	特 記 事 項	(照明、目マーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)								
必 要 と す る 資 機 材					現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況					
					特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先					救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況					
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名									
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況									
現 地 最 高 指 揮 者	(機関名)				(職・氏名)					
無 線 連 絡 方 法	(周 波 数) Hz									
そ の 他 参 考 と な る 事 項										
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考	

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

稚内市長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)								
	消防防災ヘリコプターによる活動内容								
災害発生状況・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

■ 関係機関と稚内市との協定一覧

協 定 先 名	協 定 名 称	締 結 年 月 日
株式会社エフエムわっかない	災害発生時等における緊急放送に関する協定	平成26年 8月 1日
株式会社セイコーマート	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成16年12月 7日
生活協同組合コープさっぽろ ※1	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成17年 3月21日
ホームック株式会社	災害時における資器材等物資の供給協力に関する協定	平成17年10月 6日
北雄ラッキー株式会社	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成17年11月 1日
株式会社エーコープ旭川※2	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成18年 4月 1日
稚内管工事業協同組合	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成18年 5月10日
稚内空調衛生工事業協会	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成18年 5月10日
稚内商工会議所	災害時の一時避難施設としての使用に関する協定	平成18年12月10日
宗谷地方石油業協同組合	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	平成25年4月1日
北海道建設機械リース業協会 宗谷支部	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	平成20年 6月17日
稚内市内郵便局	災害発生時における稚内市と稚内市内郵便局の協力に関する協定	平成26年3月24日
稚内市建友会	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成20年12月25日
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定	平成21年 8月 5日
北海道エルピーガス協会 災害対策協議会※3	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定	平成22年 7月 1日
一般法人北海道電気保安協会	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成25年4月1日
北部電気工事業協同組合 稚内支部	災害時における電気設備の応急・復旧に関する協定	平成23年 3月25日
道内卸売市場	道内卸売市場による災害時相互応援協定	平成25年8月29日
日本水道協会北海道地方支部 道北地区協議会	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会 災害時相互応援に関する協定書	平成19年8月1日

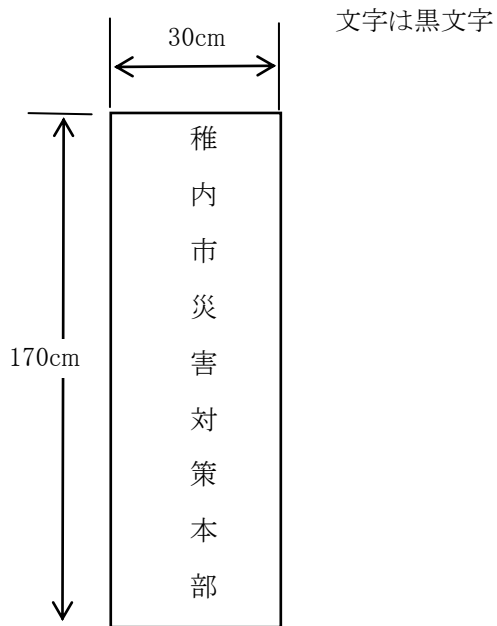
※1 旧団体の宗谷市民生活協同組合と平成16年12月1日に締結し、組織変更に伴い再締結した

※2 旧団体の稚内農業協同組合と平成16年12月1日に締結し、組織変更に伴い再締結した

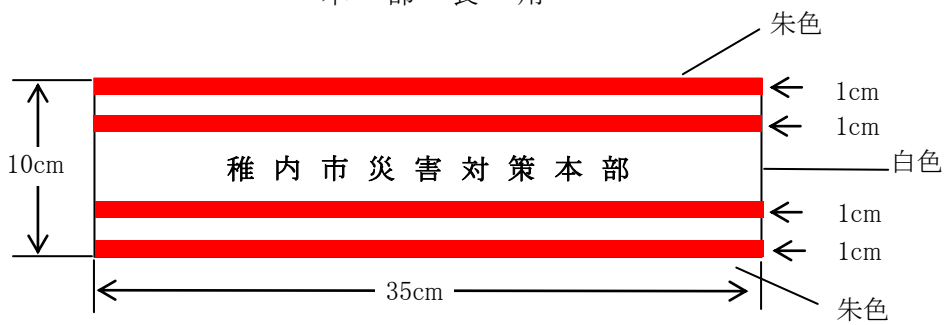
※3 旧団体の北海道エルピーガス協会宗谷支部と平成21年8月26日に協定を締結していたが、北海道エルピーガス協会災害対策協議会として道内全市町村と締結することとしたため、再締結した。

■ 掲示板、腕章、標旗のデザイン

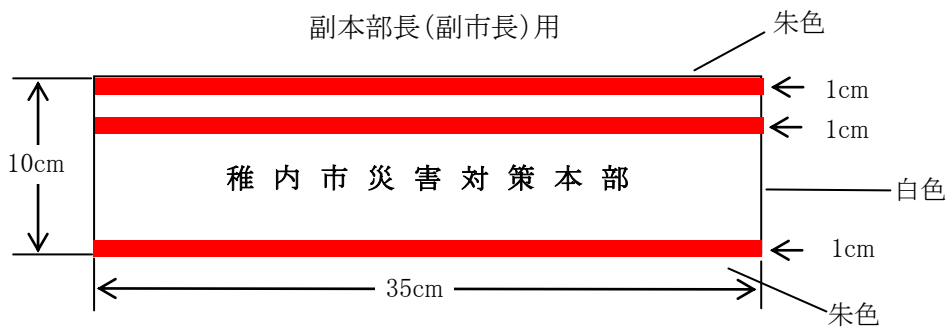
掲 示 板



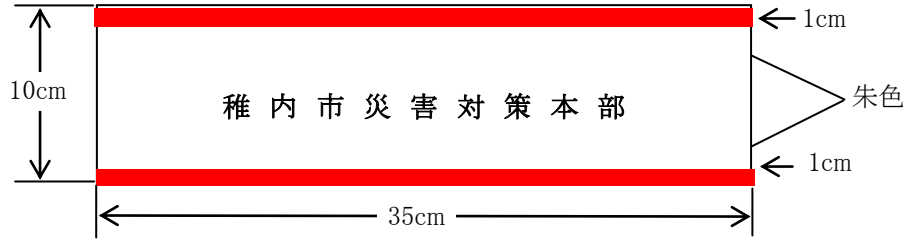
腕 章
本 部 長 用



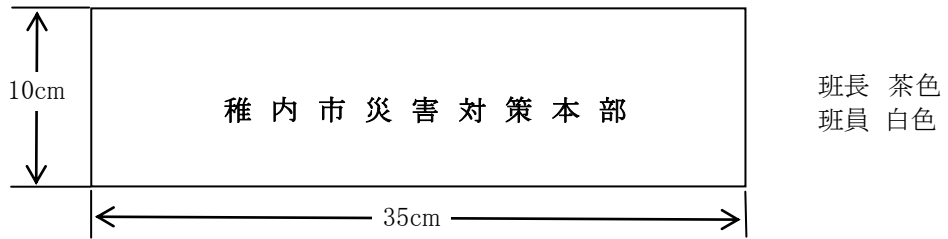
副本部長(副市長)用



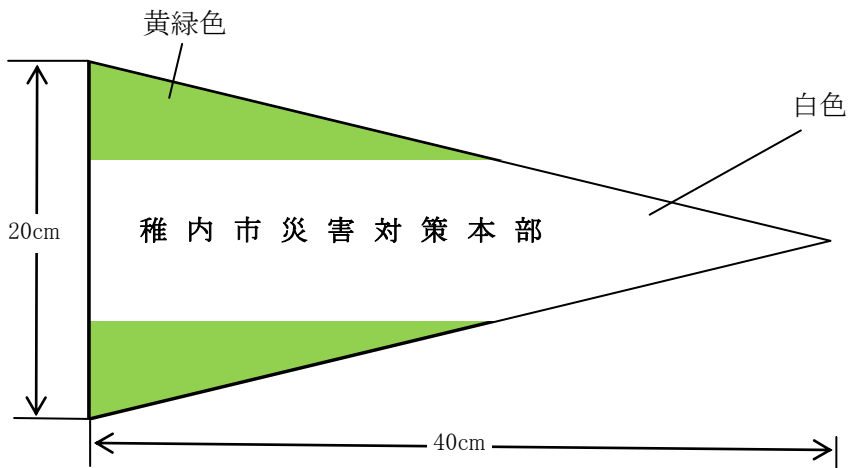
部長用



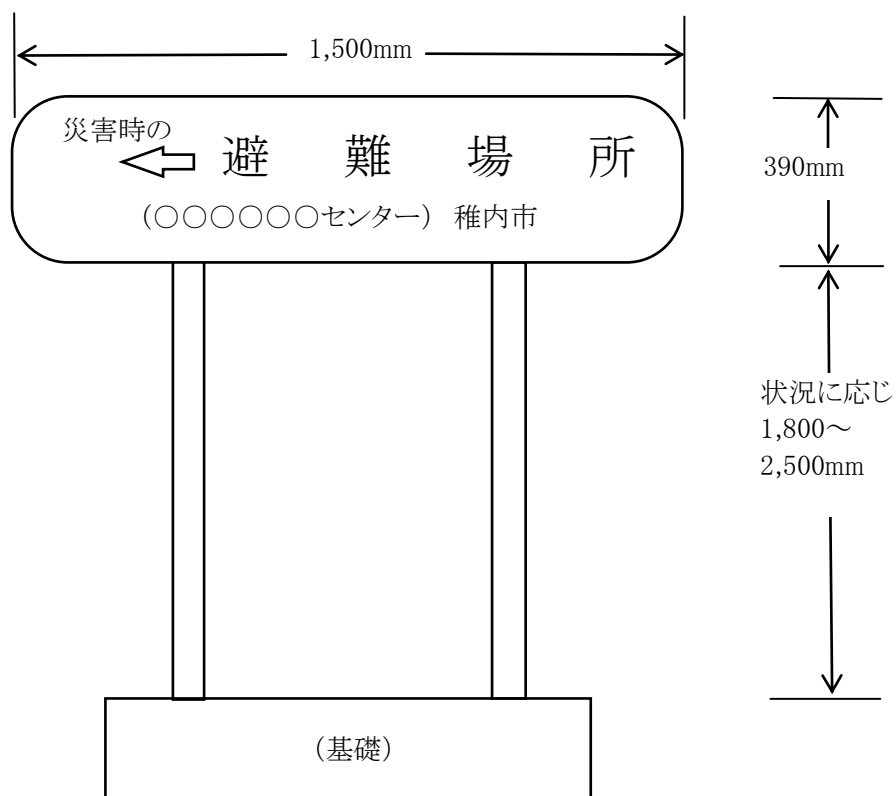
部員用



標旗



■避難場所案内板



- (注)1 地板は白とし、「避難場所」の文字と「←」を濃紺、その他の文字を空色とする。
 2 必要に応じて「災害時の」部分を「災害時(津波)の」と変更して使用するものとする。
 3 表示板の材質はアルミを、ポールは亜鉛メッキを使用する。